

令和6年3月6日（水）

令和6年（2024年）川崎市議会

予算審査特別委員会記録

【速報版】

（第2日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

日程

1 議案の審査(第2日)

- (1) 議案第38号 令和6年度川崎市一般会計予算
- (2) 議案第39号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計予算
- (3) 議案第40号 令和6年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- (4) 議案第41号 令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- (5) 議案第42号 令和6年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- (6) 議案第43号 令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (7) 議案第44号 令和6年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- (8) 議案第45号 令和6年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- (9) 議案第46号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- (10) 議案第47号 令和6年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- (11) 議案第48号 令和6年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- (12) 議案第49号 令和6年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- (13) 議案第50号 令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- (14) 議案第51号 令和6年度川崎市公債管理特別会計予算
- (15) 議案第52号 令和6年度川崎市病院事業会計予算
- (16) 議案第53号 令和6年度川崎市下水道事業会計予算
- (17) 議案第54号 令和6年度川崎市水道事業会計予算
- (18) 議案第55号 令和6年度川崎市工業用水道事業会計予算
- (19) 議案第56号 令和6年度川崎市自動車運送事業会計予算
- (20) 議案第88号 令和6年度川崎市一般会計補正予算

出席委員 (57人)

重 富 達 也
 飯 田 満
 三 宅 隆 介
 嶋 凌 汰
 井 土 清 貴
 田 倉 俊 輔
 枝 川 舞
 柳 沢 優
 加 藤 孝 明
 山 田 瑛 理
 月 本 琢 也
 吉 沢 章 子
 齋 藤 温 子
 小 堀 祥 子
 那 須 野 純 花
 高 戸 友 子
 三 浦 恵 美
 高 橋 美 里
 長 谷 川 智 一
 嶋 田 和 礼
 工 藤 大 輔
 浦 田 浩 二
 平 山 正 裕
 上 原 務 彦
 各 沢 孝 雄
 矢 末 永 直
 市 古 郎
 後 藤 真 左 美
 渡 辺 学
 岩 田 英 高
 仁 平 克 枝
 鈴 木 朋 子
 林 敏 夫
 押 本 吉 司
 春 孝 明
 川 島 雅 裕
 河 野 ゆかり
 野 田 雅 之

原 典 之
 青 木 功 雄
 橋 本 勝
 山 崎 直 史
 宗 田 裕 之
 井 口 真 美
 石 川 建 二
 木 庭 理香子
 織 田 勝 久
 雨 笠 裕 治
 田 村 伸 一
 浜 田 昌 利
 かわの 忠 正
 松 原 成 文
 石 田 康 博
 浅 野 文 直
 大 島 明 夫
 嶋 崎 嘉 夫

欠席委員 (3人)

本 間 賢 次 郎
 堀 添 健
 岩 隈 千 尋

出席説明員

市長
副市長
副市長
副市長
上下水道事業管理者
病院事業管理者
教育長
総務企画局長
財政局長
市民文化局長
経済労働局長
環境局長
健康福祉局長
こども未来局長
まちづくり局長
建設緑政局長
港湾局長
臨海部国際戦略本部長
危機管理監
宮前区長
交通局長
病院局長
消防局長
教育次長
監査事務局長
外関係理事者

福田紀彦
伊藤弘
加藤順一
藤倉茂起
大澤太郎
金井歳雄
小田嶋満
中川耕二
白鳥滋之
中村茂
久万竜司
三田村有也
石渡一城
阿部浩二
藤原徹一
福田賢一
磯田博和
玉井一彦
飯塚豊
南昭子
中上一夫
森有作
原田俊一
池之上健一
大畑達也

出席議会局職員

局長
総務部長
議事調査部長
庶務課長
議事課長
政策調査課長
議事係長
議事課担当係長
議事課担当係長
外関係職員

渡邊光俊
石塚秀和
小泉幸弘
若林智
大磯慶記
渡邊岳士
柴田貴経
蟬川千代
田村健太郎

午前10時0分開会

○浦田大輔副委員長 ただいまから、予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の日程は、お手元の予算審査特別委員会日程のとおりです。(資料編*ページ参照)直ちに審査に入ります。質疑につきましては、昨日の要領によりお願いをいたします。それでは、発言を願います。

○山田瑛理委員 おはようございます。2日目、よろしくお願います。一問一答形式で、パリオリンピック・パラリンピックの応援とアスリート支援について、災害時のSNSの対応について、ふるさと納税について、六郷遮集幹線工事について伺います。

まず、パリオリンピック・パラリンピックの応援とアスリート支援についてです。先日、川崎区出身アーティスト「BAD HOP」の東京ドームでの解散ライブに行きました。夢中になることがあることは人を導くんだなと大変感動しましたし、同時に、彼らの活躍に誇りを感じた市民も多くいたと思います。やはり地元の方が活躍する姿には感動をもらい、誇りを覚えます。今年は7月26日から8月11日にパリオリンピック、8月28日から9月8日にパリパラリンピックが開催されます。言わずもがな、オリンピック・パラリンピックの日本選手の活躍には毎回感動をもらいますが、それが本市ゆかりのアスリートでしたら、その感動もひとしおです。本市としても、市民に感動と勇気を与えるためにも、オリンピック・パラリンピックの応援をぜひしてほしいと思い、質問いたします。まず、川崎市ゆかりのアスリートにはどのような方がいるのか、現在付の内定選手について伺います。

○中村 茂市民文化局長 パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会についての御質問でございますが、本年7月から開催される同大会におきましては、本市を活動拠点とする選手といたしましては、新競技のブレイキンでは、ダンサーネーム「Shigekix」として活躍する半井重幸選手が、卓球では、木下アビエル神奈川に所属する平野美宇選手、張本美和選手が日本代表として内定しております。また、本市をホームタウンとして活躍するかわさきスポーツパートナーからも、今後、内定等が期待されるところでございます。以上でございます。

○山田瑛理委員 多くの方がいらっしゃること、活躍が本当に楽しみです。本市はスポーツのまち・かわさきと掲げ、スポーツ振興に力を入れている中、多くのゆかりのアスリートがいるにもかかわらず、今まで壮行会やパブリックビューイングを実施したことがありません。7月で市制100周年を迎えるタイミングであり、市民が集う新本庁舎として施設も整っていますので、ぜひ川崎市としても応援をしていただきたいですが、壮行会とパブリックビューイングの開催について見解を伺います。また、今後、本市主催のパブリックビューイング文化が根づくことも市民のシビックプライド醸成の一助となると考えますが、併せて見解を伺います。

○中村 茂市民文化局長 パブリックビューイング等についての御質問でございますが、オリンピック・パラリンピックに出場する本市ゆかりのアスリートを応援することは、市民に夢や希望、感動を与え、川崎への愛着や誇りの醸成にもつながるものと考えております。壮行会の開催につきましては、種目によっては代表選手の決定が大会直前になるケースや、合宿等のスケジュールの関係などの課題がありますことから、引き続き、代表選手による大会前の市長表敬訪問を可能な限り実施してまいります。パブリックビューイングにつきましては、臨場感を味わいながら大人数で応援することにより、一体感を感じ、喜

びや感動を分かち合うことができるイベントであると考えておりますので、会場使用料やライセンス料等の費用負担、現地の競技時間との時差などの課題もございますが、他都市の開催事例等も参考に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○山田瑛理委員 壮行会は難しそうですが、パブリックビューイングについては、こんなにも感動の共有ができる機会もそうそうないと思いますので、ぜひ御検討をお願いします。

次に、アスリート支援について伺います。オリンピックだとしても、そのスポーツのみで生活ができる選手は、ほんの一握りです。それは海外と比べると顕著であり、スポーツビジネス醸成の違いとよく言われることです。特に、スポンサーシップについては日本には機運醸成の余地が多くあると感じており、例えばアメリカでは公立校の運動部にスポンサーがついているほどです。本市のアスリートへの経済的支援で言うと、個人型トップアスリート助成がありますが、1年間最大20万円の助成で、遠征の足し程度にしかないと感じます。ですが、それを100万円に、1,000万円にすればよいとも思わず、やはり公金助成の限界も感じます。そこで、本市は中小、大企業、多くの素晴らしい企業があります。フロンターレやブレイブサンダースの活躍により、スポーツにビジネスとしてお金を払う文化もある程度根づいていると感じます。経済労働局と連携をしつつ、アスリートの就職支援やスポンサー支援といったアスリート支援について見解を伺います。

○中村 茂市民文化局長 アスリート支援についての御質問でございますが、本市では、かわさきスポーツパートナーをはじめとする、企業チーム等に所属する多くのアスリートが活動をしているところでございますが、競技活動を続けていくことができる環境が整っていることは、アスリートにとって重要であると考えております。アスリートの支援制度といたしましては、日本オリンピック委員会が実施する企業と現役アスリートをマッチングする就職支援制度アスナビがございまして、本市におきましても、経済労働局が所管するキャリアサポートかわさきの御案内を行うとともに、他自治体における制度や企業等によるスポンサー支援などの状況につきましても、動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○山田瑛理委員 ありがとうございます。スポーツに親しむ多くの市民がいて、その環境があり、様々な競技のアスリートも集まってくる。そして、その活動を市民や企業が応援し、活躍に喜びや感動を分かち合えるスポーツのまち・かわさきになってほしいと思います。引き続きの御検討をお願いいたします。

次に、災害時のSNSの対応について伺います。1月1日に能登半島を襲った大地震で被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。もし川崎だったらどうするべきなのだろうかという観点で様々な情報収集をしていた中で、SNSの対応について課題と感じました。2011年の東日本大震災、そして2016年の熊本地震において命を救ったツイート投稿もあり、災害情報の収集に欠かせなくなったSNSですが、今回、能登半島地震では、少しその毛色が違い、SOSのフェイク投稿があふれ、消防や警察への通報や出動の事態もあり、これは人命救助のタイムリミットと言われる72時間以内に一人でも多くの方を救わねばならない状況下で支障を来す、許されざる行為です。ディスプレイを御覧ください。投稿者の方に御許可をいただいて紹介をいたしますが、こちらはリアルの投稿です。リツイート3.6万、いいねが7.2万、インプレッションが2,447万と、多くの方に届きました。この投稿が救助活動につながったかは不明ですが、1月1日の被害の全容が分からない中、

輪島市では大変なことになっているということが伝わる投稿でした。こちらはフェイク投稿です。文章のほうは本当に助けを求めている方のコピーになっていて、下が写真です。それは前に御紹介した被害の写真を使っておりまして、リアルなSOSがフェイク判断されてしまう危険性のある、本当に許せない投稿となります。ディスプレイ、結構です。本市の総合防災情報システムにSNS投稿情報自動取り込み機能があり、そのファクトチェックはどのように行われるのか、SNSの情報を実際の災害対応にどのように反映させるのか、現行の取組を伺います。

○飯塚 豊危機管理監 川崎市総合防災情報システムにおけるSNS情報の活用についての御質問でございますが、同システムは、災害情報を収集、管理、共有するために導入したクラウド型システムで、エックス、インスタグラム及びフェイスブックに投稿された気象や災害、事件、事故等の情報につきましても自動で取得する機能を実装しております。特に、災害発生直後におきましては、災害対策本部が有する情報が限られることも予想されるため、SNS情報も活用して被害等の状況把握に努めることとしているところでございます。一方で、SNS情報には誤りやデマなどが含まれている可能性も想定されることから、その活用にあたっては情報の選別が重要になるものと考えておりまして、本市では既に調査済みの情報や、他の関連情報との整合を確認しながら、被害や被害のおそれのある事案について抽出することとしており、引き続き、迅速な災害対応に向けて対応力の向上を図ってまいります。以上でございます。

○山田瑛理委員 誤りやデマに留意しながら、SNS情報も活用して、被害などの状況把握に努める取組となっているとのことで、災害時のSNSの活用は見直しが求められるのではと能登半島地震で感じました。本市においては情報量も膨大になることが予想され、災害時に果たして人手でどこまでファクトチェックができるものかと思えます。能登半島地震の状況を踏まえ、今後の本市のSNSの対応について見解を伺います。

○飯塚 豊危機管理監 災害時におけるSNS情報への対応についての御質問でございますが、川崎市総合防災情報システムによるSNS情報の取得に当たりましては、本市及び本市周辺の情報に限定するとともに、AIを活用して、他の災害に関する再投稿の可能性や、画像と位置情報からの推定、投稿本文と事案の整合性などをチェックすることで一定の絞り込みを行い、選別に係る労力の軽減を図っているところでございます。しかしながら、最終的には災害対策本部の職員が判断することとなりますので、大規模災害時に投稿される膨大な情報量において、円滑に災害対応へつなげていくためには課題もあるものと考えております。AI技術の進展や他都市の事例も参考としながら、さらなる精度の向上や労力の軽減に向けて取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○山田瑛理委員 AIである程度の精度を上げてはいるものの、やはり判断をする職員の負担は相当なことが予想されます。政府においても対策を検討する有識者会議を設置することですので、注視いただきながらも、人口154万人都市である本市がすべき対策について取組を進めていただければと思います。SOS投稿をすることについて、そして善意で拡散をすることについて、推奨するのか、抑えてほしいのか、また、その方針については平時からの啓発も必要と考えます。見解を伺います。

○飯塚 豊危機管理監 災害時におけるSNS利用についての御質問でございますが、災害時には地域コミュニティにおける助け合いが何より重要であると考え、日頃から地域に

において顔の見える関係性を構築し、災害発生時にも、まず御近所同士で安否確認ができることが命を守る行動につながると考えております。また、災害時においては情報発信・収集ツールを複数想定しておくことが有用であり、平常時から気軽に情報収集できるSNSの特性を理解し、活用していただくことが災害への備えにつながるものと考えております。しかしながら、過去の災害においては、災害時にはデマにより社会の混乱なども見られ、情報を正しく発信する、情報の真偽を見極めることが重要となることから、適正なSNSの利用方法をはじめ、災害時における情報の発信や収集の注意点などについても啓発してまいります。以上でございます。

○山田瑛理委員 本市としては情報発信・収集ツールとしてSNSの活用はしてほしいとのことで、その活用に関する平時からの啓発が必要になってしまったと能登半島地震で改めて感じました。災害時の適正なSNSの利用方法や情報収集・発信の注意点について、まずは整理をいただきますようお願いいたします。

次に、ふるさと納税について伺います。令和6年度予算において142億円の市税流出見込みとなり、我が会派からの代表質問に、制度の限界を見極めながら、稼げる返礼品の開発に向けて全力で取り組むという答弁があり、いよいよ本市も制度の積極的活用が始まると感じております。令和5年第3回定例会の一般質問でポータルサイトの拡充、職員体制の強化、分析や研究の必要性について質問しましたが、その進捗を含めて伺ってまいります。まず、ポータルサイトの拡充について、返礼品が一人でも多くの人目に触れることは重要で、各自治体、利用するポータルサイトは増やす努力をしているところであり、本市も拡充の必要性をたどしました。このたび、ポータルサイトの拡充をすることによって、具体的な使用サイト数と、それに伴う事務負担について伺います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、ふるさと納税ポータルサイトにつきましては、いわゆる4大サイトや現地決済型ふるさと納税に対応したポータルサイトを含め、8サイト拡充し、合計10サイトとする方向で調整を進めております。これに係る事務といたしましては、各サイトの掲載情報、返礼品の在庫、寄附情報の管理や、ポータルサイトの利用に係る問合せ対応、受入れ及び支払金額の検査、予算管理等といったものがございます。以上でございます。

○山田瑛理委員 合計10サイトの大幅な拡充です。着実に進めていただきますようお願いいたします。ポータルサイトの拡充に伴う事務負担の増加、そして稼げる返礼品の開発を全力で取り組むにはマンパワーが必要です。この大きな課題に職員2名体制で十分にやるべきことがやれ、対応できているのか、その采配については前回疑問を呈させていただきましたが、このたび職員体制についても増強されるとのことです、どのような体制になっていくのか伺います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、令和6年度につきましては、寄附受入額の拡大に向けて、本市の強みを最大限に生かした稼げる返礼品の充実や、ポータルサイトの拡充などの取組をしっかりと進めていくため、3人体制とするよう調整を進めているところでございます。以上でございます。

○山田瑛理委員 ありがとうございます。分析や研究の必要性ですが、ふるさと納税は、企画、制作、宣伝、リピーター獲得という、まさに民間会社のような稼ぐための努力が自治体に求められている制度でありますので、自己分析が必要だと前回質問しました。改め

て、川崎市の強みは何か、限界を見極めた稼げる返礼品とは、1回の寄附額を稼げる富裕層に向けたアプローチは何かといった、やみくもにやるのではなく戦略的にやる必要があります。見解を伺います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、本市では、これまで返礼品の傾向や利用者の動向などの分析を進めているところでございまして、市内の大手企業と連携し、繰り返し選んでいただける返礼品の開発などに取り組んでいるところでございます。今後につきましても、稼げる返礼品の開発が重要と認識しており、寄附受入額の増に向け、他の自治体の取組や利用動向などについて一層の調査分析が必要でございますので、しっかりと進めてまいります。以上でございます。

○山田瑛理委員 その検証結果については注視をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

稼げる返礼品の開発に全力で取り組むという機運の中、水を差してしまったら恐縮ではありますが、それでも私は、ふるさと納税はシティプロモーションであるというマインドは持ち続けていただきたいと考えています。必然、偶然ありますが、返礼品をきっかけに川崎に御縁を持ってくださった方が、川崎を知り、ファンになってもらい、もしも行ってみようという行動してもらえたとしたら、それが本当の成功であると考えます。川崎市の100年先を考えるとしたら、このマインドは重要です。川崎の魅力が伝わるパッケージ、お礼状の工夫、現地店舗とのコラボといったシティプロモーションの要素について見解を伺います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、現下の状況におきましては、さらなる寄附受入額の増に向け、本市の強みを最大限に生かした稼げる返礼品の充実や、ポータルサイトの拡充などの取組をしっかりと進めていくこととしております。一方、ふるさと納税にはシティプロモーションの側面もございまして、これまでも本市のふるさと納税特設サイトや広報テレビ番組などを活用し、返礼品や事業者の紹介、寄附金の使い道などについて積極的に情報発信を行ってきたところでございます。今後につきましても、本市を知り、本市を応援していただけるよう、関係局と連携し、寄附の使い道について分かりやすく伝えるなどの取組を進めてまいります。以上でございます。

○山田瑛理委員 今年度の寄附件数は12月末現在で3万4,884件ということで、3万回以上アプローチできるチャンスと捉えて、いろいろ検討していただければと思います。私は、東京各区や政令市が稼ぐようになることこそが、制度本来の意味をなさなくさせ、無力化するための方法であると考えます。そのためにも、東京各区や政令市が力を合わせて稼いでいく取組も有効と考えます。例えば横浜のホテルと川崎工場夜景のパッケージ、大田区の飛行機と川崎の美容医療ツアーといったリソースを掛け合わせる共通返礼品の取組について見解を伺います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、他都市と協調した返礼品の提供につきましては制度上認められており、幾つかの自治体で実施しているところでございますことから、他都市事例について調査研究を進めてまいります。以上でございます。

○山田瑛理委員 ありがとうございます。要望活動について伺います。令和6年度予算において、寄附見込額約17億3,800万円に対し、約5割が返礼品代、事務経費等で8億2,500

万円、その事務経費の中でもポータルサイト手数料がかなりの額を占めます。手数料がかかるのは当然ですが、そのパーセンテージが民間企業の自由設定であるところが納得できません。サイトによってはポイント還元もあり、寄附控除以上の経済的メリットを付与している場合もあります。昨年10月に経費5割以下のルール変更となりましたが、ポータルサイト手数料に変動がないので、結果、サイト手数料以外の返礼品や事務経費で調整することになりました。国の施策で民間が伸び伸びともうける現状に歯止めをかける必要があると考えますが、国への要望について見解を伺います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、ふるさと納税返礼品には、地域経済の活性化につながっている側面もあるものの、ほぼ1兆円に達するふるさと納税の規模のうち、その半額の約5,000億円が返礼品の提供やポータルサイト利用料等となり、本来自治体の財源となるべき税収が大きく減っている状況でございます。令和6年度につきましては、稼げる返礼品の充実等にしっかりと取り組んでまいります。国への要請につきましても、引き続き、あるべき制度となるよう要請活動を実施してまいります。以上でございます。

○山田瑛理委員 ポータルサイトの拡充、体制強化、戦略的にやるための調査分析を図るとのことで、令和6年度の稼げる返礼品の開発について引き続き注視をしてまいります。

次に、六郷遮集幹線工事について伺います。本工事は川崎市上下水道事業中期計画に基づいた合流式下水道の管路施設整備で、計画期間の予定事業費は約76億円、令和6年度予算においては約3.3億円が計上されています。本工事のその4工事ですが、川崎区港町から旭町1丁目までの地域において、令和4年3月7日から令和6年1月25日予定で進んでいました。本工事の地域住民への大きな影響としては、港町公園と旭町1丁目公園を施工ヤードとして使用するため、2年にわたりまして子どもたちの遊び場が確保できなかったことが挙げられます。ディスプレイを御覧ください。公園の位置関係としては、大師線の港町駅を中心に、旭町1丁目公園と港町公園、この周辺の方々の唯一の公園の2つが、ただいま施工ヤードで使われているということです。ディスプレイ、結構です。それでも住民の皆さんは本工事の重要性を御理解くださり、工事を進めてきたところですが、このたび工期の延長が決定したとのことです。延長の理由と予想される工期について伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 六郷遮集幹線工事の工期についての御質問でございますが、六郷遮集幹線工事につきましては、多摩川や東京湾等の水質保全を目的とした合流式下水道緊急改善計画に基づき、平成28年度から六郷ポンプ場と大師河原ポンプ場を結ぶ、延長約4,400メートルの管渠を整備するものでございます。令和3年度からは六郷ポンプ場から川崎大師駅前までの延長約2,100メートルを3工区に分割し、2か所の公園用地をシールド工事に伴う施工ヤードとして利用し、令和5年度末の完成に向け工事を進めてまいりました。しかしながら、複数の想定外の地中支障物により、調査や撤去作業等に時間を要したことから、工期が令和6年度末まで延長する見込みとなったところでございます。以上でございます。

○山田瑛理委員 さきにも言いましたが、本工事の重要性は皆さん理解しているところでございます。ですが、工事がやっと終わると安堵していた中、まさに寝耳に水の工期延長の決定がありましたので、地域住民から困惑の声が聞こえてきています。日々の不便も理解くださり、工事が終わることを待っていた住民に対して丁寧な説明が足りていなかったことは指

摘せざるを得ませんが、早急に地域住民の方々や保育所等に説明が必要です。見解を伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 工期延長に伴う住民への周知についての御質問でございますが、本工事では、港町公園の半面及び旭町1丁目公園内に、シールド工事の施工ヤードを設置することから、工事着手前には地元町会や保育所等に工事概要等を周知したところでございます。工期延長に当たりましては、引き続き、公園利用者の方々に御不便、御迷惑をおかけすることになりますので、現在、地元町会長と周知の方法について相談しておりまして、速やかに地域住民の方々や保育所等へ丁寧に周知してまいりたいと存じます。以上でございます。

○山田瑛理委員 ありがとうございます。周辺には、その2つの公園を園庭代わりにしていた保育所が何園もありまして、また、子育て世代も多く住む地域です。ディスプレイを御覧ください。港町公園がこのような公園になっておりまして、遊具も大変豊富で、子どもたちが大変多く遊んでいた公園ですが、現在ではこのように施工ヤードが建っておりまして、半分側は空けて工事をやっていたいておりますけれども、広場側ということで遊具のほうはあまりなく、ちょうど1年前に、この遊具を2つ入れていただいたんですが、これだと子どもがまだちょっと遊びづらいというような声もいただいております。旭町1丁目公園も、現状はこのように施工ヤードが建っている状況になります。この工事に関連しまして、このように付近では通行禁止のところも出ていたりとか、あとは、これは国の工事ではありますが、河川のほうも今、工事中となっております。この周辺一帯で河川の工事もあり、公園が2つ使えなくて、通行止めの箇所もあるような現状になっております。ディスプレイ、結構です。最低1年の工期延長が決定しまして、本当に1年で終わるのかというところは确实とは言えない状況だと思います。港町公園の広場側に遊具設置でゾーニング変更を先に行うなど、子どもたちの遊び場の確保が急務です。見解を伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 子どもたちの遊び場の確保についての御質問でございますが、今回の工事につきましては、長期間にわたり2か所の公園を占用し、公園利用者に御不便をおかけしているところでございます。この間、港町公園広場側へ新たに遊具を設置したところでございますが、本工事の工期延長を踏まえ、公園内の遊具の追加について関係部署との協議調整を進めているところでございます。今後につきましては、地域住民の方々に工事の進捗状況を丁寧にお知らせするとともに、早期に工事を完了できるよう取組を進めてまいります。以上でございます。

○山田瑛理委員 ありがとうございます。工事の完了には引き続き御尽力をいただきながら、子どもたちの遊び場の確保について御対応をお願いいたします。質問は以上です。

○長谷川智一委員 おはようございます。それでは私は、13款6項2目社会教育振興費に関連して、日本PTA全国研究大会川崎大会について、8款2項3目安全施設整備費及び8款2項1目道路橋りょう総務費、市役所通りでのライトアップについて、3款1項6目スポーツ推進費、パラスポーツの推進について、3款1項1目市民文化総務費、外国人市民施策事業費、かわさき多文化共生プラザについて、2款1項1目人事管理費に関連してスタッフ制の導入について、6款3項3目産業廃棄物指導費のうちPCB廃棄物処理推進費について、おのおの一問一答で伺います。

初めに、日本PTA全国研究大会川崎大会について教育次長に伺います。いよいよ川崎

大会が8月23日から2日間にわたり、とどろきアリーナにて開催され、全国から多くのPTA関係者が本市に訪れます。令和5年第3回定例会の私の一般質問において、教育長から、市PTA連絡協議会と連携を図りながら、大会開催に向けた様々な支援に努めていくとの御答弁をいただいたところでございますが、大会開催まで半年を切った中で調整事項が多いと存じますが、PTA会員をはじめ学校関係者への周知広報も、あまり行き渡っていないように見受けられます。本大会に向けて、PTAが主体となり組織された実行委員会が総力を挙げて準備、運営に当たっているものと存じますが、現在の取組状況、集客数等の規模及び特徴など、教育委員会として把握している内容について伺います。

○池之上健一教育次長 日本PTA全国研究大会川崎大会についての御質問でございますが、本大会は「ウェルビーイングの実現を、川崎の地から～活かそう「縁」の力～」を大会スローガンに掲げ、本市PTAの長い歴史の中で初となる大会であり、全国から約5,500名の参加が見込まれており、これまでの全国研究大会で採用されてきた複数会場方式と異なり、とどろきアリーナを会場に参加者が一堂に会す方式で開催し、参加者全員によるITを活用したアクティブラーニングなど、これまでにない先駆的な試みに取り組まれるものと伺っております。現在、PTA役員等により組織された川崎大会実行委員会におきまして大会開催に向けた準備が進められており、詳細は確定していないと伺っておりますが、大会の概要につきましては、今月中に関係各所へ広報を行う予定であるとのことでございます。以上でございます。

○長谷川智一委員 これまでの分科会方式ではなく、ITを活用した全員参加型の大会を目指しているということで、時代を捉えた斬新的なアイデアと取組に期待をしています。また、周知広報については、シティプロモーション推進室をはじめ、関係局区にも協力をいただきながら、本大会の魅力が広く伝わるように工夫をして取組を進めていただきますようお願いをいたします。そこで、本大会における本市の具体的な補助や支援内容、また、課題と対応について伺います。

○池之上健一教育次長 川崎大会についての御質問でございますが、PTAは本市教育行政を推進する上で大切なパートナーであり、教育委員会といたしましても様々な支援に努めており、令和6年度予算案に補助額600万円を計上したところでございます。本大会は全国から関係者が集い、1つの会場でITを活用したプログラムの実施が予定されるなど、特色ある大会が計画されており、会場までの動線や輸送、各種プログラムの滞りない通信環境の確保など、調整に時間を要しておりますが、これまでも事務局職員が実行委員会に参加しながら関係部署との調整などに取り組んでいるところでございまして、引き続き、大会の円滑な開催に向け支援してまいります。以上でございます。

○長谷川智一委員 課題につきましては、ほかにも全国から訪れた方の宿泊の問題など多々ございますが、補助金や会場の確保など様々な後方支援を行っていただいているということで、本大会の成功に向けた力強い協力体制と意気込みを伺うことができました。

ここで改めて本大会の意義について教育長に伺います。

○小田嶋 満教育長 川崎大会についての御質問でございますが、本大会の開催は、市制100周年の年に当たり、本市の資源や魅力を全国にPRするよい機会になると捉えております。全国のPTAや学校関係者が集い、予測困難な時代における子どもたちの健やかな成長や、ウェルビーイングの実現に向けての思いや課題を共有し、学び合う大変意義深い機

会であり、引き続き様々な支援に努めてまいります。以上でございます。

○長谷川智一委員 御答弁ありがとうございました。私自身、長きにわたりPTAに携わり、本大会の開催にも少なからず関わってきた者としての思い入れもあることから、大会の開催を大いに応援しております。川崎大会は実行委員会を中心に、PTA会員だけではなく、OBの方々をはじめ多くの関係者が一体となつてつくり上げていくことが成功の鍵の一つであり、PTAという縁でつながった、みんなでつくり上げる、その過程と達成感を共有することで、大会スローガンにもある「活かそう「縁」の力」というレガシーが構築されていくものと考えております。引き続き、本市PTA連絡協議会とより一層の連携を深めながら、市制100周年と併せて記憶に残る、未来につながる大会の成功に向けて、本市の総力を挙げて取組を進めていただきますようお願いをいたします。

次に、市役所通りでのライトアップについて建設緑政局長に伺います。本事業は市制100周年記念事業の一環として、全国都市緑化かわさきフェア等と連携した取組であり、今年度、既に本庁舎前の一部の区間においてイチョウ並木をライトアップする工事に着手をしていますが、令和6年度の全体事業費とその内訳、スケジュール、工事範囲及び整備内容等について具体的に伺います。

○福田賢一建設緑政局長 市役所通りでのライトアップについての御質問でございますが、本事業につきましては、市制100周年を契機に、全国都市緑化かわさきフェアや公共空間活用等の取組と連携しながら、年間を通してイチョウ並木をライトアップするもので、全体事業費は9,295万7,000円、その内訳といたしましては、工事費が9,132万2,000円、維持管理費が163万5,000円でございます。工事範囲等につきましては、市役所通りの銀柳街及び銀座街との交差点から国道15号までの道路の両側にあるイチョウを対象として、再生可能エネルギーを活用し、樹木の下側からのライトアップが可能な65本のうち、今年度行っている8本を除いた57本で実施するものでございます。現在、本年10月のかわさきフェアまでにライトアップを開始できるよう、工事の早期着手を目指し、必要な手続を進めているところでございます。以上でございます。

○長谷川智一委員 緑化フェアの開催が10月19日からということですので、ライトアップ工事についてスケジュール管理の徹底をお願いいたします。次に、市役所通りについては、平成2年度から平成16年度の15年間、クリスマスシーズンにおいてイチョウ並木がイルミネーションで美しく飾られ、一時期は日本有数規模の光のファンタジーの演出により、多くの人々が見学に訪れ、一定の経済効果を上げてきた経過がある中、今回、イルミネーションではなくライトアップを採用した理由及び効果等について具体的に伺います。

○福田賢一建設緑政局長 市役所通りでのライトアップについての御質問でございますが、ライトアップを採用した理由につきましては、直接イチョウの木をライトアップすることで、樹木が主役となり、年間を通して緑を楽しむための空間演出が期待できるとともに、主に葉のない時期に行われるイルミネーションのように実施ごとの設置、撤去の必要がないため、事業費の軽減が図られることとございます。効果につきましては、空間を高質化し、にぎわい創出や地域の活性化を図るとともに、次の100年に向けて都市イメージの向上やシビックプライドの醸成につながるものと考えております。以上でございます。

○長谷川智一委員 全長約400メートルの市役所通りは、県下でも有数のすばらしいイチョウ並木です。都市空間における街路樹の役割や可能性を最大限に引き出し、まちの彩りや

景観形成の向上に資する本事業の取組について期待しているところです。また、ワンシーズンのイルミネーションではなく、年間を通して季節ごとの空間演出を楽しむことができ、かつ、経済的にも持続可能なライトアップを採用したことについては、現代の社会環境に配慮したものと理解できます。今後は、イチョウ並木のライトアップと併せて、本庁舎のライトアップや復元棟前面広場のゴボ照明での投影及び第2庁舎跡地広場とのコラボレーションなど、関係局区と連携を図りながら、さらなる展開にも期待を寄せて、次の質問に移ります。

次に、パラスポーツの推進について市民文化局長に伺います。我が会派では今年1月に、パラリンピックの父と呼ばれる故中村裕博士が創設した大分県別府市の社会福祉法人太陽の家を視察し、パラスポーツの取組や障害者雇用・就労等について調査研究を行いました。本市では、東京オリンピック・パラリンピック終了後の年度末をもって担当室を解散し、パラムーブメント推進担当と市民スポーツ室に所管が分かれています。パラスポーツについては、障害者スポーツ大会やパラスポーツやってみるキャラバン等を実施していますが、レガシーの構築は道半ばであり、課題を残しています。今年7月から9月には、パリ2024オリンピック・パラリンピックが開催されます。改めてどのように機運の醸成につなげていくのかを伺います。

○中村 茂市民文化局長 パラスポーツの推進についての御質問でございますが、本市では、これまでも東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、かわさきパラムーブメントを推進しているところでございまして、そのレガシーの一つである誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまちの実現に向けて、パラスポーツの普及促進に取り組んでまいりました。こうした中、パリ2024パラリンピック競技大会が本年8月から開催されることを好機として捉え、本市にゆかりのあるパラリンピック代表選手や、その競技種目を紹介した応援ホームページを新たに作成するとともに、併せてパラスポーツに関する様々な情報も掲載するなど、パリ大会に向け、市民の皆様がパラスポーツの情報を得られやすい環境を整えることにより、さらなる機運醸成を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○長谷川智一委員 ぜひ、一過性のものとならないよう、パリ2024パラリンピック終了後も継続して、その先を見据えたレガシーの形成に向けて、さらなる取組を推進していただくようお願いをいたします。次に、パラスポーツの普及促進には、健常者による体験だけではなく、障害者自身がスポーツに興味を持ち、参加しやすい環境整備が必然です。視察の際の意見交換では、道具類の購入や移動手段も含め、競技大会参加等への支援も重要とのことでした。競技人口を増やす取組について見解と対応を具体的に伺います。

○中村 茂市民文化局長 競技人口の拡大に向けた取組等についての御質問でございますが、障害のある方が一人でも多く、自身の興味や関心に合わせてスポーツを楽しみ、交流し、社会参加、地域参加ができる環境づくりが必要であると考えております。今後もパラスポーツ体験会や市障害者スポーツ大会の開催、パラスポーツ情報集の特別支援学校への配付、将来の活躍が見込まれる選手に対する個人型トップアスリート助成制度による支援など、継続的な取組を行うとともに、今年度新たに開催したボッチャオープンチャンピオンシップや、かわさき多摩川マラソンにおける車いす部門のさらなる拡充を図るなど、より多くの方がパラスポーツに参加できる環境づくりを進めてまいります。以上でございます。

す。

○長谷川智一委員 ボッチャについては、障害などの有無にかかわらず、老若男女誰もが一緒に楽しめるスポーツであり、1月には第2回川崎市長杯ボッチャ大会が開催され、最近では学校や地域等でも広く親しまれてきているように感じております。また、車いす部門が追加された多摩川マラソンについては、安全面に十分留意した上で、今後も展開していただくようお願いをいたします。パラスポーツの普及には行政が主体となってかじ取りを行い、関係局区が連携をして取組を推進することが肝要です。次に、本市には全国的に活躍するスポーツチームを有する企業が数多くありますが、パラスポーツに関する企業との連携について見解を伺います。

○中村 茂市民文化局長 企業との連携についての御質問でございますが、今年度におきましても、川崎市スポーツフェスタにおけるオンラインボッチャや、VRパラスポーツ体験のブース設置など、各種イベント等に御協力いただいているところでございます。パラスポーツの推進に向けましては、企業を含めた多様な主体と協働連携することは重要であると考えておりますので、今後もより一層良好な関係の構築に取り組んでまいります。以上でございます。

○長谷川智一委員 今後は、パラスポーツと就労との関係性やパラアスリートへの支援の在り方等について、関係企業と連携を深めながら積極的に調査研究を行い、パラアスリートの活躍を官民一体となってどんどん後押しできるような環境整備の強化に取り組んでいただきたいと求めておきます。次に、我が会派では、これまで継続してパラスポーツに特化した拠点施設整備の必要性について指摘し、等々力緑地に整備される新しいスポーツセンターにハブ機能を持たせることを求めてきました。その後の検討状況について伺います。

○中村 茂市民文化局長 新たなスポーツセンターについての御質問でございますが、現在、事業者が要求水準に基づく施設の基本設計を行っているところであり、パラスポーツ推進の拠点とするため、本市の意見や意向等が反映されるよう、関係局区とともに事業者と協議等を行っているところでございます。今後につきましては、基本設計に基づく実施設計が行われ、令和8年度前後から等々力緑地全体の再編整備工事が着工される予定でございますので、こうした事業の進捗状況に合わせ、パラスポーツ推進の中核施設として必要な機能や管理運営手法等について、引き続き関係局区や事業者等と連携し、協議調整を進めてまいります。以上でございます。

○長谷川智一委員 パラスポーツの普及促進にはハード、ソフト両面からの環境整備が求められ、そのためには、やはりその拠点となる施設が必須であります。パラスポーツの中核施設となる新しいスポーツセンターの早期完成に期待を込めて、次の質問に移ります。

かわさき多文化共生プラザについて、引き続き市民文化局長に伺います。令和6年度に第3庁舎2階のかわさき情報プラザ跡地に新たに開設されるかわさき多文化共生プラザについて、現在、7月上旬の本格オープンに向けて改修工事が進められている中、オープンに先立ち、外国人市民のための電話相談等が3月1日から先行して開始されましたが、このたび開設するに至った経緯と目的及び機能や役割等について伺います。

○中村 茂市民文化局長 かわさき多文化共生プラザの開設経緯等についての御質問でございますが、これまで本市では、令和元年7月に川崎市国際交流センターに外国人相談窓口を拡充する形で多文化共生総合相談ワンストップセンターを開設するとともに、令和2

年4月からは川崎区役所総合案内における多言語対応を開始するなどの取組を実施してまいりました。それらの相談状況や外国人市民代表者会議からの提言等を踏まえ、外国人市民の増加と複雑多様化する相談支援ニーズへの対応、外国人市民が多く住む市南部地域での身近な相談窓口の必要性など、様々な課題に対応するため、相談支援体制の充実に向けて、新たな拠点となるかわさき多文化共生プラザの開設準備を進めてきたところでございます。機能や役割につきましては、生活相談、情報提供、情報発信、通訳翻訳などに加え、相談に応じて地域社会への参加をコーディネートしてつなげることや、多目的な利用を想定したスペースを活用したコミュニティづくりに向けた取組など、場としての機能や役割を持つものでございます。以上でございます。

○長谷川智一委員 令和5年12月末日の統計では、川崎市に暮らす外国人住民の合計が5万794名であり、そのうち川崎区は1万8,228名となっており、全体の35.9%を占めています。このたび川崎区に開設されるのは本当に待ち望まれたことで、ある意味必然的であったとも言えますが、開設に向けた取組状況及び今後の展開について伺います。

○中村 茂市民文化局長 かわさき多文化共生プラザの取組状況等についての御質問でございますが、昨年11月のかわさき情報プラザの本庁舎移転後に個室ブースの新設、図書資料コーナーの設置などの軽易工事を実施したほか、パンフレットラックの増設など備品調達に加え、会計年度任用職員として相談員の公募を行い、2月から任用するとともに、研修を実施するなど開設に向けた準備を進めてきたところでございます。現在、庁舎移転に伴う第3庁舎改修工事を行っておりますが、本年7月上旬の本格オープン、対面相談開始に先立ち、3月1日から電話や受付フォームによる相談等の一部機能を先行実施したところでございます。今後は、電話相談等を通じて、市南部地域における相談支援ニーズを把握するとともに、生活相談などに加えて、場としての機能を持つ拠点づくりに向けて、来年度の本格オープンにつなげる取組を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○長谷川智一委員 ぜひ本格オープンに向けて、多くの外国人市民に広く行き渡るよう周知広報に工夫を凝らし、人づてにでも広がりを見せていけるように、外国人市民の意見等も取り入れながら柔軟に取組を推進していただくよう、お願いをいたします。また、第3庁舎2階という立地条件も生かした場としての拠点づくりに向けて、国際交流センターや他の関係機関との連携についてを伺います。

○中村 茂市民文化局長 かわさき多文化共生プラザにおける連携についての御質問でございますが、外国人相談支援における連携につきましては、多文化共生総合相談ワンストップセンターなど、他の相談窓口や区役所等の関係機関と言語対応や窓口への案内、引継ぎなど緊密に連携し、広い受皿として信頼される相談窓口を目指し、取組を進めてまいります。さらに、身近な相談場所として来訪した外国人市民を相談内容に応じて地域やコミュニティ等へつなぐためのコーディネートや、外国人支援のネットワークづくりに向けた支援団体等との連携に取り組んでまいります。以上でございます。

○長谷川智一委員 先日、2月29日のNHK、BSスペシャルで「ジャパニーズ・ドリーム～ネパール人留学生たちの日本～」と題した長期密着のドキュメンタリーが放送され、外国人市民の方が置かれている厳しい現状をかいま見ることができました。ぜひ見逃した皆様にも見ていただきたいと思います。本当に困っている方や緊急を要する方が心のよりどころとして気軽に相談に立ち寄り、分かりやすく的確に、かつ円滑に担当窓口案内

をし、引継ぎができるよう、関係局区との連携を強化していただくとともに、地域の外国人支援団体等ともより一層の連携を深めながら、かわさき多文化共生プラザの開設を契機として、さらなる多文化共生のまちづくりを推進し、誰一人置き去りにしない、誰一人見捨てない社会の実現に向けて、引き続き取組を進めていただくようお願いをいたします。

次に、組織整備におけるスタッフ制の導入について総務企画局長に伺います。近年、各局区における組織の編成に際し、担当制、いわゆるスタッフ制を導入する部署が多く見受けられるようになりましたが、契機となった要因、スタッフ制のメリットや効果及び判断基準等について伺います。

○中川耕二総務企画局長 組織整備におけるスタッフ制の導入についての御質問でございますが、昨今の自然災害の発生や感染症の拡大をはじめとして、多様化、複雑化する市民ニーズや社会環境の変化により、機動的かつ組織的に係や課が連携して対応すべき業務が増大している状況を踏まえた組織整備の必要性が高まっております。このことから、スタッフ制の導入は、各組織の業務内容や進捗状況に応じて、人事発令を伴わず、迅速かつ柔軟な対応が図れることや、組織横断的な課題に対してより臨機応変な連携が図れることなどの利点があることから、個々の組織ごとに、その効果等を発揮できる最適な執行体制の構築に努めているところでございます。以上でございます。

○長谷川智一委員 不測の事態や社会環境の変化等に迅速かつ柔軟に対応できるように、組織の特性を踏まえた上で、スタッフ制の導入が効果的であるとのことですが、導入後の効果等に関する評価、検証の総括及び現場への対応等について見解と対応を伺います。

○中川耕二総務企画局長 スタッフ制の評価、検証についての御質問でございますが、例年実施しております職員配置計画及び組織整備計画の策定におきまして、事業の見直しや新たな業務が発生した場合等をきっかけに、スタッフ制の組織を含めて現行の執行体制における課題を検証しているところでございます。また、組織整備に当たりましては、各職場の業務実態を的確に把握する必要があることから、引き続き各局区とともに丁寧に対応してまいります。以上でございます。

○長谷川智一委員 意見要望ですが、現場で実際に機能しているかについては、関係局区と連携をし、業務実態をよく把握した上で総合的な点検、検証を行っていただき、現場へのフィードバックについても引き続きしっかりとお願いをします。そもそもスタッフ制の導入については、常にぎりぎり、全く余裕のない人員配置となっている職場が見られることが問題と考えられることから、持続可能な質の高い市民サービスを提供するためにも、不測の事態や災害時等にも耐え得る職員配置及び弾力性を持たせた組織整備と業務の平準化についても強く求めておきます。また、近年、公務員離れや若年層の離職者が顕著化してきていることなどに対して、実効性のある対応と取組についても併せて求めておきます。

次に、最後の質問になります。ポリ塩化ビフェニル——PCBについて伺います。本定例会における我が会派の代表質問等において、高濃度PCB廃棄物に関する全庁調査の結果についての確認等を行ったところでございますが、まずは関連をして、民間事業者に対してPCB廃棄物の掘り起こし調査の状況及び処理促進に関する本市の役割等について見解と取組を伺います。

○三田村有也環境局長 PCB廃棄物処理についての御質問でございますが、民間事業者の高濃度PCB廃棄物の適正処理に向けましては、国のPCB廃棄物等の掘り起こし調査

マニュアルに従い、所有や使用の可能性のある市内事業者を対象にアンケート調査を実施し、回答結果に応じて電話連絡や現地訪問、文書通知の発出などによる指導を行ってまいりました。本市の役割といたしましては、掘り起こし調査等で状況を把握するとともに、発見された廃棄物は事業者の責務として適正に処理が行われるよう指導し、併せて、事業者に対しては国や近隣自治体等と連携した広報にも努めているところでございます。引き続き、関連団体と協力して必要な情報提供を行うとともに、新たに発見された場合には速やかに適正な処分手続きができるよう、指導助言を行ってまいります。以上でございます。

○長谷川智一委員 続きまして、来年度の事業費については、低濃度PCB廃棄物に対する調査費用とのこと。このことにつきましては昨日も議論がなされましたので、私からは意見にとどめさせていただきますが、低濃度PCB廃棄物については、環境大臣が認定する民間の無害化処理認定施設などで焼却処理することとなっており、処分期間が2027年—令和9年3月31日までとなっていますので、今回の教訓を生かし、今後は低濃度PCB廃棄物の適正処分に向けて、期限の間際になって発見されることなどないように、計画的かつスケジュール感を持って市内の取りまとめ等を行っていただき、また、民間事業者への処理促進に関しましても、引き続き適正な指導等を行っていただきますよう申し上げます。質問を終わります。

○平山浩二委員 私からは、一問一答方式で、3款1項1目、パラムーブメント推進事業費、10款2項2目、地域交通環境改善事業補助金、自動車運送事業会計、バス停留所施設維持事業費、8款3項1目街路事業費、5款4項1目、福祉人材確保対策事業費、7款3項1目、中小企業支援事業費、それぞれについて順次質問してまいります。

まず、パラムーブメント事業費について市民文化局長に伺います。本市は、共生社会の実現に向けた取組として、かわさきパラムーブメントを平成28年から推進し、令和4年6月よりかわさきパラムーブメント推進ビジョンとして見直しが行われました。長引いたコロナ禍の影響は新たな社会的障壁を生み出し、改めて人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出する理念の下、着実に取組を行っていくことが肝要であります。また、本年4月1日から障害者差別解消法の改正で、民間の事業者に合理的配慮の提供が義務化されるなど、社会的関心も一層高まります。そのような背景も踏まえ、新年度の主要な取組の概要を伺います。

○中村 茂市民文化局長 かわさきパラムーブメントの取組についての御質問でございますが、新年度の主な取組につきましては、車椅子ユーザーが多数派となった、逆転した架空世界におけるレストランを体験できるバリアフルレストランや、eスポーツを活用したみんなのeスポーツフェスタかわさきのほか、障害の有無にかかわらず誰もが音楽を楽しむインクルーシブ音楽プロジェクト「いろいろねいろ」などを拡充して実施してまいります。以上でございます。

○平山浩二委員 御答弁でも示していただきましたが、共通項とも言えるコアな取組として、心のバリアフリーの浸透が重要であります。本市では既に障害の社会モデルを体験できるバリアフルレストランを実施してまいりました。これまでの実績概要と効果的感触、今後の取組を伺います。

○中村 茂市民文化局長 バリアフルレストランについての御質問でございますが、令和2年度に初めて共生社会ホストタウンサミットの一環として実施し、その後、市内商業施

設、市立高等学校や地域のイベント等で実施しており、これまでに約800名が体験したほか、パネル展示等により、多くの方に御覧いただいたところでございます。体験者の多くから、障害は社会がつくり出していること、当たり前とは何かを考えるきっかけとなったといった声をいただいております。心のバリアフリーについて意識の醸成を図ることができたものと考えております。今後につきましても、引き続き様々な機会を捉え、より多くの方に体験していただけるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○平山浩二委員 続いて伺います。現在も差別やいじめの問題は、いまだ後を絶たず、低年齢化の傾向も懸念をされています。そのような中、市立橋高校や、特に市立川崎高校の文化祭では、在校生がバリアフルレストランの開催、運営に携わりました。いずれも視察させていただいたところでありますけれども、多くの生徒や関係者が体験を通し、障害の社会モデルで気づきを得て、率直な思いというものがコメントに残されておりましたが、その無形効果は計り知れず、深い次元で大きく反響を与えたのではないかなと感じたところでもあります。また、本年2月に我が党は、市立川崎高校NKゼミの生徒さんたちと、命をつなぐ献血の啓発について懇談する機会がありました。課題認識を持って真剣に取り組む生徒さんたちから、後輩たちに向けた中学生向けのPR動画を作成する、そういったお話に及びまして、早い段階からその重要性を知ってもらいたい、そういった趣旨で将来世代を見据える視点、あるいは行動、情熱に感動を覚えた次第であります。感受性の高い若年世代へと連鎖していくさまは注目に値するものです。改めて、市立高校生によるバリアフルレストランの開催は非常に画期的な取組であり、さらなる他校への波及のみならず、中学生等の若年世代への波及にも期待するところでありますけれども、見通しと対応を伺います。また、成果の類いが何らかの形でトレースできると非常に有用と考えますが、その点も併せて見解を伺います。

○中村 茂市民文化局長 若い世代に向けた展開等についての御質問でございますが、今年度実施した市立川崎高等学校の文化祭では、生徒がプログラム内容について企画するとともに運営にも携わり、高校生ならではの感性、柔軟な発想により、これまでにない手法で、より多くの方に体験してもらうことができ、若い世代の方にとっても自分と異なる他者の存在への想像力の大切さなど、新たな気づきにつなげることができたものと考えております。また、体験者の中には附属中学校の生徒もいたことから、その結果、効果については改めて検証してまいります。この取組は、若い方々が周囲や次の世代に広げていく好循環のきっかけの一つとなることを期待できるものと考えております。以上でございます。

○平山浩二委員 御答弁ありがとうございます。続いて伺いますが、バリアフルレストラン等の体験機会の創出を継続することが重要と認識していますが、コスト面やスケジュール調整、場所の確保ほか、様々な制約が現実的な問題として存在をします。今後も広く市民等に向けた取組を考えるとき、バリアフルレストランの常設化を志向すべきではないかと思っております。日本ケアフィット共育機構との連携などを含め、見解と今後の展望等を伺います。

○中村 茂市民文化局長 バリアフルレストランの常設化等についての御質問でございますが、常設化に向けましてはコストや運営体制など、実施上の様々な制約があると認識しておりますが、より多くの方に体験してもらおう機会を確保することは大切なことであると

考えております。今後とも様々な機会を捉え、より多くの方に体験していただけるよう取り組んでいくとともに、関係者とより一層効果的な手法について検討してまいります。以上でございます。

○平山浩二委員 続いて伺います。インクルーシブイベントを通じた取組にも精力的に取り組まれております。主なイベント概要や成果的感触、今後の取組を伺います。

○中村 茂市民文化局長 インクルーシブな取組についての御質問でございますが、年齢、性別、障害の有無にかかわらず誰もが垣根なく一緒に楽しめるツールであるeスポーツを体験する、みんなのeスポーツフェスタかわさきを、今年20日に川崎駅前で開催する予定でございます。また、作者の障害の有無にかかわらず作品の魅力を感じてもらおう絵画展であるColorsかわさき展につきましては、平成29年度以降7回開催しており、展覧会の枠を超え、着実に地域のネットワークが広がりつつあります。さらに、市制100周年記念プレ事業としてインクルーシブ音楽プロジェクト「いろいろねいろ」を展開し、市内23か所の学校や福祉施設等でワークショップを開催するなど、3,000人以上の方に音楽を通じて多様性や社会的包摂を感じていただく契機とすることができました。令和6年度におきましては、市制100周年記念事業や全国都市緑化かわさきフェアなどの機会も捉えながら、引き続き様々な事業を展開し、共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○平山浩二委員 御答弁ありがとうございました。時代に即したeスポーツに新たな可能性を見出す取組、そして、確かなムーブメントの胎動を感じます。引き続き今後の取組に期待をして次のテーマに移ります。

10款2項2目、地域交通環境改善事業補助金についてまちづくり局長に伺います。本事業は地域主体によるバス停へのベンチ設置を支援するものとして、予算300万円が計上されました。事業概要と手続、ベンチの仕様や設置の向き等についてルールを設けるのか伺います。また、ベンチとして何基程度の設置数を想定しているのか、併せて伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 バス停へのベンチ設置についての御質問でございますが、本取組につきましては、川崎市地域公共交通計画に基づくバス待ち環境の改善に向けたものでございまして、町内会・自治会等の地域が主体的にベンチを管理することを条件として、ベンチの購入や運搬、設置などに必要となる初期費用を地域に対して補助するものでございます。次に、補助の条件等につきましては、令和4年度に実施した実証実験による課題検証や、関係者との調整等を踏まえ、現在検討を進めているところでございまして、令和6年度の設置数につきましては実証実験と同規模とし、10基程度を想定しているところでございます。以上でございます。

○平山浩二委員 続いて伺います。昨年度、実証実験の取組を行っていますが、ベンチを設置されたことによる地域の反応を伺います。また、昨年設置したベンチの仕様、奥行き等のサイズ感、背もたれの有無など及び設置したバス停の市バス、民バスの内訳も併せて伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 バス停へのベンチ設置についての御質問でございますが、地域からの反応につきましては、ベンチが設置された町内会等に地域住民へのヒアリングを行っていただいております。外出しやすくなった、外出する機会が増えたとの声が寄せられていると伺っております。また、本市におきましても、町内会等へのヒアリングや現地の状況確認を適宜行っており、町内会等による適切な管理が行われていることを確認しており

ます。次に、令和4年度に設置されたベンチの仕様につきましては、県産木材を活用した木製ベンチとしており、背もたれ付きのベンチでは奥行きが約60センチメートル、背もたれなしのベンチでは奥行きが約35センチメートルであり、幅はいずれも約180センチメートルとしております。次に、ベンチが設置されたバス停の内訳につきましては、市バスのバス停が1か所、民間バス事業者のバス停が11か所でございます。以上でございます。

○平山浩二委員 細かな御答弁ありがとうございます。続きまして、地域がベンチの仕様を選べる方法とした狙いについて伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 バス停へのベンチ設置についての御質問でございますが、令和4年度の実証実験で設置したベンチの仕様につきましては、国産木材の利用促進を図るため木製ベンチとすることや、道路上にベンチを設置する場合は道路占用許可を受けるなどの条件を付して実施したところでございます。道路上にベンチを設置する場合には、道路占用許可基準に基づき、ベンチ設置後の歩道の有効幅員を2メートル以上確保する必要があるため、道路環境に応じたベンチの選択を可能とすることで取組の促進を図ったところでございます。以上でございます。

○平山浩二委員 御答弁ありがとうございます。バス待ち環境の改善、ベンチの設置を進める上で、本事業の自由度を高めた手法は本質を得た現実的な推進力になっていると言えます。こういった諸条件を念頭に、次のテーマにつなげて伺ってまいります。

自動車運送事業会計、バス停留所施設整備事業については交通局長に、及び8款3項1目街路事業費については建設緑政局長へ伺いますが、一連の流れでそれぞれ伺ってまいります。まず、交通局におけるバス停へのベンチ設置の考え方、手続、ベンチの仕様や設置の向き等についてのルールを伺います。また、新年度におけるベンチの設置予定等を併せて交通局長に伺います。

○中上一夫交通局長 バス停留所のベンチについての御質問でございますが、初めに、市バスにおけるベンチ設置の考え方等につきましては、ベンチは快適なバス待ち空間を提供する上で重要な施設と考えており、道路管理者が定める道路占用許可基準等に合致したベンチの設置が可能な場所には、ほぼ設置が完了しているところでございます。次に、設置の手続につきましては、道路占用許可基準に基づき、ベンチ設置後の歩道有効幅員が2メートル以上確保できることなどが必要であるため、幅員の確保等を確認した後に道路管理者への道路占用許可申請を行っております。次に、市バスが設置するベンチの仕様等につきましては、再生木材製とし、奥行きが約60センチメートル、幅は約180センチメートルとしており、安全性、耐久性など、バス事業者としての維持管理を考慮するとともに、背もたれをつけることで利用者の快適性や安全性に配慮したものを選定しているところでございます。また、ベンチの設置の向きにつきましては、利用者や歩行者などの安全性や運転手からの視認性等に配慮しているところでございます。なお、令和6年度につきましては、ベンチの新規設置の予定はございません。以上でございます。

○平山浩二委員 続いて伺います。バス停へのベンチの設置動機として、新規、更新、変更や移設等が考えられますが、近年の対応実態について概要を伺います。また、昨年8月26日より供用開始となった宮内新横浜線の子母口工区ですが、同時にバス路線も変更されたことに伴い、バス停の位置も変更されました。ただし、変更前に設置されていたベンチが反映されていない状況で現在に至ります。これからベンチを設置する場合の位置づけ

について、認識を交通局長に伺います。

○中上一夫交通局長 バス停留所のベンチについての御質問でございますが、令和元年度以降におけるベンチの設置の実績につきましては、停留所の安全性確保対策や道路拡幅等に伴う設置が3件でございます。また、都市計画道路宮内新横浜線子母口工区の供用開始に合わせて移設した子母口住宅前停留所へのベンチ設置の位置づけにつきましては、ベンチは占用物件であることから、その位置づけは道路占用許可基準などを踏まえ、道路管理者が判断するものと認識しております。以上でございます。

○平山浩二委員 道路管理者に確認しましたが、数メートルでも僅かでも移動が発生して設置をする場合は、従前を廃止扱いとして新規で取り扱うとのことでした。これは事務処理上の概念として理解しますが、本質的な話として交通局に確認したかったんですけども、かたくなに判断できないということで、諸条件の確認はこの程度にとどめます。

次に、建設緑政局長に伺いますが、こちら、宮内新横浜線子母口工区の整備推進に当たって、設計・作図段階におけるバス路線の変更やバス停の位置変更、ベンチを含む附帯物に対する一定の配慮等が交通局とどのようになされたのか、具体的に伺います。また、新年度に設計等に着手する予定路線と同種事案が潜在しているのか、伺います。

○福田賢一建設緑政局長 都市計画道路宮内新横浜線子母口工区についての御質問でございますが、本工区は市道尻手黒川線における新たな交差点である子母口旭田交差点から県道子母口綱島との交差点までの延長約245メートルの区間を計画幅員22メートルで整備し、昨年8月に供用を開始したところでございます。当該工区の整備に際しましては、既存バスルートの変更について関係バス事業者と協議を実施したところ、子母口住宅前バス停を当該工区内へ移設する意向が示されたことから、バス停留所付近の歩道の形状や横断防止柵の位置等についてバス事業者と協議の上、設計に反映し、整備を行ったところでございます。次に、令和6年度につきましては、路線バスが運行している国道409号等において設計に着手する予定がございまして、設計に際しては、バス事業者に対し、既存のバス停留所の取扱いなどに関して、その意向を確認してまいりたいと考えております。以上でございます。

○平山浩二委員 御答弁ありがとうございます。連携状況の実態について、おおむね理解をいたしました。その上で、重ねて建設緑政局長へ伺いますが、当該工区は信号機等に関する地域課題を調整し、現在も一部対応が残っています。状況と今後の予定を伺います。また、係る整備過程で住民説明会等を複数回設けていますが、ベンチ設置に関わる声の有無、その取扱いを併せて伺います。

○福田賢一建設緑政局長 宮内新横浜線子母口工区についての御質問でございますが、信号機等の対応につきましては、交通管理者が鷹巣橋の信号機を県道子母口綱島との交差点へ移設することとしており、本年3月末をめどに完了する予定でございます。また、バス停留所のベンチ設置につきましては、昨年8月の住民説明会において要望が出されたことから、当該要望についてバス事業者にお伝えしたところでございます。以上でございます。

○平山浩二委員 ただいま建設緑政局長より御答弁いただいた住民説明会での要望の声について、どのような検討と判断に至ったのか、具体的に交通局長に伺います。

○中上一夫交通局長 子母口住宅前バス停留所についての御質問でございますが、ベンチ設置への対応につきましては、道路整備の進捗状況に応じて関係部局間で事前協議、現地

確認を行ってきたところでございます。その協議の中で、当該バス停留所のベンチの設置については、必要な歩道有効幅員の確保が困難であることを確認したことから、設置を見送ったところでございます。以上でございます。

○平山浩二委員 ここでディスプレイをお願いします。既に昨年8月から供用開始となっている宮内新横浜線子母口工区とバス停の現況であります。歩道の有効幅員が確保できないとの交通局判断でありました。なお、歩道の幅員、こちらは2.5メートルでございます。今回伺ったバス停のベンチ設置に関わる事業の概要を比較します。事業の性質が異なる点に留意すべきでありますけれども、目的や前提の類いというものは、おおむね一致をするところで、ベンチの仕様に差異が生じている、選択性があるかないか、それがポイントになります。交通局の見解で、ほぼ設置が完了しているとか、令和6年度の設置予定がないとの答弁は、まさにこの点に依存するもので、掲げる目的は既に果たされたという現況の認識であれば、市民ニーズを的確に捉えているのかなということが非常に悩ましいなと思いますし、今後の発展性も描けないし、閉塞的な感じがあるなと思います。こちらは、上の図が子母口住宅前バス停にあります図になりまして、歩道幅員の様子がうかがえるかなと思いますけれども、有効幅員を確保すれば、幅50センチ以内でベンチの設置が可能となるということになりますけれども、この右端の写真というのが、前年度にまちづくり局の事業で設置された幅35センチのベンチ、それ以外の写真は、市バス、交通局で設置をしている状況の一例になりますけれども、設置の向きを含め、道路環境に応じて様々であるということに改めて御認識をと思います。ディスプレイは結構です。

限られた時間でありますので、まとめに入ります。バス停へのベンチ設置に関連して、まちづくり局、建設緑政局や交通局に係る諸条件、あるいは実態等、種々確認をさせていただきました。それらを踏まえ藤倉副市長に伺います。まず、子母口住宅前バス停については、宮内新横浜線子母口工区の整備に伴うバス路線の変更、バス停の移設が行われておりますが、附帯物のベンチは移設されることなく消失の形となりました。当該バス停の利用に関わる地域特性、あるいは地域事情といった類いを申し添えておきますけれども、近隣のみならず高齢化が進み、かつ、食品とか日用品の日常の買物には非常に苦勞されている蟹ヶ谷とか久末地域、そういった丘陵部からも当該路線を利用して近くの唯一の商業施設に來られる方も多い実態があります。帰路に着く際、重い荷物を抱えてベンチがなくなった現状は、バス待ち環境が悪化しているというお声、状態復元を求める、そういった声が後を絶ちません。

今回、しかるべき市民ニーズに応じてベンチが設置されていた以前の状況を基点として、当該道路整備の設計段階あるいは整備過程において市民の声をどのように受け止め、扱われていたのかを追跡し、結果として交通局の定めによるところにベンチ設置条件を満たしていない、そういう状況が成立をしているということでもあります。細かく言えば、交通局で取り扱うベンチの仕様、サイズでは歩道、有効幅員の確保ができないとの事由です。一方、冒頭に伺ったまちづくり局の事業で取り扱うベンチの仕様、サイズによっては歩道、有効幅員の確保が可能になります。いずれの局もバス待ち環境の改善で目的の主眼は一致すると思いますが、係る事業の性質が異なれども、設置するベンチの仕様、サイズで大きく結果が変わってしまうという実態、引き続きバス待ち環境の改善は着実に進めるべき取組であります。その上で、まちづくり局が進める事業のポイントは、道路環境に応じたべ

ベンチの選択を可能とするところでありまして、交通局の取り扱うベンチが一択、このままでは事業に閉塞性が生じます。市民目線でも納得性の高い整合を行って改善を図るべきです。子母口住宅前バス停のベンチも含め、見解と今後の取組を伺います。

○藤倉茂起副市長 バス停留所のベンチ設置についての御質問でございますが、バス停留所につきましては、高齢化の進展や利用者のニーズ等を踏まえ、安全性を考慮しながら快適なバス待ち環境を提供していくことが重要であると認識しているところでございます。宮内新横浜線子母口工区内の停留所におけるベンチ設置につきましては、地域の要望等を踏まえつつ、道路環境やバスの利用状況などを勘案し、設置の可能性について検討してまいります。以上でございます。

○平山浩二委員 御答弁ありがとうございました。当該地域では、チョイソコかわさきの本実証実験中、また、健康ボウリング送迎バスを試走中といった実情も十分に酌み取れるかと思いますが、本件については今年度中、いわゆる今月中に現地調査を行う予定と伺っていますので、鋭意取り進めをお願いしたいと思います。また、2月20日に気象庁は今年の夏の天候について見通しを示しています。概要、エルニーニョ現象の影響で猛暑日が増える、そういう予想になります。バス停の上屋についても一層の議論、検討が必要ですが、その場は改めたいと思います。ただし、今後の安心・安全なまちづくりの視点を志向すると、ベンチや上屋といった整備推進の所管局、交通局の台所事情も踏まえて、包括的に一本化する方向が妥当ではないかなというふうにも思います。

次のテーマに移りたいと思います。5款4項1目、福祉人材確保対策事業費について健康福祉局長に伺います。介護現場の人手不足や業務負担増によって、高齢者への虐待にもつながっていることが課題となっており、本市でも深刻な実態であることを我が党の代表質問で確認させていただきました。そのような背景も鑑み、改めて介護ロボットの普及促進や導入支援が重要と認識するところであります。同様に我が党の代表質問で伺ったところでは、本市の施設における介護ロボット導入率は特養で23.1%、老健で25%にとどまる実態となっています。一方、令和2年から実施している介護ロボット等導入支援事業は本市の重要な取組となりますが、新年度の事業概要と導入コスト、負担軽減の考え方、対応等を伺います。また、他の課題認識に対する対応等も併せて伺います。

○石渡一城健康福祉局長 介護ロボット等導入支援事業についての御質問でございますが、令和6年度につきましては、介護ロボットのレンタルと出張体験会による普及啓発に加え、介護職員自らが考えた業務上の課題を改善する手段として、介護ロボットを導入する必要性について意識改革を図る新たな研修を実施してまいります。また、導入コストの負担軽減につきましては、かわさき基準(K I S)認証福祉製品による導入促進補助金や、神奈川県介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金の活用に向けた周知を適切に行い、事業所からの申請相談及び書類の作成などについて支援してまいります。さらに、操作が難しく利用者にはけがを負わせてしまうか不安などの事業所が抱える様々な課題が潜在していることから、今後は体験の機会を増やすことや、導入した事業所の好事例を情報発信するなど、介護ロボットへの抵抗感を払拭できるよう伴走型の支援に取り組んでまいります。以上でございます。

○平山浩二委員 御答弁ありがとうございました。普及促進や導入支援の課題は全国的なものであると認識しますが、行政支援の在り方も危機感を持って新たに臨んでいただきたい

と思います。続いて伺います。さきの本市施設における介護ロボット導入率の数値は、本市の介護ロボット等導入支援事業が寄与していない、すなわち同事業による効果がいまだ得られていないという実態になります。よって、課題分析に資するサンプル数が少ない実情ですが、これまでの導入支援対応で一般的な導入に至る段階や期間等の概要を伺います。あわせて、導入検討された事業所数等について、近年の実績や傾向性等も伺います。

○石渡一城健康福祉局長 介護ロボット等導入支援事業についての御質問でございますが、本事業はこれまで導入実績はございませんが、一般的には事業説明会や体験会に参加していただき、導入意欲を持たれた事業所と連絡調整を行い、支援するものでございます。現在、体験会を通じて1事業所が腰の負担軽減を図る移乗支援ロボットの導入を検討しており、レンタル期間中のモニタリングや随時のフォローを行うなど、事業所に寄り添った支援を進めているところでございます。なお、レンタル期間は3か月程度を基本としておりますが、事業所の状況に応じて延長するなど柔軟に対応しているところでございます。また、近年の傾向につきましては、令和4年度15事業所、令和5年度9事業所が体験会に参加され、そのうち、令和4年度7事業所、令和5年度8事業所へレンタルを実施したところで、いずれの年度におきましても移乗支援ロボットのレンタル実績が多い状況でございます。以上でございます。

○平山浩二委員 ありがとうございます。事業所側の共通ニーズが継続性を持って現れている状況と理解します。続いて伺いますが、改めて新年度は介護職員の意識改革を図る新たな研修等を予定しているとのことですが、具体的な取組の概要のほか、神奈川県ロボット実装促進センターとの連携について趣旨や今後の見通し等も伺います。

○石渡一城健康福祉局長 介護ロボット等導入支援事業についての御質問でございますが、次年度につきましては、新たな研修として、介護職員自らが考えた業務上の課題を抽出した上で課題解決に有効な介護ロボットを選定し、その導入に向けた計画書の作成や効果測定の演習などに取り組んでまいります。また、神奈川県ロボット実装促進センターにおいては、コンサルタントによる相談支援から現場のニーズに即したロボットの改良、開発までのワンストップ支援を行っておりますので、当該専門機関と連携を図り、本市における介護現場の労働環境の改善や介護職員の負担軽減、利用者に対する質の高いケアにつながるよう、取組を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○平山浩二委員 ありがとうございます。改めて介護ロボット等導入支援の実効性を高めるため、介護現場の意識改革に関わる研修等の取組に期待をしておりますけれども、別の視点から見ると、事業所側は業務マネジメントの一環で働き方改革を進めることとなります。ただし、実践の中で問題点を洗い出して改善と効果を検証することが実際の現場では非常に困難との声もあり、進め方の要領を得ていない実情もあるかと推察をします。その上で、支援の姿として求められる伴走型とは、事業所の業務に一定時間あるいは期間専任で張りつくような水準の対応が必要かなと思います。また、ケースに応じてモデル事業に準じる取組も効果的と考えますが、見解と今後の取組を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 介護ロボット等導入支援事業についての御質問でございますが、当該事業につきましては、これまでもレンタル期間中のモニタリングや随時のフォローを行うとともに、国が公開している導入手順書を簡潔に分かりやすく伝え、事業所に対し丁寧な支援に努めているところでございます。加えて、介護職員にとって働きやすく、

利用者への質の高いケアが提供できるよう、経営者及び管理者が率先して現場を改革していく意識を持つことも重要であることから、今後も事業所に寄り添った効果的な取組を進めてまいります。以上でございます。

○平山浩二委員 丁寧に御答弁ありがとうございました。意識改革のターゲットも階層別で考慮する等、係る情報提供、広報、工夫をいただきたいと思います。最後のテーマにつきましては、また改めての機会にしたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

○浦田大輔副委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浦田大輔副委員長 御異議ないものと認めます。およそ5分休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時30分再開

○浦田大輔副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○齋藤 温委員 私は、小児医療費助成制度について、放課後児童健全育成事業について、市内産農産物と小学校給食について、そして公園のトイレについて、順番に一問一答で伺います。

先日の代表質問で小児医療費助成制度の一部負担金について、持続可能な制度の在り方を考える上では、財源の確保と併せて、本制度の利益を受けない方との負担の公平性や適正な受診を担保するという視点もあるという答弁がありました。実は、過去1年間でこの答弁をもらったのは4回目でした。今日は、その内容について詳しく聞いていきたいと思っております。まず、財源の確保についてですが、一部負担金を廃止した場合の影響額は幾らで、それは一般会計予算の何%に相当するのか、こども未来局長に伺います。

○阿部浩二こども未来局長 小児医療費助成制度についての御質問でございますが、一部負担金を廃止した場合の影響額につきましては約3億7,000万円と試算しており、令和6年度一般会計予算8,712億円の約0.04%に相当するところでございます。以上でございます。

○齋藤 温委員 一般会計予算の約0.04%と、川崎市にとって金額的には本当にごく僅かな小さな一滴だと思います。神奈川県内でも川崎市より財政規模が小さい自治体の一部負担金を撤廃している中、全国の政令市でトップの財政力を誇る川崎市にできないはずはないと思います。次に、本制度の利益を受けない方との負担の公平性についてです。そもそも福祉の制度をやらない理由に公平性を挙げるのは、すごく不適切なことだと思います。本当にそれを言い始めたら福祉は何も成り立たないと思うんです。ただ、川崎市は公平性を重視しているということなので伺いますが、本制度の利益を受けない方とは具体的に誰を指すのでしょうか。

○阿部浩二こども未来局長 小児医療費助成制度についての御質問でございますが、本制度の利益を受けない方につきましては、本制度の対象ではない幅広い世代の方や、対象となる方の中でも受診の頻度が異なり、本制度の利益を受ける機会が必ずしも一様でないことなどから、負担の公平性に配慮する必要があると認識しているところでございます。以上でございます。

○齋藤 温委員 小児医療費助成制度は、あくまでも子育て支援策なんですね。子育て支援の在り方を考えるときに、子育てをしていない世帯と比較するのは、少しずれているのかなと思います。答弁の中では子育てをしている人たち同士の公平性についても触れていて、受診の頻度が異なり、本制度の利益を受ける機会が必ずしも一様ではないとおっしゃっていました。うちの子は元気で病院にかかる機会はないけれども、あの子はいつも無料で病院にかかっていて羨ましいと感じる人もいるのかもしれませんが、たとえ今、受診の必要がなかったとしても、いざというときに無料あるいは低額で医療が受診できるという安心感、これはどの子育て世代にも恩恵を与えるものだと思います。そして、公平性と言うのであれば、同じ子育てをしている人同士でも、子どもの年齢によって無料だったり、1回500円だったり、あるいは大人と同じ3割負担だったりする、このことこそ不公平ではないですか。伺います。

○阿部浩二こども未来局長 小児医療費助成制度についての御質問でございますが、子育て支援施策の推進につきましては、出産、子育てから青年期に至るまで、成長発達のそれぞれの段階に応じた支援を総合的に進めていくことが必要であると考えております。また、制度の安定的かつ継続的な運用と併せて、低所得世帯への配慮として、市民税所得割非課税世帯については一部負担金を求めないこととしているところでございます。以上でございます。

○齋藤 温委員 成長発達のそれぞれの段階に応じた支援を進めるという答弁がありました。高校生にもなると、例えば部活動も本格的になって、けがのリスクもあります。また、女子は思春期を経て産婦人科系の悩みも出てくる時期です。そういった成長発達の段階を考慮すると、高校生も医療費助成の対象にするべきです。また、保護者からしてみたら、高校生の子どもは食べる量も増えますし、この物価高騰の中、本当に食費がかさみます。大学に進学を考えている場合は塾に通う費用だったりとか、あと、学費の貯金もしなければいけない。高校生がいる世帯の経済的負担は本当に膨大で、せめて医療費だけは助けてほしいという切実な声が上がっています。子育て支援であるはずのこの制度が子どもの年齢によって線引きをされている、高校生を持つ親が完全に排除されていることが一番公平性に欠けています。そして、公平性を重視するならば、川崎市が一番大事にすべきなのは、負担の公平性ではなくて、親の経済状況にかかわらず全ての子どもが安心して医療の受診ができる公平性、これを一番重視すべきだと強く指摘します。次に、一部負担金を取り入れている理由について、適正な受診を担保すると言いますが、適正な受診の定義と、一部負担金があることで担保できる根拠について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 小児医療費助成制度についての御質問でございますが、適正な受診につきましては医療機関や市民によって認識は様々であり、何をもちて適正と判断するのか明確に定義されているものではございません。しかしながら、医療保険制度においては、自己負担が軽減される場合には一般的には医療費全体が増えるとされており、国におきましては、こうした考え方に基づき国庫負担の減額措置を設けていることから、一定の受益者負担により適正な受診が担保できるという考え方には合理性があるものと考えております。以上でございます。

○齋藤 温委員 適正な受診の明確な定義はないということですが、明確な定義すらないものを担保しようと、ずっと一部負担金を課してきていることに、私は合理性はないと思

います。答弁の中では国の国庫負担の減額措置にも触れていました。これは、自治体が医療費を助成すると医療費が膨れ上がってしまうという考えの下、医療費助成をした自治体にはペナルティを科すという制度ですが、国は来年度からこれを廃止することを決めました。もう既に、人口比で言うと、全国で90%の子どもが高校を卒業するまで医療費を助成してもらっている、この現状を受けての決定です。このように全国的に見ても、適正な受診を担保するために医療費を負担してもらうという考えは、ほとんど見られないものなんです。何よりも私たちはこの議会でも繰り返し取り上げてきましたが、一部負担金が払えずに本当に必要な受診を諦めざるを得ない子どもがたくさんいます。適正な受診を担保するための一部負担金が経済的に余裕のない子どもたちの適正な受診を妨げている、この大きな矛盾を指摘したいと思います。明確な定義もない、全国的にほとんど例も見られない、そして、経済的に余裕のない子どもたちの適正な受診を妨げている、この一部負担金は早急に撤廃すべきです。

最後に県内の状況についてです。ディスプレイをお願いします。これは今後の拡充予定も含めて、県内の各自治体で子どもの医療費が幾らかかるのか、保護者の目線でまとめたものです。小中高と子どもの年齢によって変わりますが、緑は医療費が無料、黄色は一部負担金として1回500円、そして赤は助成がなく、大人と同じ3割負担になるということを示しています。御覧のように、小学生からもお金を取っているのは県内で川崎市だけです。そして、一部負担金の撤廃も18歳までの拡充も、どちらもやっていないのも川崎市だけです。この状況についてどう考えているのか、伺います。

○阿部浩二こども未来局長 小児医療費助成制度についての御質問でございますが、昨年9月の制度拡充により、通院医療費助成の対象を小学校6年生から中学校3年生に拡大いたしましたので、引き続き、拡充後の助成状況の分析を行いながら着実に取組を推進してまいりたいと存じます。また、この制度は、本来国の責任において全国一律の制度として構築すべきであると考えておりますので、引き続き他の自治体と連携しながら国に対し要望してまいりたいと存じます。以上でございます。

○齋藤 温委員 昨年の3月の議会で、子どもの医療費の助成制度の拡充が決められたとき、こども未来局長は、国がやるべきという立場ではあるものの、都市間競争が非常に激しくなってきた、川崎の置かれた状況は市民にとっても看過できない状況になったと発言しています。もう一度ディスプレイをお願いします。今のこの状況ですが、これもまさに市民からしてみたら、もうとてもじゃないけれども看過できない状況です。昨年せっかく拡充したばかりなのに、聞いていて耳が痛いかもしれませんが、本当に子育てをしている世帯にとっては切実な願いであり、そして、川崎市も本当に頑張ってもらいたい、皆さん心からエールを送っているんです。福田市長もそうですが、国がやるべきという信念を貫くのは、いいことだと思うんです。ただ、その結果、川崎市の子どもたちが必要な医療を我慢せざるを得ない状況を生み出すのは絶対に許されないことだと思うんです。18歳まで無料にした上で、国に一律の制度を求めることもできるはずだと思います。一部負担金の撤廃と高校卒業までの拡充を強く求めて次の質問に移ります。

次は、放課後児童健全育成事業について、引き続きこども未来局長に伺います。放課後児童健全育成事業は、親が仕事などで留守の子どもたちに対して遊びや生活の場を提供するもので、別名、放課後児童クラブだとか学童とも呼ばれています。川崎市では、わくわ

くプラザにこの機能を持たせていますが、毎年利用登録する子どもの人数は増えていて、その大規模化が問題になっています。ディスプレイをお願いします。これは各区ごとのわくわくプラザの1日の平均利用人数、2023年4月の数字です。御覧のように、どこも80人を超えていて、一番多い高津区は136人となっています。ディスプレイ、結構です。全国学童保育連絡協議会——全国連協は、このように大規模化した学童がもたらす問題を数々指摘していますが、それがわくわくプラザの現状と一致していると感じているので、その角度から質問をします。まず、昨年3月に行われた、わくわくプラザの充実に向けてのアンケートについてですが、わくわくプラザには登録しているけれども利用していないと答えた人たちのうち、その理由として約2割が、子どもがわくわくプラザに行きたがらないと選んでいます。この人たちは、子どもが行きたがらない理由について具体的にどんな意見を上げたのか、主なものを伺います。

○阿部浩二こども未来局長 わくわくプラザの充実に向けてのアンケートについての御質問でございますが、アンケート結果の主なものとしたしましては、内容等が楽しくない、仲のよい友達が少ないといった意見があったものでございます。以上でございます。

○齋藤 温委員 内容等が楽しくないという意見についてです。全国連協は、大規模化した学童保育では指導員の目が全体に行き届かなくなり、一斉活動が中心となる、それから、遊びや活動を制限せざるを得ないと指摘しています。私のもとに実際届いたわくわくプラザ体験談も、例えば、外遊びの時間で誰かが約束を破ったらみんな部屋に戻らなければいけないなど管理的な面があった、安全面を気にするあまり、ちょっとしたことですぐに注意をされた、そして、入室してから最初の15分は誰とも話してはいけず、宿題か読書をしななければいけないというルールがあったという内容で、全国連協の指摘と一致しているのではないかと思います。内容等が楽しくないと感じる背景には、わくわくプラザの大規模化が影響している可能性があると思いますが、見解を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 わくわくプラザについての御質問でございますが、わくわくプラザの規模と子どもの内容等が楽しくないという意見との間の明確な相関関係につきましては把握しておりませんが、子どもの意見を活動内容に反映させるために、月1回程度の子ども運営会議の開催や意見箱の設置などを通して、行事や集団活動の内容、みんなのルール及びやってみようなどの意見を把握し、内容の充実を図っているところでございます。以上でございます。

○齋藤 温委員 内容の充実を図っているとのことですが、大規模化したわくわくプラザでは充実しようにも限界があると思います。例えば、本当に子どもが大人数いる中で指導員たちの目は行き届かなくなって、けがのリスクにより敏感にならざるを得なくなります。その結果、例えば校庭に出て遊ぶときも、まず室内で10分ほど時間をかけて子どもたちを並ばせて、一気に出口に押し寄せると危険だからと、5人ずつ順番を待って出るように誘導して、そして、遊ぶ前には絶対にけがをしないようにと準備体操までする必要が出てきます。このように、ただ外に出て遊ぶだけのためにも細心の注意を払わなければいけない大規模なわくわくプラザで、内容を充実させるのも限界があると思います。次に、仲のいい友達が少ないという意見についてです。全国連協は、大規模化した学童保育では子どもたちが騒々しく落ち着けない、ささいなことでけんかになる、そして、気の合う数人の子どもだけで過ごすなどが起こるとしています。実際、私のところに届いた声を紹介すると、

最初は仲のいい友達と一緒に行っていただけでも、その子が行かなくなり、自分の子も行きたくなくなってしまう、ただでさえ狭い空間なのに、新年度に新しい人が増えて、どんどん騒がしくなってしまう、それから、大事にしていたペンケースがかばんからなくなるなどトラブルがあった、こういう事例が届いています。このように、子ども同士のトラブルがあったり、わくわくプラザ内で新しい人となかなか仲よくなれないような事例が見られる背景には、わくわくプラザの大規模化が関連している可能性があると思いますが、見解を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 わくわくプラザについての御質問でございますが、わくわくプラザの規模と子どもの仲のよい友達が少ないという意見との間の明確な相関関係につきましては把握しておりませんが、工作教室、絵画教室、スポーツ教室、各種体験教室等、多様なプログラムを実施する中で、仲間づくりに主眼を置いた仕掛けを工夫しているところでございます。以上でございます。

○齋藤 温委員 友情は日々の交流の積み重ねの中で芽生えていくものだと思います。仲間づくりに主眼を置いた仕掛けをつくっていると言いますが、そういったものを幾ら単発的に用意しても、毎日違う子どもが80人とか100人という規模で一斉に集まるわくわくプラザでは、本当の友情関係を築くのは少し難しいのではないかと思います。国が出している放課後児童クラブ運営指針でも、子どもの集団の規模はおおむね40人以下と書いてあって、その40人以下という人数については、子どもがお互いに関係性をつくれる規模と説明がされています。学校のクラスも、今ちょうど35人学級が進んでいます。それくらいの規模でないと、互いに人間関係を築くのは難しいということなんです。このように、内容等が楽しくない、仲のいい友達が少ないという意見についてお聞きしましたが、どちらの意見についても、わくわくプラザの規模との明確な相関関係は把握していないとの答弁でした。わくわくプラザの大規模化が子どもたちの生活の場にどのような影響を与えているのか、しっかりと調査をするよう要望します。そして、大変なのが、子どもがわくわくプラザに行きたくないと言いだしたときです。まず保護者は、わくわくプラザ以外の預け場所を探しますが、わくわくプラザ以外で放課後児童健全育成事業を行っている施設は市内に幾つあるのか、伺います。

○阿部浩二こども未来局長 民間放課後児童クラブについての御質問でございますが、現在、川崎市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱に基づき、届出をいただいている民間放課後児童クラブは25か所でございます。以上でございます。

○齋藤 温委員 ディスプレーをお願いします。こちらが、わくわくプラザ以外の放課後児童クラブですが、市内で25か所しかなくて、御覧のように区によってばらつきもあります。ディスプレイ、結構です。行きたくても近くになくて、物理的な選択肢にならない場合がほとんどです。また、25あるうちの12の施設は株式会社が運営していますが、これらは毎月の利用料が子ども1人当たり5万円ほど、夏休みなどの長期休暇中は8万円ほどとなり、多くの家庭にとって経済的に選択肢になりません。このような状況に追い込まれたとき、保護者はどうするのかという話なんですけれども、小学校2年生のお子さんを持つお母さんは、何とか仲のいい友達と一緒にわくわくプラザに行ってもらえるように、先方のお母さんに頻りに連絡をして必死に予定を合わせていると言っていました。それ以外の日は、やっぱりお子さんも1人で帰ってくるしか選択肢がなくて、そのままユーチューブ

やゲームをして終わる日もあるそうです。本当はもっと有意義な時間を過ごしてほしいと思いつつ、平日はもうこの状況で何とかやりくりしていくしかない、諦め半分だと言っていました。目前に迫る春休み、そして夏休み、もうこれはなすすべがなく、恐怖だというふうに訴えています。こうした保護者のためにも、わくわくプラザ以外の放課後児童クラブを増やすべきだと思いますが、伺います。

○阿部浩二こども未来局長 放課後児童クラブの利用についての御質問でございますが、わくわくプラザの利用児童や保護者からのニーズにつきましては、利用者アンケートのほか、全てのわくわくプラザにおいて保護者懇談会の開催や、日常の保護者とのやり取りなどから把握に努めるとともに、これを踏まえ取組の充実を図っているところでございます。放課後児童クラブの利用に当たりましては、それぞれ事業を利用する子育て家庭が各クラブの特徴やサービスの内容などを考慮し、選択されているものと認識しております。以上でございます。

○齋藤 温委員 あまり明確な答えではありませんでしたが、あくまでもわくわくプラザをやっていくんだと。それ以外の放課後児童クラブは増やさない方向だというふうに理解をしました。横浜市では、川崎市のわくわくプラザに相当するものが各学校にあります。それ以外の放課後児童クラブも221か所あります。平均保育料は子ども1人当たり月1万7,000円と、かなり現実的な値段かなと思います。ここまで選択肢があるのは、横浜市は保護者やNPOが運営する学童にも補助金を出しているからです。川崎市も同様に、わくわくプラザ以外の放課後児童クラブを増やすよう改めて要望します。また、川崎市にも保護者がお金を出し合って自主的に運営をしている、いわゆる自主学童がありますが、財政状況が非常に厳しくて存続の危機にあるということです。わくわくプラザ以外の選択肢を自分たちで何とかつくりたいと必死に頑張っている保護者、そして、そのお子さんたちを切り捨てずに、しっかりと補助金を出すよう要望します。

今日は本当にいろんな問題を指摘しましたが、わくわくプラザは働く親にとっては本当に助かる存在なんです。無料で、しかも保育園のように落ちてしまう心配もなく、必ず受け入れてくれる。しかも学校という安心できる場所で預かってくれる。子どもが小学校に上がる時は、そのよさに非常に皆さん感動するんです。でも、だからこそ、うまくいかなかったときのショックが物すごく大きくて、さらに、それ以外の選択肢がないという現状に当たったときに、本当に皆さん途方に暮れてしまいます。多くの働く親が頼っているからこそ、そして、指導員の皆さんも一生懸命頑張っているからこそ、私は、わくわくプラザが子どもたちにとって最善の環境になるように心から改善を求めたいと思います。

次に、市内産農産物と小学校給食についてです。今、月に1回、中学校給食に市内産農産物を取り入れています。その意義について経済労働局長に伺います。

○久万竜司経済労働局長 中学校給食における市内産農産物の活用についての御質問でございますが、本市では平成29年度から市立中学校において完全給食が開始されまして、その際、中学校給食への御理解をはじめとして、地産地消の農産物のおいしさや市内農業への理解を深めてもらうよう、市内産農産物の中学校給食への活用を本市農業振興計画に位置づけたところでございます。以上でございます。

○齋藤 温委員 川崎の農業にとっても大事な意義があるとのことですが、小学校給食については市としての取組は特にされていません。そこで、教育次長に小学校給食に市内産

農産物を取り入れる意義をお聞きします。また、年に2回ある自校献立のときに市内産農産物を取り入れている学校もあるそうですが、区ごとの校数を伺います。

○池之上健一教育次長 市内産農産物についての御質問でございますが、小学校給食において市内産農産物を使用することは、子どもたちへの地産地消への理解につながるなどの意義があるものと考えており、令和4年度の自校献立において市内産農産物を使用した学校は、川崎区が1校、幸区が4校、中原区が1校、高津区が4校、宮前区が9校、多摩区が6校、麻生区が1校となっております。以上でございます。

○齋藤 温委員 学校給食法の第10条にも、学校が所在する地域の産物を学校給食に活用するということが書いてあります。すごくいい取組なんですけど、市内で行われている学校はかなり限られています。地域によっても偏りがあるって、非常にもったいないと思います。自校献立で市内産農産物を使いたいと思う小学校は、まだまだあると思いますが、希望する学校に対して必要な野菜の一部だけでも農産物を提供できるような仕組みをつくれるのではないかと思います。その点、経済労働局長に伺います。また、その際どのような課題があるのかについても伺います。

○久万竜司経済労働局長 小学校給食における市内産農産物の活用についての御質問でございますが、小学校給食への市内産農産物の活用につきましては、小学生に地産地消や市内農業への理解促進等を図るために大切なものであると考えております。一方で、本市では農産物の産地が偏在しており、中学校給食のように3か所の給食センターで集荷、配送されているものではないことから、農産物の集荷・配送手段の確保が難しいことや、農産物の生産量が少ないことが課題であると考えております。そうしたことから、自校献立で市内産農産物の利用を希望する小学校につきましては、各学校の事情に合わせて関係局やJAセレサ川崎などとともに実施可能性を検討してまいります。以上でございます。

○齋藤 温委員 課題として、農産物の集荷・配送手段の確保が難しいということが挙げられました。東京都小平市では、学校給食に使う農産物を農家が直接学校に届けるのが難しいため、JAが農家から仕入れて、それを学校に届ける体制を整えています。そのためにかかる人件費や燃料費は小平市の予算から支給されています。また、課題として川崎市の農産物の生産量が少ないというものも挙げられましたが、小平市や東京都日野市では学校側と農家が事前に話し合っ、何月頃にどのような食材が欲しいのかということを確認し合っています。川崎市は一つ一つの農家の規模が小さく、1つの農家でその学校に必要な量を全部賄うのは難しいと思いますが、学校給食への提供の意義に賛同してくれる農家を複数集めれば、少しずつ農産物を提供してもらえ、そういった体制が整えられるのではないかと思います。川崎市の農地を守るためには、農家だけではなくて、やっぱり市民もみんなと一緒に守っていこうという意識を持つことが大事です。学校給食を通して多くの子どもや保護者、学校関係者が市内産農産物の魅力に触れる機会をつくることは、川崎市の農業を守る上でも非常に大事な取組だと思います。今後、実施可能性を検討するという御答弁でしたので、大いに期待したいと思います。

最後に公園のトイレについてですが、時間の関係で、こちらは要望だけお伝えしたいと思います。公園にトイレを設置するには、自治会やその公園の管理運営協議会など、その総意を得て、さらに周辺の住民の合意も得る必要があります。これらのハードルを、公園を利用している一市民が自らクリアしていくのは非常に難しいことだと思います。公園に

トイレ設置の要望が届いた際には、市としてできる限りの支援をして、設置に向けて積極的な役割を担うよう要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○三浦恵美委員 私は、通告に従い一問一答形式で、10款1項1目まちづくり総務費、森林環境譲与税について、5款4項1目、認知症高齢者対策事業費、認知症高齢者に対するサポートについて、5款2項1目福祉事業費、ホームレスの自立支援について、4款2項4目こども施設運営費、児童虐待について伺います。

まず、森林環境譲与税について伺います。森林環境譲与税とは、国から市町村へ譲与される税金を言い、その原資は2024年度から国内に住所を有する個人に対して、個人住民税均等割と、併せて1人年額1,000円が徴収される森林環境税、国税です。適切な森林整備をしながら、日本の温室効果ガス排出量削減目標の達成や、災害の防止などを図ることを目的に創設されました。使い道次第でSDGsの達成貢献度が大きく変わる可能性のある重要な税と言えます。そして、その用途については森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、市町村での用途がある程度定められています。まず、適切な森林整備や温室効果ガス排出量削減目標の達成に寄与する森林環境税、森林環境譲与税ですが、本市における課題を財政局長に伺います。

○白鳥滋之財政局長 森林環境譲与税についての御質問でございますが、森林環境譲与税の用途につきましては、間伐などの森林整備に加え、森林整備の担い手となるボランティア団体等の育成、確保、木材利用の促進や普及啓発に充てることとされております。本市におきましては、計画的な樹林地の管理や、ナラ枯れ対策などに活用するとともに、公共施設、義務教育施設の木質化や、木材利用の促進に向けた民間施設への補助制度などにも活用しているところでございます。特に、木質化や木材利用に関しましては木材の消費拡大にも貢献しており、生産地域の振興に寄与しているものと考えております。今後も、都市部における身近な緑の保全や活用など重要な課題に対して、効果的な活用を図るとともに、制度の創設趣旨でもある消費地としての都市部の役割をしっかりと果たしていく必要があると考えております。以上でございます。

○三浦恵美委員 課題についての御答弁、ありがとうございます。

そのような課題の中、本市ではこれまで木材利用の普及啓発、公共施設の木質化、民間施設の木質化補助などに活用されており、令和6年度予算案においては木材利用促進事業費2,000万円余が計上されていますが、令和6年度取組内容及び今年行われる全国都市緑化かわさきフェアと連携した取組について、まちづくり局長に伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 木材利用促進についての御質問でございますが、令和6年度取組につきましては、民間建築物に対するPR性の高い木質空間への改修補助や、有識者や公益団体、民間事業者、行政など約150団体で構成する川崎市木材利用促進フォーラムの運営、林産地と都市部事業者をつなぐビジネスマッチングなど、木材利用促進に向けた取組を予定しております。また、市制100周年を契機として、市民に対して木のよさを伝えるための川崎駅前優しい木と緑のひろばに加え、自然を大切に、豊かな心を育むためには子どもの頃から木に触れることが大切と考えていることから、主に未就学児を対象として木製遊具で遊ぶ木材利用促進イベントなどを全国都市緑化かわさきフェアと連携しながら全区で実施し、木のよさや木材利用の意義を広く市民に伝えてまいります。以上でございます。

○三浦恵美委員 さらに、市制100周年を境に木材利用についてどのように進めていくか、今後の取組について見解をまちづくり局長に伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 木材利用促進についての御質問でございますが、森林がほとんどない本市においては、消費地として木材利用を促進していく上で、林産地と連携し、建築物における木造化、木質化に取り組むとともに、森林体験や木材利用促進イベントを通じて木のよさや木材利用の意義を理解していただくことが大変重要であると認識しております。今後につきましても、100周年記念事業と連携した取組を契機として、木材利用の意義等を広く市民に伝えるとともに、脱炭素化の実現に向け、地球温暖化の防止、国土の保全、水源の涵養、森林再生等に資する国産木材を利用促進し、誰もが木のよさを身近に感じられる都市の森の実現に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○三浦恵美委員 本市の譲与額について、令和5年度予算では1億6,400万円余、令和6年度予算では1億8,000万円余と、約1,600万円の増となっておりますが、その要因について財政局長に伺います。

○白鳥滋之財政局長 森林環境譲与税についての御質問でございますが、森林環境譲与税は、令和5年度までは地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、500億円を譲与原資として国から地方団体に譲与されているものでございます。令和6年度におきましては、個人住民税均等割の枠組みを用いた賦課徴収が開始されることとなり、公庫債権金利変動準備金300億円を合わせ、前年度を上回る総額641億円が国から地方団体に譲与される見込みでございます。加えて、市町村への譲与割合について、100分の88から100分の90に引き上げるとされております。こうしたことから、令和6年度の本市への譲与額は、前年度比1,600万円増の1億8,000万円余と見込んだものでございます。以上でございます。

○三浦恵美委員 令和6年度税制改正において、森林環境譲与税の譲与額の計算の基礎となる配分基準について、森林面積の割合が50%から55%に引き上げられ、人口割合が30%から25%に引き下げられることとなる予定です。本市といたしましては、この改正による税収の影響額はどの程度になるのか、財政局長に伺います。

○白鳥滋之財政局長 税制改正による影響についての御質問でございますが、森林環境譲与税は、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されておりまして、譲与基準につきましては、令和6年度税制改正において、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、私有林人工林面積と人口の譲与割合を見直すとされております。この見直しに伴い、都市部である本市は人口に応じて譲与される額が多く、その譲与割合が引き下げられることから、令和6年度予算におきまして約3,500万円の減収の影響を見込んだものでございます。以上でございます。

○三浦恵美委員 意見要望です。本市は森林が少なく、林業に従事している方も少ないため、これらに充てる森林環境譲与税はほとんどないものと理解しています。一方で、木育イベントやナラ枯れ対策、公共施設の木質化などに充てたりなど、森林環境譲与税を使うほうで貢献しており、譲与税を余らせることなく、しっかりと使い切っている点については評価をすべきところであると認識しております。今後も、国から定められた用途範囲を超えない範囲内において様々な用途を開拓し、都市部で国産木材の有効活用を促し、森林環境譲与税を使っていただくことを要望し、次の質問に参ります。

次に、認知症高齢者の取組について健康福祉局長に伺います。本市における認知症高齢

者への取組に関連する費用は1億5,500万円余計上されており、前年度と比べると約2,700万円増加しております。これは本市における認知症高齢者数が増加していることと推測いたします。本市における認知症高齢者のここ数年の推移について伺います。

○石渡一城健康福祉局長 認知症高齢者の推移についての御質問でございますが、本市におきましては、国が公表している認知症有病率に本市の将来人口推計を乗じて算出しております。認知症高齢者数は、令和2年は5万4,158人、令和7年は7万855人と推計しております。以上でございます。

○三浦恵美委員 御答弁いただいたとおり、認知症高齢者推計は増加傾向にあるということで、本市としても対策が必要であると認識しております。私は、認知症高齢者の対策を学ぶために神戸市に視察に行っていました。神戸市では神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例という条例が制定され、認知症高齢者の方々に優しいまちづくりが行われています。愛知県大府市、和歌山県御坊市など、全国において自治体独自の認知症条例が増えている中、本市における認知症高齢者の方に対してサポートする条例の有無、条例がない場合には条例制定の見込みの有無、その理由についても伺います。

○石渡一城健康福祉局長 条例制定についての御質問でございますが、本年1月に施行された認知症基本法におきましては、基本的施策として、認知症に関する教育やバリアフリー化の推進、社会参加の機会の確保、保健医療・福祉サービスの提供体制や相談体制の整備などが具体的に盛り込まれております。今後、法に基づいて国が認知症施策推進基本計画を策定することになっており、また、自治体においては市町村計画の策定が努力義務とされたところでございます。本市では当該条例は定めておりませんが、引き続き国の動向を注視するとともに、基本法や、かわさきいきいき長寿プランに基づき、認知症施策の推進に取り組んでまいります。以上でございます。

○三浦恵美委員 意見要望です。国が認知症施策推進基本計画を策定し、自治体においては市町村計画の策定が努力義務とされたところであるとの御答弁をいただきました。本市では、いまだに当該条例が定められていないというのは、対応として遅いのではないかと感じております。増加している認知症高齢者の方をサポートする体制を整えるためにも条例の制定を要望いたします。

次に、認知症神戸モデルでは、診断助成制度として、65歳以上の全市民が医療機関で自己負担なしで認知症の検診から精密検査まででき、無料で賠償責任保険制度、見舞金給付制度に加入しています。認知症の人が起こした事故に対して最高2億円支給することとしているとのことです。これらの運用費用は年間約3億円かかりますが、財源は個人市民税均等割年額1人当たり400円により捻出しているとのことです。この神戸モデルのような取組について本市の取組と見解を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 認知症への取組等についての御質問でございますが、本市では、認知症リスク者の発見を含め、早期発見、早期対応と併せて、認知症予防と普及啓発の観点を重視していることから、軽度認知障害スクリーニング事業において、個別に認知症予防に資する活動の参加や介護予防普及啓発事業等に促すなどの取組を進めております。また、医療などの専門性が高い相談については、認知症疾患医療センターなどと適宜適切に連携できる体制を構築しているところでございます。次に、認知症の人が起こした事故に対する救済制度につきましては、民間保険会社での補償範囲の拡大等が進んでいることな

どから、民間保険の活用の検討や、加入済みの保険の契約内容の確認等について引き続き周知に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○三浦恵美委員 意見要望です。認知症の人が起こした事故に対する救済制度に対して、民間保険会社の補償範囲の拡大が進んでいるから本市では対応はしないとの御答弁をいただきましたが、神戸モデルのように市として財源を確保し、救済することを検討していただくことを要望いたします。認知症高齢者が年々増加しており、独自の条例を制定している自治体も増えている中、本市で条例を制定しないのはなぜでしょうか。本市で認知症高齢者による大きな事故が起きてから動くようでは遅いと思います。条例制定をすぐにでも行っていただくよう、強く要望いたします。また、先ほども申し上げましたとおり、神戸市では認知症の診断助成制度と事故救済制度に約3億円の費用を充てていて、その財源に住民税の均等割に1人当たり400円、1か月当たり34円の負担をしてもらうことで賄っています。一方、本市では認知症に対する関連費用が神戸市の半分の約1億5,000万円です。金額面で見ると認知症高齢者に対するサポートは少ないと言わざるを得ません。予算や財源の問題もあるとは思いますが、今後進んでいく高齢者社会に対応し、神戸モデルも参考にした上で財源及び予算の確保、認知症対策にしっかりと取り組んでいただくよう要望し、次の質問に参ります。

次に、ホームレスの自立支援について健康福祉局長に伺います。私は、ホームレスの自立支援について学ぶために大阪市に視察に行っていました。大阪市では、主な自立支援施策といたしましては、2週間に1度の巡回相談事業、宿所と食事を提供する自立支援センター、なお、自立支援センターは男女別となっています。また、高齢、疾病などで援護を要する短期間入所施設である生活ケアセンターなどの事業が行われています。そこで質問いたします。まず、予算について、ホームレスの自立に関する予算は、5款2項1目福祉事業費に4億3,000万円余計上されているとのことで、ホームレスの人数は令和5年までの14年間で連続して減少しており、地域としては主に川崎区、幸区、中原区に集中しています。福祉事業費が令和5年度が約4億円であるのに対し、令和6年度予算で約4億3,000万円と、約3,000万円増加している理由について伺います。

○石渡一城健康福祉局長 ホームレス支援についての御質問でございますが、令和6年度予算の主な増額理由につきましては、令和5年10月の国通知により、自立相談支援事業等は社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当せず、消費税課税事業である旨が正式見解として示されたため、当該事業に係る消費税分を予算に反映させたものでございます。以上でございます。

○三浦恵美委員 本市のホームレスの自立支援について、4つの施策の柱があるとのことですが、そのうち巡回相談事業について伺います。大阪市では2週間に1度、まちなかや公園を巡回して面接相談を行っているとのことですが、本市においては定期的に訪問とありますが、どのくらいの頻度で訪問しているのか伺います。

○石渡一城健康福祉局長 ホームレス支援についての御質問でございますが、巡回相談事業につきましては、ホームレスが起居する場所に相談員が訪問し、自立相談、健康相談、福祉情報の提供等を行っており、原則として週5日、うち1日は夜間巡回を実施しているところでございます。また、ホームレスの相談ニーズに応えるため、月1回以上の深夜巡回や、必要に応じて休日巡回を実施するなど、柔軟に対応しております。以上でございます。

す。

○三浦恵美委員 意見要望です。しっかりとした巡回が行われているおかげで、本市のホームレスは減少傾向にあるものと理解いたしました。引き続き徹底した巡回を実施していただきますよう要望いたします。

次に、大阪市ではホームレス自立支援施策として、ホームレスの方が住む居宅を民間の借り上げアパートなど、原則個室かつプライバシーが守られる生活の場を用意し、地域での居宅生活への移行へ向けた環境を整備し、1年間支援することを行っていくとのこと。このような安定した生活環境をつくり上げることが、ホームレス状態からの自立につながると言えるのかと考えます。本市と同様に、ホームレスの人数が毎年減少している大阪市の取組として、手厚いサポートであるとも考えられますが、本市としての見解を伺います。あわせて、これまでの実績についても伺います。

○石渡一城健康福祉局長 ホームレス支援についての御質問でございますが、民間アパート等における支援につきましては、集団生活の拒否感が強く、長期に路上生活を送るホームレス等の自立に向けた支援として有効であると考えていることから、本市におきましては、令和2年度から住まいの確保を優先に支援を行う、ハウジングファーストの視点を取り入れた訪問型自立支援住宅事業を実施しているところでございます。また、実績につきましては、これまで10人が利用しており、令和6年2月末時点において自立した方が8人、中断した方が1人、利用中の方が1人でございます。以上でございます。

○三浦恵美委員 意見要望です。ハウジングファーストの視点を取り入れた訪問型自立支援住宅事業の実施による実績も出ているとの御答弁をいただきました。引き続き、住まいの確保を優先して行い、ホームレスの方が自立できるようサポートを続けていただくことを要望し、次の質問に参ります。

次に、児童虐待への取組について、こども未来局長に伺います。先日、4歳の女の子が虐待を受けて亡くなるという痛ましい事件が発生いたしました。この事件について大変重く受け止めております。本市における児童相談所施設運営関係費用は、令和6年度予算は7億5,000万円余で、令和5年度と比べて約1億円の増加となっておりますが、その内訳について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 児童相談所の運営費等についての御質問でございますが、こども施設運営費の内訳につきましては、児童相談所や一時保護所の会計年度任用職員の報酬額の見直しを実施したことなどが、前年度からの主な増額要因でございます。以上でございます。

○三浦恵美委員 会計年度任用職員の報酬額の見直しにより、1億円の増加との御答弁をいただきました。児童虐待に関しては深刻な問題であると認識しておりますので、児童相談所で働く方の待遇を見直していただいたことは評価したいと思います。続きまして、本市において児童相談所への児童虐待相談件数の過去5年の推移について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 児童相談所への虐待相談、通告件数についての御質問でございますが、直近5年間では、平成30年度が3,063件、令和元年度が3,368件、令和2年度が3,733件、令和3年度が4,030件、令和4年度が3,943件でございます。以上でございます。

○三浦恵美委員 御答弁をありがとうございます。過去5年間で児童虐待は増加していることが分かりました。それでは、児童虐待が起こる要因について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 児童虐待についての御質問でございますが、児童虐待の要因につきましては、個々のケースの状況で様々でございますが、多くのケースで保護者の生育歴や心身の疾患、生活困窮等による負担感の増大など、多様かつ複合的な課題が絡み合っていて発生していくものと認識しているところでございます。以上でございます。

○三浦恵美委員 児童虐待をなくすために、本市では具体的にどのような取組を行っているのか伺います。

○阿部浩二こども未来局長 児童虐待についての御質問でございますが、児童虐待対策につきましては、児童相談所と区役所地域みまもり支援センターがそれぞれの機能を生かした支援を実施しており、要保護児童対策地域協議会の仕組みを活用しながら、両機関の連携を中心に取組を進めているところでございます。具体的には、児童相談所が子どもの安全の確保と権利擁護を目的として、迅速な判断と法的権限を基に一時保護や施設措置等の支援を実施するとともに、区役所地域みまもり支援センターが乳幼児の全数を把握している母子保健事業を中心に、保育園、幼稚園や学校等の関係機関と連携しながら、児童虐待の予防と重篤化の防止に資する支援を実施しているところでございます。今後につきましても、児童相談所と区役所地域みまもり支援センターのさらなる連携の充実に向けて、具体の支援を実施する専門職の人材育成も含めて、引き続き取組を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○三浦恵美委員 児童相談所で働く主な有資格者は児童福祉司と児童心理司の方であるとのことですが、これらの方々の配置状況と人員は足りているのかを伺います。

○阿部浩二こども未来局長 児童相談所の職員配置についての御質問でございますが、令和5年度の児童相談所の常勤職員の配置状況につきましては、児童福祉司が104人、児童心理司が47人でございます。国の配置基準における配置数が、児童福祉司が114人、児童心理司が48人でございますので、国の配置基準に対して児童福祉司が10人、児童心理司が1人、不足しているところでございます。以上でございます。

○三浦恵美委員 足りていないとのことですが、足りない状況の中で児童相談所が機能していくために、どのような対策を講じているのか伺います。

○阿部浩二こども未来局長 児童相談所についての御質問でございますが、児童虐待の相談、通告に適切に対応していくためには、必要な人員配置に向けた人材確保及び人材育成の取組を強化していく必要があると認識しているところでございまして、人材確保につきましては、本市への就職を促すため、児童相談所の仕事の魅力を伝える専用のホームページを令和5年4月に開設したところでございます。また、人材育成につきましては、児童相談所職員人材育成基本方針に基づき、各職場における丁寧な業務指導・支援や、職種ごとの育成担当制を活用した育成担当者との定期的な面談及び日常的な助言等、効果的なOJTを推進するとともに、ロールプレー演習等を活用した業務対応指導や、研修体系に基づく法定研修及び法定外専門研修の受講管理など、計画的なOff-JTを実施しているところでございます。以上でございます。

○三浦恵美委員 児童相談所等において人員が不足している場合に、60代から80代の元気で経験豊富なお年寄りの方々の知見を借り、子育てに行き詰まった若い父親、母親に寄り添うことにより、虐待を止められることもあるかと思われそうですが、高齢者の方々をボランティアとして活用することなどの検討についての見解を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 ボランティアの活用についての御質問でございますが、児童相談所におきましては、児童虐待の対応として専門職員による法令の執行等、専門性の高い業務が中心でございますので、ボランティアの活用できる余地は必ずしも多くはないのではないかと考えております。一方で、地域の中での孤立の防止に向けた見守りや声かけ、育児負担の軽減に向けた様々な活動が行われており、多くのボランティアが活躍しているところでございまして、こうした取組が虐待予防にも有効であると考えているところでございます。今後につきましても、多世代の住民が交流し、それぞれの知見を生かし合うことができる地域の実現を目指して、引き続き、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○三浦恵美委員 意見要望です。現状、児童相談所の人員が足りておらず、機能していないと言わざるを得ない状況の中で、児童虐待の問題は深刻です。そんな中、元気で知見もある高齢者の方々の中からは、子育てに行き詰まった若い父親、母親を心配する声も高まっており、自らの経験を生かして声かけをしたり寄り添うなどして、児童虐待を少しでも減らしたい、役に立ちたいと願っているの方々もいらっしゃいます。そういった高齢者の方々が児童相談所のみならず、地域で活躍できるボランティアの場の提供をぜひ前向きに検討していただけますよう強く要望し、質問を終わります。

○浦田大輔副委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浦田大輔副委員長 御異議ないものと認めます。およそ1時間休憩いたします。

午後0時26分休憩

午後1時24分再開

○木庭理香子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○石田康博委員 2款総務費3項危機管理費1目危機管理対策費の7億7,914万9,000円に関連して、かわさき強靱化計画について一問一答方式で伺います。元日の能登半島地震の発生により、市民の防災に対する意識も高まっているところであります。国では災害に強くしなやかなまちづくりを目指し、国土強靱化を推進してきました。本市におきましても平成28年3月に国土強靱化基本法の第13条に基づいて計画を策定しました。現計画は2期目となり、令和3年度から令和7年度までを期間とし、本年度で3年目を迎えています。計画におきましては、リスクシナリオごとに152の強靱化事業と57の業績指標を設定していますが、これまでの進捗についてどのように評価されているのか伺います。

○飯塚 豊危機管理監 かわさき強靱化計画の評価についての御質問でございますが、本計画は、災害により起きてはならない最悪の事態であるリスクシナリオの設定や脆弱性評価を行い、本市の取り組むべき事業として強靱化事業を定めるとともに、業績指標について令和7年度までの計画期間の目標値を設定し、毎年度の進捗管理及び計画期間全体の進捗状況の評価することとしております。これまでの2年間の評価につきましてもおおむね順調に進捗しているものと考えております。一方で、強靱化事業において幹線道路の整備や臨港道路東扇島水江町線の整備などで目標を下回り、業績指標において消防団の充足率や救

急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合など、注視が必要と考えられるものもございますので、引き続き、計画期間までの目標達成に向けて関係局区と連携しながら取り組んでまいります。以上でございます。

○石田康博委員 令和6年度予算案についての資料では、国土強靱化の推進に関する予算として6億5,781万5,000円で、対前年比8,680万1,000円の減を計上しておりますが、これらのほかに計画の進捗評価で得られた課題に対する取組が予算に反映されていれば、その内容について伺います。

○飯塚 豊危機管理監 かわさき強靱化計画の各局の取組等についての御質問でございますが、各局におきまして、幹線道路の整備に57億6,905万4,000円、臨港道路東扇島水江町線の整備に37億2,336万1,000円、消防団活動の充実強化に2億3,228万4,000円、市民救命士の養成に係る応急手当講習事業に2,085万円などを計上し、目標達成に向けた取組を推進しているところでございます。以上でございます。

○石田康博委員 災害情報通信システムの整備推進として3億9,020万4,000円を計上しています。効率的、効果的な防災情報の発信に向けた防災行政無線等の整備及び防災ラジオの導入に関する事業費と、総合防災情報システムなどの機能改善及び運用管理に関する事業費とのことです。言うまでもなく、自然災害に備えた情報をタイムリーにいち早く市民へ伝達することは、減災の意味において重要であります。各事業費の主な内容と、令和6年度のシステムにおける新たな取組について伺います。

○飯塚 豊危機管理監 災害情報通信システム関係予算についての御質問でございますが、事業費の主な内容といたしましては、防災行政無線等の整備、保守や雨量・水位情報の提供業務、防災ラジオに関する装置の導入など防災行政無線設備整備事業費に2億8,177万5,000円、災害対応に活用する総合防災情報システムをはじめとする各種システムの運用管理や、防災ポータルサイト等のウェブサイト運営、各種映像装置の保守など総合防災情報システム整備事業費に1億842万9,000円を見込んでいるところでございます。また、次年度におきましては、防災ラジオの導入を進めるとともに、本年度末に策定予定の効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針に基づき、防災アプリ等の機能拡充や運用強化、屋外スピーカーの長期使用に向けた検討、防災情報取得方法の分かりやすい見える化など、関連する取組を推進してまいりたいと存じます。以上でございます。

○石田康博委員 情報収集、伝達体制の強化では、伝達手段の多重化を目指して、災害時に避難情報が市民に確実に届くように、効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針案を示しています。民間企業のノウハウを活用しながら、効率性を踏まえた伝達手段の多重化等を目指すとしています。どのようなノウハウの活用が想定されているのか伺います。

○飯塚 豊危機管理監 防災情報発信に関する民間企業のノウハウ活用についての御質問でございますが、災害時において、避難指示や避難所設置等の情報を確実に伝達するため、本市では、防災行政無線をはじめ、防災ポータルサイトや防災アプリ、メールニュース、各種SNSなど、伝達手段の多重化を図ってきたところでございます。引き続き、効率性を踏まえた伝達手段の多重化や費用面の最適化を図るとともに、デジタル技術の進展等により今後も新たな仕組みの開発等が期待される中、市単独であらゆる手段を整備することは困難な状況でございますことから、マイ・タイムラインの作成や多言語翻訳、音声読み上げなど、民間企業が提供するサービスについても周知を図り、各自のニーズや状況に応

じた利用を御案内してまいりたいと存じます。以上でございます。

○石田康博委員 同報系防災行政無線では、市内に屋外スピーカーを設置しています。市指定の避難所及び広域避難場所を基本に整備を進めてきたところですが、30年超えの屋外スピーカーが55基と老朽化を課題としています。メロディーチャイムは雑音の混入のため、放送を一部地域で休止しています。現状と復旧見込みについて伺います。また、戸別受信機については本議会の答弁において防災ラジオに切り替えていくと答弁していました。戸別受信機はなくしていく方向性なのか、対応について伺います。

○飯塚 豊危機管理監 同報系防災行政無線についての御質問でございますが、屋外スピーカーにつきましては、本年1月以降、一部の地域においてメロディーチャイムの放送時に鐘の鳴るような雑音の混入事象が断続的に発生したため、中原区、高津区、宮前区、多摩区に設置するスピーカーのうち、該当の67基について緊急時を除き放送を休止しております。復旧に向けましては、無線機器に不具合や故障等が確認されていないことから、電波障害の影響も想定して調査を行い、雑音を混入させる原因の可能性のある電柱を特定したところがございます。設置者の御協力をいただきながら、可能な限り早期に再開できるよう取り組んでまいります。また、戸別受信機は緊急情報を組織内の関係者に伝達していただけるよう、本年2月末現在、住民組織や教育施設、社会福祉施設等を対象に約1,200台を設置しておりますが、保守部品の製造終了に伴い、維持管理を継続する上で課題があることから、防災ラジオの導入に合わせて順次切替えを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○石田康博委員 緊急速報メールは、スマートフォンを強制的に鳴動させる速報性に優れた情報発信手段です。その仕組みと、本市における運用について伺います。

○飯塚 豊危機管理監 緊急速報メールの仕組みと運用についての御質問でございますが、緊急速報メールは、災害の発生警告や避難指示等を携帯電話に通知するもので、1対1で送受信される登録制メールとは異なり、制御チャンネルを通じて同報的に送信されるため、ふくそうの影響を受けにくく、短時間に情報を伝達することが可能な手段でございます。また、その運用に当たりましては、端末所有者に強制的に受信させるため、真に必要なものとして、高齢者等避難や避難指示、緊急安全確保など、現在17項目の利用に限定されております。本市におきましても、速報性に優れた気づきを与える手段の一つとして非常に有効なものと考えていることから、避難指示等を発令した際には緊急速報メールを活用することとしており、様々な伝達手段の特徴や役割を踏まえながら、災害時には迅速に防災情報を取得できるよう、効率的、効果的な発信に努めてまいります。以上でございます。

○石田康博委員 意見要望でございます。かわさき強靱化計画の期間が残り2年余となりました。本市の強靱化の現状の進捗を確認し、令和6年度予算案、危機管理費とともに質問をさせていただきました。おおむね計画どおりに進んでいるものの、目標に達していない事業や、目標値に対して現状値が遅れている業績指標もあります。近年の温暖化による気象変動や、首都直下地震などの切迫性の指摘からも分かるように、かわさき強靱化のアップテンポを図る必要があると考えています。防災・減災対策等の施策は、局ごとの予算配分とはいえ、危機管理本部を要とした局間連携は、リスクシナリオに的確に対応することにつながります。アンブレラ計画ゆえに、危機管理監の強いリーダーシップの下で、強

韌化計画の目標の達成に向けて優先順位を持って取り組んでいただくよう要望をいたします。情報発信については、プッシュ型とプル型に加え、防災アプリ、各種SNSなどの民間サービスのベストミックスによる多重化の取組は、市民意識の向上につながっていきます。また、答弁にもありました災害情報システムの関係予算のうち、屋外スピーカーは、老朽化が進んでいるものについては適正に更新を進めていただき、特に現在67基が休止状態とのことです。情報伝達の空白エリアが生じないように早急に復旧していただくよう要望いたします。質問を終わります。

○林 敏夫委員 私は、1点目、プラスチック資源循環と一括回収の取組と事業費について、2点目、臨港道路東扇島水江町線整備事業費について、3点目、児童相談所運営事業費の取組について、4点目、南渡田地区拠点整備基本計画の取組事業費について、5点目、密集住宅市街地整備促進事業費の取組について、以上5点について、それぞれ一問一答にて質問させていただきます。

まず、プラスチック資源循環と一括回収の取組と事業費について環境局長に伺います。プラスチック資源循環の取組については脱炭素社会の実現に向けた重要な課題であり、令和6年4月からプラスチック資源一括回収を川崎区で先行実施し、令和7年度に幸区、中原区、令和8年度からは回収した全てのプラスチックを市内でリサイクルする、100%プラリサイクル都市を目指した取組を全市展開するとしています。初めに、令和6年度はプラスチック資源収集運搬事業費等で約10億5,000万円を予算計上していますが、具体的な取組と増額となる事業費の内容について伺います。

○三田村有也環境局長 プラスチック資源収集運搬事業費等についての御質問でございますが、令和6年度の取組といたしましては、従来から実施しているプラスチック製容器包装の分別収集等の取組に加え、この4月からプラスチック製品を含めたプラスチック資源を一括して回収する取組を川崎区において先行して実施してまいります。また、今後の地域拡大に向け、川崎区での実施状況の検証を進め、併せて、令和7年度から開始する幸区、中原区への市民向けの広報を行ってまいります。なお、事業費につきましては、プラスチック資源の一括回収の実施に伴い、収集運搬委託費、浮島処理センター資源化処理施設の中間処理委託費及び日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託費のほか、広報チラシの各戸配布等、広報に要する費用が増額となっております。以上でございます。

○林 敏夫委員 次に、昨日のほかの委員の質問に対する答弁でもありましたが、先行して実施する川崎区における広報及び周知方法について、より詳細に伺います。また、プラスチックごみの選別、圧縮の事業を担っている浮島処理センター資源化処理施設については設備改修等も行われましたが、進捗状況について伺います。

○三田村有也環境局長 川崎区への広報等についての御質問でございますが、川崎区の町内会・自治会等を対象とした広報につきましては、動画を活用した説明会を79団体、約1,700人に対して実施したほか、区内全世帯への広報チラシや分別方法を掲載した資源物とごみの分け方・出し方の配布、廃棄物減量指導員への周知、市政だより川崎区版への掲載などを行ったところでございます。引き続き説明会を行っていくとともに、ごみ収集車を活用した広報などを実施してまいります。次に、浮島処理センター資源化処理施設の設備改修につきましては、処理工程で発火原因となるリチウムイオン蓄電池等を除去するための高磁力磁選機の設置や、新たに分別対象となるプラスチック製品に対応するための各設備

の補強工事を実施し、3月1日に完了したところでございます。以上でございます。

○林 敏夫委員 次に、令和5年7月に株式会社Jサーキュラーシステムが設立され、川崎臨海部に首都圏最大級のプラスチックリサイクル施設の建設が進められています。全市展開を着実に遂行するため、具体的な連携の取組状況について見解と対応を伺います。

○三田村有也環境局長 事業者との連携の取組状況についての御質問でございますが、プラスチック資源一括回収の全市実施により、浮島処理センター資源化処理施設の処理能力を超えることが想定されることから、幸区、中原区分の再商品化等を民間事業者へ委託するため、昨年11月に公募型プロポーザルを実施し、株式会社Jサーキュラーシステムを代表企業とするグループを受託候補者として決定したところでございます。また、民間事業者が中間処理から再商品化までを一括して行う大臣認定ルートを活用するため、令和6年度中の認定取得に向け、昨年12月に同社と協定を締結し、手続を進めているところでございます。同社からは、この1月にリサイクル施設の建設工事を開始し、令和7年4月の本格稼働に向け工事が進められていると伺っております。令和6年度予算では、令和6年度から令和9年度までの債務負担行為限度額8億9,850万3,000円を計上しておりますので、国の認定取得後、それに基づく委託契約を同社を含むグループ企業と締結してまいりたいと考えております。以上でございます。

○林 敏夫委員 御答弁ありがとうございます。川崎区が先行してということになりますけれども、1年間しっかりと検証していただき、全市展開につなげていただくよう要望させていただきます。また、Jサーキュラーシステムとの連携は、国の認定取得を確実に行っていただけるよう、取組を要望しておきます。

次に、臨港道路東扇島水江町線整備事業について港湾局長に伺います。まず、臨港道路東扇島水江町線の事業については、これまでも一般質問等で取り上げてきましたが、関連事業として行われていた川崎臨港警察署前交差点の改良について、上り車線を3車線から4車線に拡幅する工事が行われ、本年1月に完成しました。渋滞の緩和に効果が出ているとの声も聞いております。この臨港道路東扇島水江町線整備事業については、令和9年度の完成を目指し、国の直轄事業で整備が進められており、現在、主橋梁部の工事と東扇島側のアプローチ部の工事が行われていると仄聞します。令和6年度の予算額については約37億2,000万円が計上されていますが、具体的な予算の詳細と、臨港道路東扇島水江町線の事業進捗状況について伺います。

○磯田博和港湾局長 臨港道路東扇島水江町線整備事業の予算額と事業進捗状況についての御質問でございますが、初めに、令和6年度予算案の詳細につきましては、直轄工事負担金に36億6,800万円、東扇島幹線5号道路の改良工事費に約2,800万円、高架下等の活用検討などに委託料約2,700万円を計上しております。次に、本事業の進捗状況についてでございますが、東扇島側アプローチ部のうち、本市と首都高速道路株式会社が工事を受託した区間は令和4年度までに完成しており、残る区間において上部工の仮設工事等が行われているところです。また、主橋梁部については主塔及び側径間の架設工事が行われており、水江町側アプローチ部については現道の付け替え工事等が行われているところでございます。以上でございます。

○林 敏夫委員 次に、水江町側のアプローチ部の下部工事契約が昨年10月に行われました。事業者並びに契約金額について伺います。また、水江町側アプローチ部の下部工事に

当たっては、現在の水江町線の道路上に下部橋脚を建てるため、交通規制なども必要になってきます。今後の交通規制を含め、具体的な工事概要について伺います。あわせて、今後、工事車両の増加や交通規制の発生など、近隣企業への周知が必要となります。見解と対応について伺います。

○磯田博和港湾局長 水江町側アプローチ部下部工事についての御質問でございますが、発注者は国土交通省関東地方整備局、受注者は三井住友・みらい特定建設工事共同企業体、契約金額は44億6,985万円でございます。工事概要につきましては、梶橋水江町線の一部を現状より東側へ移設した後に、擁壁及びRC橋脚等の工事を行うものでございます。このうち、梶橋水江町線の移設に際しては交通規制が必要となり、具体的な規制の内容につきましては交通管理者との協議を経て決定されると伺っております。近隣企業への周知につきましては、国土交通省、受注者並びに本市において昨年12月から工事内容の説明を順次行っておりますが、交通規制の内容につきましては、交通管理者との協議完了後に改めて説明を行うこととしており、引き続き国と連携し、対応してまいります。以上でございます。

○林 敏夫委員 次に、橋梁の水江町側護岸に位置している水江町公園には浮き棧橋の設置が計画されています。東扇島水江町線の橋梁完成後は、新たな観光スポットとなることが想定されます。水江町公園の再編整備に向けた検討状況と今後のスケジュールについて伺います。また、令和元年の台風で護岸が壊れた浮島つり園の再開が困難であると聞いております。水江町公園を代替の釣り公園にできないのか、見解と対応を伺います。

○磯田博和港湾局長 水江町公園についての御質問でございますが、整備に向けた検討状況につきましては、川崎港緑化基本計画に示している基本方針に基づき、具体的な活用方法や整備内容の検討を行うこととしており、今後のスケジュールにつきましては、臨港道路東扇島水江町線の完成時期に合わせ、令和6年度から検討を行い、令和7年度以降に設計、工事の実施を予定しております。次に、水江町公園における釣りについてでございますが、多数の船舶が航行している京浜運河に面しているため、釣りをするに当たっては、船舶航行への支障や釣り人を含めた公園利用者の安全対策等の課題があると認識しております。そのため、船舶航行や公園利用者の安全確保の観点を踏まえ、令和6年度から行う具体的な活用方法や整備内容の検討の中で、釣りについても検討してまいります。以上でございます。

○林 敏夫委員 御答弁ありがとうございます。完成に向けて、これからも着実に進めていただければと思います。

次に、児童相談所運営事業費の取組について、こども未来局長に伺います。ちょっと午前中もありましたが、私も質問させていただきます。まず初めに、令和6年度、児童相談所運営事業費に係る予算額と具体的な取組について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 児童相談所運営事業費についての御質問でございますが、令和6年度の児童相談所運営事業費の予算額につきましては、21億6,350万円でございます。児童相談所及び一時保護所の運営費や会計年度任用職員等の人件費、児童相談所における働き方改革の推進に向けた環境整備に係る経費及び一時保護所建て替えの施設整備費等を計上しているところでございます。以上でございます。

○林 敏夫委員 次に、こども家庭センター、中部児童相談所、北部児童相談所のそれぞれ

れの児童相談所における常勤職員の配置状況についてです。昨年も私はこの予算審査で質問させていただきましたが、昨年の状況は、国の算定基準に対して、児童福祉司が24名不足、児童心理司が8名不足と、配置基準を満たしていない状況でしたが、現在の配置状況について伺います。また、児童相談所の会計年度任用職員の配置状況も欠員が生じており、対応を求めてきましたが、見解と対応を伺います。また、人材育成基本方針が今年度策定されたと仄聞しますが、取組状況について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 児童相談所の職員配置についての御質問でございますが、令和5年度の児童相談所の常勤職員の配置状況につきましては、児童福祉司が104人、児童心理司が47人でございます。国の配置基準における配置数に対して児童福祉司が10人、児童心理司が1人の不足が生じており、国の配置基準には至っていないところでございます。また、児童相談所におきましては、増加し続ける児童虐待の相談、通告への適切な対応とともに、一時保護した児童を適切に監護するためには、会計年度任用職員等の人材確保も大変重要と認識しているところでございますが、今年度におきましても、会計年度任用職員には欠員が生じているところでございますので、適宜必要な任用に努めてきたところでございます。次に、人材育成基本方針に基づく取組についてでございますが、児童相談所職員の中長期的な人材育成の推進に向けて、各職場における丁寧な業務指導・支援や、職種ごとの育成担当制を活用した育成担当者との定期的な面談及び日常的な助言等、効果的なOJTを推進するとともに、ロールプレー演習等を活用した業務対応指導や、研修体系に基づく法定研修及び法定外専門研修の受講管理など、計画的なOff-JTを実施しているところでございます。以上でございます。

○林 敏夫委員 ディスプレーをお願いします。これは昨年も出させていただきましたが、会計年度任用職員の配置の状況です。この1年間の状況ということで、任用と退職が繰り返されていて欠員になっているという状況が見られます。これはこども家庭センター、これが中部児童相談所、こちらも欠員というような状況になっております。次に、会計年度任用職員の処遇面について、昨年、横浜市と本市の比較を予算審査特別委員会でさせていただきました。そのときの昨年のグラフがこちらになります。これはオレンジが横浜市、川崎市がブルーということで見ただけだと思います。早急に報酬の見直しに着手すべきとの指摘をさせていただきました。答弁では、設置する職の業務内容や資格、勤務時間等に応じて決定されるものでございますので、児童相談所業務の専門性を踏まえながら、常勤職員と会計年度任用職員との役割分担等についても整理を行い、それに応じた報酬等の見直しを検討してまいりたいとのことでした。会計年度任用職員の報酬改善に向けた取組状況について見解と対応を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 児童相談所の会計年度任用職員についての御質問でございますが、会計年度任用職員の報酬につきましては、安定した人材確保を進めていくため、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術等に応じた報酬の設定が必要と認識しているところでございますので、児童相談所業務の専門性を踏まえ、改めて業務内容を精査するとともに、近隣他都市の状況も確認しながら、児童虐待専門相談員や児童相談所相談員等について報酬額の見直しを実施したところでございます。今後につきましても、関係局と連携しながら会計年度任用職員の適切な処遇を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○林 敏夫委員 またディスプレイをお願いします。これが今回予算を確保していただいて改定していただいた内容です。それぞれ専門職ごとに違いますけれども、2万5,000円から6万円程度の改定がされたということで感謝をしております。ディスプレイ、結構です。今回、児童相談所の報酬は改善をしていただきましたが、そのほかの会計年度任用職員についても議場の場で様々指摘をされています。令和6年度予算において報酬改定を行った業務部署について伺います。また、今後の課題と対応について、会計年度任用職員報酬の制度を所管する総務企画局長に伺います。

○中川耕二総務企画局長 会計年度任用職員についての御質問でございますが、令和6年度から報酬ランクの引上げを予定している職につきましては、健康福祉局生活保護・自立支援室の被保護者自立生活支援相談員や、こども未来局保育・子育て推進部の保育相談員及び保育・幼児教育部の幼児教育相談員などがございます。今後につきましても、各職の業務内容や勤務条件、充足率や応募状況、近隣自治体の類似職の報酬水準の把握などに努め、安定した人材確保に向けて適切に対応してまいります。以上でございます。

○林 敏夫委員 御答弁ありがとうございます。今回、会計年度任用職員の報酬改定を行っていただきました。職員の配置については子どもたちの支援に影響がありますので、今後の適切な配置に向けた取組を要望しておきます。また、国の改正児童福祉法がこの4月に施行されます。1年間の猶予期間がありますが、本市も一時保護所の基準条例を作成することになりますので、今後の適切な対応を求めておきます。

次に、南渡田地区拠点整備基本計画の取組事業費について臨海部国際戦略本部長に伺います。南渡田地区については、令和4年度、拠点整備基本計画を策定しており、本計画では新産業拠点の形成を目指して段階的に整備を進めていくとしています。令和6年度予算では臨海部の新産業拠点の形成として1億5,100万円余が計上されています。具体的な取組について伺います。

○玉井一彦臨海部国際戦略本部長 南渡田地区についての御質問でございますが、南渡田地区につきましては、先行する北地区北側、約5.7ヘクタールから段階的に整備を進めることとしており、令和6年度は北地区北側の基盤整備に伴う道路設計や管理者協議を実施し、民間開発事業に着手するとともに、新産業拠点形成に向けた企業誘致活動や機能導入に関する検討を進めてまいります。また、先行する地区以外につきましても、具体的な整備ステップ、整備手法等の検討や、南渡田地区の南北を結ぶアクセス軸等の整備に資する操車場地区の基礎調査を実施し、事業推進に向けた取組を進めてまいります。以上でございます。

○林 敏夫委員 次に、北地区北側については令和6年度に整備着手することですが、着手に向けた今後の具体的な取組内容について伺います。

○玉井一彦臨海部国際戦略本部長 南渡田地区北地区北側の取組についての御質問でございますが、今後の事業推進につきましては、拠点形成の核となる研究開発機能の集積に向け、開発行為に関する手続を進めるとともに、今月には都市計画変更に向けた手続に着手してまいります。また、令和6年度には事業者が環境影響評価の手続に着手する予定でございますので、北地区北側の土地利用や施設建築に関する計画がまとまり次第、議会へ情報提供をさせていただきます。本市といたしましては、事業推進に向けたこれらの取組を着実に進め、令和9年度の北地区北側の一部供用開始を目指してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○林 敏夫委員 御答弁ありがとうございます。いよいよこの南渡田地区北地区北側の整備が、4月から取壊しをして工事がスタートすることになります。研究開発拠点や研究者の宿泊、スーパーなど、この場所はヒューリック株式会社が事業者となり開発が進められます。地元地域の方々も注目している取組でありますので、令和9年度のまち開きに向けて、開発事業者やJFEスチールと連携を図りながら事業の着実な推進をお願いしたいと思います。

最後の質問になります。密集住宅市街地整備促進事業費の取組について、まちづくり局長に伺います。初めに、密集住宅市街地整備促進事業補助金については、大規模地震時の火災による延焼被害の低減に向けた老朽建築物の除却や、耐火性能強化等への助成の拡充として約1億8,000万円が計上されています。拡充に至った経緯と具体的な取組について伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 密集住宅市街地整備促進事業補助金についての御質問でございますが、当該補助金は、不燃化重点対策地区における老朽化した建築物の除却や、耐火性能の高い建築物の建築等に費用の一部を補助するものでございます。拡充に至った経緯につきましては、大地震時の火災による延焼被害の低減等の災害対策の強化は喫緊の課題であり、これまでの制度に対する広報、周知啓発等により関心が高まってきていることから、建築物の不燃化をより一層促進するため、今回の拡充に至ったところでございます。次に、具体の取組につきましては、これまでにいただいている制度へのお問合せや実績等を踏まえ、例年を大きく上回る120件分、1億988万4,000円の予算とし、前年度に比べ1.7倍程度に拡充したところでございます。今後も引き続き密集市街地の不燃化の推進に取り組んでまいります。以上でございます。

○林 敏夫委員 次に、密集市街地の改善に向けた補助制度については、令和7年度までの期限付きの制度となっております。令和8年度以降の取組について見解と対応を伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 密集市街地の改善に向けた補助制度についての御質問でございますが、当該補助制度につきましては、平成29年度に開始し、令和7年度までを期限として実施しているところでございます。令和8年度以降につきましても、密集市街地の改善は継続して行っていく必要があると考えていることから、今後は、現行の支援制度の効果検証などを踏まえた上で、より効果的、効率的な支援策となるよう、令和7年度までに見直しを図ってまいります。以上でございます。

○林 敏夫委員 次に、令和6年2月8日のまちづくり委員会において、小田周辺戦略エリア整備プログラムの見直しに伴うパブリックコメント実施結果が示されました。小田栄駅前交差点は駅設置の当初から危険な状況が指摘されておりまして、市民の方からも自転車や歩行者用の地下道の設置を求める声も根強くあります。交差点周辺における令和2年度から現在までの事故発生件数について伺います。また、これまでも議会で取り上げてきましたが、小田栄駅前交差点の改良に向けた予算額と具体的な取組について伺います。さらに、今後、小田栄駅前交差点改良についてはどのような整備を検討していくのか、見解と対応について伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 小田栄駅前交差点の改良についての御質問でございますが、交差点周辺における事故につきましては、神奈川県警によりますと、令和2年1月から令

和5年12月末までに自動車と自転車の事故が3件、自動車と歩行者の事故が1件発生していると伺っております。次に、予算につきましては1,186万4,000円を計上しております。取組内容としましては、交差点改良に向けた測量と予備設計を実施する予定でございます。次に、交差点改良につきましては、小田栄駅前交差点と小田踏切が重なる形状による交通の錯綜や、バス停に十分なスペースがないなどの交通面の課題に加え、災害時には地区外への避難路となり、避難者が集中するおそれがあることなどから、整備の検討に当たっては地区外への避難の円滑化や交通の安全性の向上、バス停の利便性向上等に向けて早期効果発現を目指し、平面交差による改善策を検討してまいります。以上でございます。

○林 敏夫委員 次に、交差点改良を契機とした駅へのアクセスの段階的な整備の検討は、どのような整備を検討するのか、見解と対応を伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 駅へのアクセスについての御質問でございますが、駅アクセスの改善へ向けた段階的な整備の検討につきましては、小田栄駅から公共施設が集積する南部防災センター周辺へのアクセスの改善が必要と考えておりますが、現状では十分な通行環境が確保できていないことから、まずは交差点の改良等に取り組み、その状況を踏まえ、整備形態や事業手法について検討してまいります。以上でございます。

○林 敏夫委員 次に、駅前交差点改良に向けたスケジュールについて伺います。また、早期の改良に向けた取組も必要となりますが、見解と対応を伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 交差点改良のスケジュール等についての御質問でございますが、令和6年度、令和7年度につきましては、整備手法や整備形態などの検討のための調査、設計や、関係機関協議などを実施し、令和8年度に改良事業に着手することを目指してまいります。なお、早期の改良に向けては、周辺住民の方々の御理解や御協力が大変重要であると認識していることから、今後、事業推進に当たっては、丁寧に説明や調整等を行いながら取組を着実に進めてまいります。以上でございます。

○林 敏夫委員 それぞれ御答弁ありがとうございました。密集市街地の補助金の関係は拡充しておりますけれども、しっかりとした広報の取組をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○春 孝明委員 私は、一問一答方式で、音楽のまち・かわさきについて、教職員の働き方・仕事の進め方改革について、入院者訪問支援事業について、市立病院におけるサイバーセキュリティについて、専門医療職の採用について、以上順次伺ってまいります。よろしく願いいたします。

まず初めに、音楽のまち・かわさきについて市長と市民文化局長に伺います。本年は市制100周年と同時に、音楽のまち・かわさき事業20周年となる記念すべき年になります。市民が愛着と誇りが持てるまちづくりと、まちのイメージアップを図るため、市制80周年の2004年4月、ミュージア川崎シンフォニーホールの開設を機に本事業がスタートしました。この20年間の取組に対し、市長の見解を伺います。

○福田紀彦市長 音楽のまち・かわさきについての御質問でございますが、本市では、ミュージア川崎シンフォニーホールを中心として、フランチャイズオーケストラの東京交響楽団や音楽大学、市民オーケストラ、市民合唱団など、多くの音楽団体等とともに、フェスタ サマーミュージア KAWASAKI やかわさきジャズなど多彩なプログラムを展開し、音楽のまちづくりを進めてまいりました。これまでの20年間には、ミュージア川崎の子ども

向けプログラムへの参加をきっかけに音楽家になることを目指した方がプロとして同じ舞台に出演したり、本市出身のバンドがかわさきスペシャルサポーターに就任し、音楽を通じた川崎の若者の支援を行っていただくなど、音楽のまちで育った世代が広く活躍されています。ミュージア川崎を中心に始まった音楽のまちづくりの取組が全市的な展開へと広がり、現在では当初の目的であったイメージアップを超え、音楽のまちを実感できるようになるなど、市内外からの評価も高まってきたものと考えております。以上です。

○春 孝明委員 また、これまでの評価と市民の反応について市民文化局長に伺います。

○中村 茂市民文化局長 音楽のまち・かわさきのこれまでの評価等についての御質問でございますが、音楽のまちの中核であり世界的評価を得ているミュージア川崎シンフォニーホールにつきましては、国内外の著名なオーケストラによる演奏会、真夏のクラシック音楽祭「フェスタ サマーミュージア」など上質で多彩な演奏会を展開するとともに、市民の皆様にとって晴れの舞台となる我がまちのホールとして定着してまいりました。また、今年で10回目の開催となるかわさきジャズでは、各区で市民の皆様が気軽に音楽を楽しめるイベントを開催し好評をいただくなど、この20年間で、誰もが音楽に触れ楽しむことができる音楽のまちづくりが市民の皆様浸透し、着実に成果を上げているものと考えております。以上でございます。

○春 孝明委員 これまで市民が音楽のまちづくりにどのように参加し、また、市民の声を反映させているのか、見解と対応を市民文化局長に伺います。あわせて、市内の音楽団体やアーティストとの連携も重要です。見解と対応を伺います。

○中村 茂市民文化局長 音楽のまち・かわさきにおける市民参加等についての御質問でございますが、市内には100を超える市民合唱団や4つの市民オーケストラ、2つの音楽大学があり、それぞれの活動を通して音楽のまちづくりに参画していただいております。また、本市が主催するかわさき市民第九コンサートやプラチナ音楽祭、アジア交流音楽祭などのイベントでは、市民の皆様演奏の機会を提供するとともに、運営に参加していただく方々の意見を取り入れながら一緒にコンサートをつくり上げてまいりました。フランチオーケストラの東京交響楽団、市内の音楽大学、音楽団体等との連携については重要であると考えており、音楽のまち・かわさきの事業がスタートした同年に発足した市民や音楽活動団体、音楽関連企業等で構成される音楽のまち・かわさき推進協議会などと共に、引き続き音楽を中心とした芸術や新たな市民文化の創造などに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○春 孝明委員 本事業も、次の10年、20年先を見据えて発展的に進めていくことが重要です。新たな取組や改善点を含め、見解と今後の対応を市民文化局長に伺います。また、全国の自治体の中には、団体と協力し、子どもたちの心のケアを目的に、子ども食堂や学習支援教室など支援を必要としている子どもたちの居場所にプロの演奏家が行って生演奏を間近で体験してもらい、心のケアと豊かな体験を届ける取組をしています。本市も検討すべきと考えますが、見解と対応を市民文化局長に伺います。

○中村 茂市民文化局長 音楽のまち・かわさきの今後の在り方等についての御質問でございますが、これまでの音楽のまちづくりの20年間の取組を継承しつつ、これまで以上に多様な活動団体と連携・協働しながら、子どもたちを含めた幅広い世代の市民が身近に音楽を楽しむことは重要と考えておりますので、次の10年、20年も見据え、誰もが音楽に

親しめ、楽しみ、表現することができるよう環境づくりを進めてまいります。子どもたちが音楽に触れる機会につきましては、小学校及び特別支援学校小学部の高学年を対象として、ミューザ川崎シンフォニーホールとテアトロ・ジーリオ・ショウワにおきまして子どものためのオーケストラ鑑賞を実施しているところですが、東京交響楽団が障害者施設、児童養護施設、病院、特別養護老人ホーム等を訪問する市内巡回公演や、神奈川フィルハーモニー管弦楽団が市内小中学校を訪問する室内楽コンサートを毎年開催しているところでございます。また、今年度は市制100周年記念プレ事業として、インクルーシブ音楽プロジェクト「いろいろねいろ」を展開し、市内23か所の学校や福祉施設等でワークショップなどを開催してまいりました。年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが身近に音楽に触れ、リアルに聴くことや表現することができる機会は大変重要であると考えておりますので、民間事業者等とも連携するなど、さらなる機会の拡充に取り組んでまいります。以上でございます。

○春 孝明委員 御答弁ありがとうございました。御答弁では、誰もが身近に音楽に触れ、リアルに聴くことや表現することができる機会は大変重要であるとの御答弁でありましたけれども、やはり子どもたちが身近で音楽に触れるということは心を豊かにする体験となります。音楽のまち・かわさきの今後の発展を考えると、子どもたちの裾野をさらに広げていくことが大切になると考えております。これまで訪問ができなかった子ども食堂などにも拡大し、さらに子どもたちに音楽を届けていただけるようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

教職員の働き方・仕事の進め方改革について教育長、教育次長に伺います。令和4年3月、第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針が示されました。教職員の長時間勤務を改善していくことは喫緊の課題です。これまでの取組と課題について教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 教職員の働き方・仕事の進め方改革についての御質問でございますが、本市では、令和4年度から令和7年度までを取組期間とする第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に基づき、小学校における通知表前期所見欄の見直しをはじめ、教職員事務支援員の配置などの人員体制の確保や、学校閉庁日の実施などの様々な取組を総合的に進め、長時間勤務の是正に努めてきたところでございます。これまでの取組により、時間外在校等時間が小学校においては減少傾向にあるものの、中学校においては改善傾向にないことから、人員体制の確保など各種取組を引き続き進めるとともに、特に中学校につきましては、学校の状況に応じた業務改善を進めることや、部活動の負担軽減を図るなど、さらなる取組を進めていく必要があると考えているところでございます。以上でございます。

○春 孝明委員 教職員の仕事の負担軽減のために教職員事務支援員がいます。各学校に1名ずつ配置されていますが、学校の児童生徒数400人でも1,000人でも、各校1人となっています。これでは教職員の負担軽減といっても、学校により差異が生じてしまいます。また、現場の先生からは、学年ごとに教職員事務支援員が1人いてもいいのではないかとという声もあります。さらに、各学校によって教職員事務支援員が請け負う仕事の内容も多種多様、多岐にわたります。教職員の負担軽減のためにも、学校の事務負担量に応じた適切な配置が求められます。見解と対応を教育次長に伺います。また、業務内容の改善に向

けた取組も伺います。

○池之上健一教育次長 教職員事務支援員についての御質問でございますが、教員の業務負担につきましては、学校の規模に応じて差が生じる可能性はございますが、他校種に比べ時間外在校等時間の平均時間が長い中学校におきましては、令和5年度から教職員事務支援員の週当たりの勤務時間を20時間以内から20時間以上30時間以内に拡充し、他校種に比べ週当たりの持ちこま数が多い小学校におきましては、持ちこま数の軽減により直接的な負担軽減に資することから、専科指導の拡充に優先的に取り組んでおります。また、業務の内容につきましては、校内でより効果的な活用方法を話し合うこと等により、教員が自身の働き方を振り返ることにつながる面もあることから、教育委員会事務局が作成した活用事例集を周知することで、各校の事情に応じた有効活用を行っているところでございます。以上でございます。

○春 孝明委員 来年度の給与改定に伴い、教職員事務支援員の継続を希望している方々に、いわゆる年収の壁の問題が発生し、勤務日と収入の減少が見込まれています。中学校の教職員事務支援員は週30時間勤務のため影響は小さいと考えますが、小学校では週20時間勤務のため大きな影響が出ていると仄聞しています。教職員事務支援員の勤務日の短縮は、そのまま教職員の負担増につながります。先ほどの御答弁では、専科指導の拡充に優先的に取り組んでいくとのことですが、小学校における専科指導の拡充などを含め改善が必要と考えますが、見解と対応を教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 教職員事務支援員についての御質問でございますが、会計年度任用職員につきましては令和6年度から勤勉手当が支給されることから、これまで配偶者の扶養の範囲内で勤務していた教職員事務支援員の多くが、同じ勤務時間でも扶養の範囲外となるものでございまして、扶養の範囲内での勤務を優先して、今年度より勤務時間が減る場合があるものと認識しております。今後につきましては、所定の時間を勤務できる教職員事務支援員の確保に努めるとともに、当面の任用に当たっては、再度の任用を希望する教職員事務支援員の意向や学校事情を考慮した上で勤務時間を設定してまいります。また、小学校においては、専科指導の加配定数について60名程度拡充し、持ちこま数の軽減による直接的な負担軽減を図ってまいります。以上でございます。

○春 孝明委員 今回の改定により教職員事務支援員の方々から問合せが多いと仄聞しておりますので、丁寧な取組をお願いしたいと思います。

教職員事務支援員の能力を十二分に発揮していただくことは教職員の負担軽減につながります。教職員の働き方に対するさらなる意識改革と業務改善が重要と考えます。今後、意識改革をどのように進めていくのか、見解と対応を教育長に伺います。

○小田嶋 満教育長 教職員の働き方・仕事の進め方改革についての御質問でございますが、これまで教職員の長時間勤務の是正に向け様々な取組を実施してきたところでございますが、今後もより一層効果的な取組としていくためには、社会の変化に合わせて発想を変え、新たな視点を取り入れるなど、時代に即した学校現場の意識改革が必要不可欠であると認識しているところでございます。現在、教職員を対象とした階層別のオンライン研修の実施や外部講師による業務改善に関するワークショップの実施などの取組を通じて、改革に向けた教職員の意識の醸成を図っているところでございますが、引き続き、市内外の好事例を横展開しながら、意識改革と業務改善の取組を推進してまいります。以上でござ

ございます。

○春 孝明委員 それぞれ御答弁ありがとうございました。教職員の負担軽減を進めるため、意識改革と業務改善は両輪でございます。引き続き教職員の健康と働きやすい環境づくりをお願いして、次の質問に移ります。

入院者訪問支援事業について健康福祉局長に伺います。令和6年4月に精神保健福祉法の一部改正が行われます。その目的に、精神障害者の権利擁護を図ることが追記され、入院者訪問支援事業が創設されます。本市も4月から行うとのことですが、本事業の対象者数と目的、概要について伺います。

○石渡一城健康福祉局長 入院者訪問支援事業についての御質問でございますが、本事業は、精神科病院で入院治療を受けている方のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等の面会交流の機会が乏しいことから、第三者の支援が必要と考えられる者に対し、本人の希望に応じて傾聴や生活に関する相談、情報提供等を目的とした訪問支援員を派遣するものでございます。本事業の実施に当たっては、精神科病院の協力が必要なことから丁寧な説明を行っているところでございまして、今後も川崎市精神科病院等・行政連携会議等の機会を捉え、周知を継続してまいります。なお、本市のこれまでの概況から、令和6年度の事業対象者は60名程度を想定しております。以上でございます。

○春 孝明委員 入院者訪問支援員が患者を訪問する際には、どのように患者のプライバシーと権利を尊重しながらコミュニケーションを図ってまいるのか、サポートしていくのか、見解を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 入院者訪問支援事業についての御質問でございますが、入院者訪問支援員が支援対象者との会話等を通し様々な思いを受け止め、プライバシーや権利を尊重した支援を行うことは重要なことから、本市主催の養成研修において、講義やグループワーク等を通じて訪問支援の意義や訪問支援員の役割等を理解するとともに、必要とされる実践的な知識や技術の習得を推進してまいります。以上でございます。

○春 孝明委員 本事業では、事業全体の検討などのための定期的な推進会議の開催と、個別事例の共有のための実務者会議を実施することになっております。現状と今後の取組について伺います。

○石渡一城健康福祉局長 入院者訪問支援事業についての御質問でございますが、各会議につきましては、本事業の趣旨にのっとり開催に向け調整を行っているところでございます。推進会議及び実務者会議は年に2回から4回の開催を見込んでおり、推進会議において、事業の進め方の検討や見直しを通じた事業の円滑化を推進するとともに、実務者会議では、個別事例を通じての課題の抽出や検証を実施してまいります。以上でございます。

○春 孝明委員 世田谷区では、入院中からサービス調整を行うことで、入退院を繰り返す、通院につながらないなどの困難な事例を減少させることが期待できるとして、措置入院後の退院支援を行っている多職種チームの訪問支援事業を拡充して入院者訪問支援事業を実施する予定でございます。本市も検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 入院者訪問支援事業についての御質問でございますが、本市の多職種チームによる措置入院者退院後支援につきましては、退院後の生活構築に向けたサービス調整等を目的とし、令和3年度は45件、令和4年度は61件実施し、さらなる支援拡充に向けて検討しているところでございます。入院者訪問支援事業は、傾聴や生活に関す

る相談、情報提供等を目的としていることから、退院後の生活構築に資する取組として連携させることは効果的であると考えておりますので、今後につきましては、入院者訪問支援事業を推進しながら効果検証を行い、法改正の目的である権利擁護の取組を推進してまいります。以上でございます。

○春 孝明委員 御答弁ありがとうございました。入院されている精神障害者の方が退院をして地域で生活していくことは、ソフトの面でもハードの面でも非常にハードルが高い現実があります。今回のこの事業が精神障害者の方のハードルを下げの一助になることを期待しまして、次の質問に移ります。

市立病院におけるサイバーセキュリティについて病院局長に伺います。私は令和4年6月議会において、市立病院をランサムウェアなどのサイバー攻撃から守るため、バックアップの取組など質問をさせていただきました。初めに、電子カルテシステムのバックアップデータを作成する際には、オフラインでの保管も検討することが国からも示されています。現状と対応を伺います。

○森 有作病院局長 市立病院のデータバックアップについての御質問でございますが、病院に保管されている電子カルテのデータにつきましては、国が策定した医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに基づき、バックアップデータをネットワークから切り離されたオフラインで保管することとし、川崎病院では昨年11月に作業を完了しており、井田病院では今月中に、また、多摩病院では本年6月までに作業を完了する予定でございます。これにより、万が一、ランサムウェア等によって病院内のネットワーク上の機器が被害を受けた際には、オフラインのバックアップデータを用いてシステム復旧をすることで速やかな診療の再開につながるものと考えております。以上でございます。

○春 孝明委員 サイバー攻撃発生時における緊急対応手順の訓練も行うべきであるとの質問に、自然災害時とは異なる対応が必要、サイバー攻撃を受けた際の対応手順についても今後検討するとのことでした。その後の対応について伺います。あわせて、セキュリティ対策を含めたシステム管理の体制についても検討するとのことでした。見解と対応を伺います。

○森 有作病院局長 セキュリティ対策についての御質問でございますが、サイバー攻撃発生時の緊急対応について、川崎病院及び井田病院につきましては、現在は災害時の事業継続計画に準じて対応することとなっております。川崎病院では昨年12月に内閣サイバーセキュリティセンターが実施したサイバー攻撃を想定した机上訓練に参加し、攻撃を受けた際の連絡ルートや、院内各部署における対応方針の確認を行ったところでございます。また、井田病院におきましても、同様の事態を想定した訓練を来年度実施いたします。こうした訓練の経験も生かし、サイバー攻撃を受けた際の対応手順等の事業継続計画について、改めて策定してまいります。また、多摩病院では、サイバー攻撃に対する事業継続計画を既に策定しており、それに基づく訓練の実施を計画していると伺っております。さらに、井田病院では本年1月から、川崎病院では本年4月から、医療情報システム管理のノウハウを有する職員を各1名採用し、院内情報システム管理の強化、職員への情報セキュリティ教育の徹底など、セキュリティレベルの向上のための取組をさらに進めてまいります。以上でございます。

○春 孝明委員 サイバー攻撃から復旧する際には、調査費用や損害賠償など多額の費用

がかかるとも指摘し、サイバー保険に加入することを提案させていただきました。見解とその後の対応を伺います。

○森 有作病院局長 サイバー保険についての御質問でございますが、病院のシステムにつきましては、サイバー攻撃による被害の予防に向け様々なセキュリティ対策を進めているところでございますが、川崎病院及び井田病院では、令和5年4月からサイバー攻撃を受けた際の損害賠償やシステム復旧に必要な費用を見込み、それを一定程度カバーできるようサイバー保険に加入しております。また、多摩病院におきましては、今後システム改修時などにセキュリティの検証を行っていく予定となっております、必要に応じて保険加入についても検討すると伺っております。以上でございます。

○春 孝明委員 御答弁ありがとうございます。サイバー攻撃への対策を着実に進めていただいております。環境が整っていても、いざ攻撃を受けたときにうまく動けなければ意味がありませんので、引き続き訓練も並行して行っていただき、154万人の市民の命を守る取組を進めていただけるようお願いしまして、次の質問に移ります。

専門医療職の採用について総務企画局長、病院事業管理者に伺います。現在本市では、専門医療職の採用に当たっては一般職員と同時に行っています。一方で、医師、看護師などについては病院局が単独で募集、採用する局採用となっています。同じ専門医療職採用に際し、なぜこのように異なる方法を取っているのか、総務企画局長に見解を伺います。

○中川耕二総務企画局長 専門医療職の採用についての御質問でございますが、地方公務員法に基づき職員の採用に関する競争試験及び選考は人事委員会が実施することとなっておりますが、病院局で勤務する医師、看護師等を含めた一部の職種については高い専門性を有することや配置される職域が限定されていることなどの事情を総合的に考慮し、関係する任命権者や人事委員会と協議の上、必要に応じて任命権者に権限が委任されているところでございます。以上でございます。

○春 孝明委員 病院局が一般職員と同時に募集、採用している薬剤師や臨床検査技師などの専門医療職について、採用枠などを決定するプロセスはどのように決定されているのか、病院事業管理者に伺います。

○金井歳雄病院事業管理者 採用枠決定のプロセスについての御質問でございますが、市立病院に勤務する薬剤師、臨床検査技師等の専門医療職の採用予定人員につきましては、両病院の定年退職者数や再任用希望の状況、勧奨・普通退職者数の動向等に基づき職種別に算定し、川崎市職員の任用に関する規則第5条の規定に基づきまして、あらかじめ人事委員会へ通知することとされております。人事委員会におきましては、各任命権者の採用予定職種及び採用予定人数を基に採用選考が実施されております。また、数年前の病棟薬剤師の配置計画を策定した際には、必要な増員人数、費用対効果、人材育成の期間、病院の経営状況などを総合的に勘案し精査した上で、関係局と調整し、定数条例を改正することで採用枠を増やしてまいりました。以上でございます。

○春 孝明委員 薬剤師や臨床検査技師などの専門医療職を採用する際、20政令市中5都市では市立病院単独による採用が行われている一方で、10都市が人事当局による採用と市立病院単独による採用の両方を実施しています。例えば薬剤師職についてですが、かつては行政と医療の両方を経験することが市民サービスの向上に重要であると考えられていま

した。しかし、近年の高度化する医療では、認定薬剤師などの専門性の高い人材の育成が社会から求められています。また、診療報酬においても認定資格や経験年数が求められており、医療現場の薬剤師が行政に異動することはキャリアパスの中断につながります。さらに、病院勤務を望む人材の確保という点でも、現在の採用選考には課題があると考えます。専門医療職採用時からキャリアパスを想定した採用選考を行うことが重要であり、病院局単独での採用を導入すべきです。見解と対応を病院事業管理者に伺います。

○金井歳雄病院事業管理者 専門医療職の病院局採用についての御質問でございますが、近年、病院事業では、医療の質の向上や医師の働き方改革への対応が求められるようになり、チーム医療やタスクシフト等、これまで医師が担ってきた業務を他職種が担うようになってきております。他職種の専門性を生かして、チームで患者のケアを行うことが近年の治療の進め方となっており、特に薬剤師におきましては、薬学部が6年制となって以降求められる役割も広がり、各病棟に配置して、医師、看護師と共に入院患者のマネージをすることがスタンダードとなっております。薬剤師の採用については、昨今、保険薬局に流れる傾向があり、病院薬剤師を採用する側としては、医師や看護師と共に直接患者に接することができる病院薬剤師業務の魅力のアピールすることがとても重要です。また、専門性を高めるための資格取得の支援、研究や学会発表の支援等の魅力ある職場であることをアピールしていく必要もあります。本件につきましては、従来から関係局と課題共有し協議してきたところでございまして、令和3年度からは薬剤師の経験者採用選考を人事委員会を通して実施しており、即戦力で病院薬剤師として活躍できる職員の確保につながっております。そして、病院勤務を希望する方を適時適切に採用することに加え、2年に1度改定される診療報酬改定にも迅速に対応するためには、病院局独自で専門医療職を選考することがより効果的であると考えており、その早期実現に向け、関係局と引き続き協議してまいります。以上でございます。

○春 孝明委員 それぞれ御答弁ありがとうございました。薬剤師におきましては、令和3年度から経験者採用選考により即戦力を確保しているとのことですが、医療の高度化が進む中で、しっかりと新人のうちから人材育成に取り組むことがやはり重要であると考えます。病院局独自で専門医療職の選考について早期実現に向け取り組んでいただけるということですので、一日も早い実現を期待しまして、質問を終わります。

○木庭理香子委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木庭理香子委員長 御異議ないものと認めます。およそ5分休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時38分再開

○木庭理香子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○石川建二委員 私は、地域公共交通事業費について、2番目に再開発事業費について、3番目に宮前区役所のバリアフリーについて、4番目にLGBTQプラスの方に対する災害時の避難所運営の配慮について、5番目に特養ホームなど大規模修繕に対する支援策について、それぞれ一問一答で、順次質問を行ってまいります。

初めに、10款2項2目計画調査費のうち地域公共交通事業費についてまちづくり局長に伺います。地域公共交通事業費は、今年度4,781万3,000円から、新年度は4.7倍の2億2,800万3,000円となっています。新規事業の地域公共交通自動運転普及促進事業の1億8,000万円が大きく、地域交通環境改善事業費補助金300万円も計上をされました。それぞれの新規事業について内容を伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 地域公共交通事業費についての御質問でございますが、自動運転普及促進事業につきましては、交通事業者等と連携した自動運転バスの取組を推進するものでございまして、交通量が多い都市部での自動運転バスの実装を目指し、国庫補助を活用した実証運行を行うことを予定しております。次に、地域交通環境改善事業補助金につきましては、川崎市地域公共交通計画に基づくバス待ち環境の改善に向けたものでございまして、町内会・自治会等の地域が主体的にベンチを管理することを条件として、国産木材を利用したベンチの購入や運搬、設置などに必要となる初期費用を地域に対して補助するものでございます。以上でございます。

○石川建二委員 新規事業については、改めて質疑させていただきたいと思いますが、ベンチの設置について一言意見を述べたいと思います。本来、バス停のベンチは事業者や行政が設置すべきものと考えます。設置要望は、町内会・自治会の要望を尊重することは必要と考えますが、維持管理を自治会に負担させるというのはやっぱり問題ではないでしょうか。さらに検討中ということですので、自治会などの意見をよく聴いて整備を進めてもらいたいと思います。質問を続けます。

地域公共交通事業費のうち地区コミュニティ交通推進事業費の予算は今年度と比べ微増でした。この事業は、地域の主体的な取組への支援、民間事業者と連携した取組の継続支援を行う事業ですが、宮前区内には野川南台地区のみらい号、白幡台地域の買物バスのあおぼ号、現在実施に向けて実験が行われている平地区のつばめ号があります。それぞれ新年度の取組内容を伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 コミュニティ交通についての御質問でございますが、初めに、地元協議会が主体となり取組を進め、本格運行を行っている野川南台地区のみらい号と白幡台地区のお買物バス「あおぼ号」につきましては、令和4年度から車検や任意保険等に係る費用や地域の活動に関する費用などを運行形態に応じ支援してございまして、今後につきましても、継続的な運行に向け引き続き取り組んでまいります。次に、導入検討を行っている平地区のつばめ号につきましては、昨年10月16日から本年2月26日までの月曜日と金曜日に、医療機関をはじめとした地域のプレーヤーと連携し、有料の乗合型の運行実験を行ったところでございます。運行実験では、企業等からの協賛の獲得や外出促進に向けたイベントの実施など、地域で支える持続可能な交通の仕組みづくりに取り組んできたところでございます。今後につきましては、利用状況やアンケート調査などの結果について分析、検証を進めるとともに、その結果を踏まえた運行手法や運行計画等について地元協議会と検討してまいります。以上でございます。

○石川建二委員 ディスプレー、お願いします。これは平地区のつばめ号ですが、運行経費の負担を軽くするために、地元の病院や企業から広告を取るなど皆さん努力をされているわけです。新年度の地域公共交通事業費は、冒頭に述べましたように約1億8,000万円増加していますが、しかし、増加は自動運転促進事業によるもので、地域の皆さんが協議、

運営している地域のコミュニティ交通の運営や事業実施には、今年度と比べて微増にすぎません。ガソリン代の高騰、高止まり、引き続き物価高騰や人件費の増加など採算性を脅かしています。こうした状況は今後もしばらく続くと思われるのですが、その対策として運営経費への支援の強化が求められます。今年度も単発での物価高騰対策は行われましたが、新年度予算に単発ではなく恒常的な運行経費への補助の増額を図るべきと思いますが、対応を伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 コミュニティ交通についての御質問でございますが、コミュニティ交通への支援につきましては、令和4年3月に行った制度の見直しにおいて、安心して継続的に利用できる環境づくりを目的に、車検や任意保険等に係る費用、協議会の活動活性化への支援などの拡充を行ったものでございます。今後につきましては、制度の見直しによる効果や社会環境の変化等を確認するとともに、他都市の動向等を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○石川建二委員 経済環境は大きく変わっています。こうした変化に対応した支援を引き続き求めてまいりたいと思います。

次に、10款まちづくり費3項3目再開発事業費について、まちづくり局長に引き続き伺います。今回は、川崎市が策定作業をしている立地適正化計画と再開発事業に対する補助金との関係について質問したいと思います。ディスプレイ、お願いします。立地適正化計画は、国土交通省の立地適正化計画作成の手引きによると、2014年に制度化され、都市計画法を中心とした従来の土地利用計画に加え、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進しようとするものと説明されています。こうしたまちづくりを推進するために補助率のかさ上げも行われます。市内各地で進んでいる再開発事業は、これらの事業に多くの補助金、税金が使われています。補助金の対象は、設計などの調査設計計画費、解体などの土地整備費、共用部など共同施設整備費などです。原則として、地方自治体は補助対象事業費の3分の2、国は市の2分の1と定められています。結果として、国と地方自治体が3分の1ずつこの補助金を負担し、事業者の負担は3分の1となります。ちょうど上の図がそうです。それが、2014年に都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画制度が創設をされ、再開発事業補助金の補助率が立地適正化計画制度を活用することでかさ上げができるようになりました。かさ上げを適用した場合、国と地方自治体が45%ずつ負担し、事業者負担は3分の1から10%へと軽減されることとなります。ディスプレイ、ありがとうございました。本市でも、立地適正化計画の策定作業が行われていますが、2025年3月頃までにつくる予定となっておりますが、策定期間に変更はないか伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 立地適正化計画についての御質問でございますが、同計画につきましては、将来的な人口減少や少子高齢化のさらなる進展、自然災害の激甚化、頻発化を踏まえ、市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくりを目指すため、令和7年3月の策定をめどに検討を進めております。以上でございます。

○石川建二委員 来年3月までに策定することです。立地適正化計画が策定されると補助金のかさ上げが可能となります。補助金申請は、地方自治体から国に申請しますが、申請の手順について伺います。鷺沼駅前地区再開発事業も対象となるのか、また申請するつもりなのか伺います。さらに、小杉駅周辺地区再開発事業、柿生駅周辺地区再開発事業、

京急川崎駅周辺地区再開発事業、登戸駅前周辺地区再開発事業も、立地適正化計画の策定による補助率のかさ上げの対象となるのか、また申請をするのか、併せて伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 市街地再開発事業についての御質問でございますが、補助金の申請手順につきましては、国から補助金の交付を受けるに当たり、再開発事業について、前年度までに社会資本総合整備計画に位置づけ国に対して予算要望を行うものでございまして、その要望を受け、国において補助要件等を確認し配分予定額が決定され、その後、本市が交付申請を行うものでございます。再開発事業の補助金のかさ上げにつきましては、国の交付金交付要綱の要件として、立地適正化計画における都市機能誘導区域かつ同要綱で定める中心拠点区域内において実施される事業として位置づけられていることが定められております。鷺沼駅前地区市街地再開発事業をはじめとした現在本市で予定している再開発事業につきましては立地適正化計画策定前であり、現時点では補助金のかさ上げの対象とはなりません。今後、同計画の検討状況等を踏まえ、かさ上げの可否について検討する必要性はあると考えております。以上でございます。

○石川建二委員 つまりこのかさ上げについては、市から国に対して要請をするということと、また、立地適正化計画が策定された後、かさ上げの可否について検討する必要があるという答弁でしたので、鷺沼駅の再開発事業のように事業計画が進行している事業でもかさ上げの可能性があるということです。しかし、計画が決まっている事業に対し補助金のかさ上げは市の負担を増やすだけです。既に整備が計画されている本市の事業に対し補助率のかさ上げは検討する必要があると思いませんが、なぜ検討するのかお聞きしたいと思います。また、現時点で各地の再開発準備組合あるいは事業者から補助金のかさ上げの要請はあるのか、併せて伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 市街地再開発事業についての御質問でございますが、再開発事業の補助金のかさ上げにつきましては、立地適正化計画を策定することにより新たに認められる制度でございますので、本市としましては、制度の新設や変更が生じた際には、その適用の可否についても検討する必要性はあると考えております。なお、現在までに事業者からの補助金かさ上げの要望はない状況でございます。以上でございます。

○石川建二委員 本市の再開発事業への補助金金額は、小杉地区などの事例では事業費総額の20%から30%です。鷺沼の再開発総事業費が従来どおり500億円程度で済んだとしても、補助金金額は100億円から150億円です。その3分の1が市の負担でした。それが45%になれば1.35倍に補助金が増えることとなります。事業者の負担を軽くするだけで市民にはメリットは何もない事業者優遇の補助金のかさ上げは行うべきではありません。そのことを指摘して、次のテーマに移ります。

次に、区役所のバリアフリーについて宮前区長に伺います。ディスプレイ、お願いします。これは区役所の1階部分から市民館・図書館の入り口のある広場に行くための階段です。宮前区役所が敷地に段差があり、区役所1階の駐車場から市民館・図書館を利用する際、通常は中央の階段を上り、市民館・図書館の入り口から利用することになります。区役所の開いているときは区役所内のエレベーターで移動できますが、土日など閉庁日はそれができません。私は、2022年予算特別委員会において、区役所1階にある駐車場から2階にある市民館・図書館の入り口までのバリアフリーについて疑問を行いました。その際、宮前区長の御答弁は、区役所閉庁時に市民館利用者が1階ホール入り口から来館された際

の御案内につきましては、高齢者や障害のある方などの申出により、市民館職員または区役所の守衛が対応している、お気軽に職員にお声をかけていただけるよう、入り口に案内を標示しておりますとのことでした。こちらがその案内です。しかし、実際、職員や守衛さんに声をかけ移動された方は、区役所では月に1人から2人、市民館は二月に2名程度とのことでした。やはりお気軽にと言われても遠慮してしまい、移動に困難がある方も、不自由さを感じながらも階段を利用しているのではないかと思います。ディスプレイありがとうございます。

そこで、閉庁時にもスムーズに移動ができるよう、階段の一部にエレベーターなど昇降機が必要と考えます。私も質問に先立ち現場を見てきましたが、階段の一部は下が駐車場になっていましたが、反対側の下には構造物はなく、エレベーターの設置は物理的には可能と思いましたが。職員の方による誘導が実際使われていない現状を踏まえれば、従来どおりの対応ではバリアフリーの対応をしていることにはならないと思います。宮前区役所・市民館・図書館の敷地のバリアフリーについて、見解と対応を宮前区長に伺います。

○南 昭子宮前区長 宮前区役所総合庁舎の敷地のバリアフリーについての御質問でございますが、区役所等の公共施設は様々な方が利用する施設であることから、どなたでも利用しやすいバリアフリーの環境を整備することが必要と考えております。宮前区役所総合庁舎は斜面地に建てられていることから、階段を御利用いただくなど御不便をおかけしているところがございますので、ハード、ソフトの両面に対応しているところでございます。今後もどなたでも利用しやすい環境整備に向けて、関係局と連携して取り組んでまいります。以上でございます。

○石川建二委員 どなたでも利用しやすい環境整備に向けて関係局と連携して取り組むとのこと。区役所・市民館・図書館の敷地の高低差の改善は、これまでどおりの職員を呼んでくださいという対策では利用者の不便さの解消にはなりません。不便をおかけしていると言うのであれば、もう少しこの問題に向き合ってもらいたいものだと思います。

総務企画局では、公共施設のバリアフリーについて調査を行いました。その際、2つの敷地の高低差についてどのような調査を行ったのか、総務企画局長に伺います。

○中川耕二総務企画局長 バリアフリー調査についての御質問でございますが、福祉のまちづくり条例への適合状況を確認するため、令和3年度に宮前市民館・図書館、令和4年度に宮前区役所のバリアフリー調査を実施しており、高低差に関連する条例上必要なエレベーターや傾斜路などはおおむね適合している状況でございますが、一部手すりの設置などが必要なことから、施設所管部署と引き続き調整を進めてまいります。以上でございます。

○石川建二委員 高低差に関連する条例上必要なエレベーターや傾斜路などはおおむね適合している状況とのこと。しかし、このエレベーターというのは区役所内にあるエレベーターのことを指しますが、土日などの閉庁時はそのエレベーターが使いにくいいためバリアフリーになっていないわけです。ほとんどの人は不便さを感じながら階段を利用せざるを得ない実態があります。市民館・図書館の利用者にとって、この高低差の解消が必要はないと考えるのか、宮前区長でもあった教育長に改めて伺います。

○小田嶋 満教育長 宮前市民館・図書館についての御質問でございますが、市民館・図書館は多くの市民の皆様にご利用いただく施設であり、どなたにも利用しやすい環境づく

りは必要であると考えております。以上でございます。

○石川建二委員 最後に意見を申し上げますが、区長も関係局と連携して取り組むと御答弁をされておりますので、教育委員会としても連携して取り組むよう、これは強く求めておきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

次に、LGBTQプラスの方に対する災害時の避難所運営の配慮について危機管理本部長(後刻「危機管理監」と訂正)に伺います。2020年3月に発表された第3期川崎市人権施策推進協議会の性的マイノリティの人々の人権に関してという答申では、災害時要援護者避難支援制度等について協議会として関心を寄せていると述べ、災害時のLGBTQプラスの方への配慮の必要性を示唆していますが、本市では、避難所運営マニュアルの中にLGBTQプラスの方に対する配慮は明記されているのか伺います。

○飯塚 豊危機管理監 避難所運営マニュアルについての御質問でございますが、本マニュアルにおきまして、避難所運営会議及び各運営班の業務の中で、基本的事項として、地域防災活動における女性の参画推進や性的マイノリティへの理解、配慮の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとしておりまして、具体的な項目としては、トイレ、更衣室、洗濯物干し場、生活スペース及び相談窓口について記載しております。以上でございます。

○石川建二委員 先ほど私は本部長と言いました。危機管理監の誤りです。すみませんでした。

質問を続けます。確かに避難所運営マニュアルの資料集の体育館のレイアウト例の中には、性的マイノリティや介助を必要とする方がいた場合、更衣室やトイレは誰もが使える多目的なスペースの確保にも配慮するとのコメントが記載されていますが、具体的な対策は示されていません。例えば男女別の受付名簿、誰でもトイレの設置、下着や生理用品など男女別の物資を外から見えない形で渡す、こうしたことや、相談窓口にレインボーフラッグの標示を出すなど、性的マイノリティの相談に応じられる旨の標示をするなど、配慮を具体化することが必要です。現状と今後の対応を伺います。

○飯塚 豊危機管理監 性的マイノリティへの配慮についての御質問でございますが、各区役所におきまして、川崎市避難所運営マニュアル等に基づき、自主防災組織をはじめとする避難所運営会議等で周知に努めているところでございますが、今後につきましては、性的マイノリティへの認識を深めていただくため、発災時に使用する掲示物等の作成を検討するとともに、専門的な知見を有する関係機関等とも連携するなど取り組んでまいります。以上でございます。

○石川建二委員 発災時に使用する掲示物等の作成を検討するとともに、専門的な知識を有する関係機関等とも連携することです。例えば誰でもトイレの標示を運営グッズの中に入れておくとか、相談窓口にはレインボーフラッグを掲げておくとか、具体的な改善を求め、今後注視してまいりたいと思っております。関連して、ジェンダーの視点に立った避難所における配慮について伺います。昨年、決算審査特別委員会で我が党議員が、避難所において、性被害や暴力防止、安全確保のための啓発ポスターの掲示、防犯ブザーやホイッスルの配付の備えについて確認したところ、ポスターについては作成していないことから、他都市の事例を参考にして検討するとの答弁がありました。検討状況を伺います。また、防犯ブザーやホイッスルについても検討するとの答弁でしたが、併せて伺います。

○飯塚 豊危機管理監 避難所における配慮等についての御質問でございますが、女性や子どもなどへの暴力等の犯罪防止のための啓発ポスターにつきましては、今回の能登半島地震に伴い、内閣府より石川県が作成したポスターが情報提供されておりますので、今後これを参考にしながら、関係局等の意見も伺い運営マニュアル等への追加の検討を行ってまいります。防犯グッズにつきましては、各避難所への啓発用として防犯ブザーを配備するとともに、個人として防犯ブザーやホイッスルを備えていただく啓発や、スマートフォンの機能やアプリの利用による代替についても周知を図ってまいります。以上でございます。

○石川建二委員 ポスターの制作は見本があるわけですから、すぐに作業に入るように求めておきたいと思っております。また、ホイッスルや防犯ブザーの整備も、それを整備すること自体、犯罪防止と避難所利用者の安心につながります。できるだけ不安や恐怖を取り除くことは避難所生活を送る上で重要です。ホイッスルは希望者に配付するぐらいの対応を求めておきたいと思っております。

次に、5款健康福祉費12項1目施設整備費について健康福祉局長に伺います。本市の昨年10月時点の特養ホームの施設数は59か所です。そのうち、通常、大規模改修が必要とされる築後20年を経過している特養ホームは23施設あります。本市の大規模改修に関わる市の助成制度の内容と、2021年度以降の実績を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 社会福祉施設大規模修繕事業についての御質問でございますが、本事業は開設後10年を経過した特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの大規模修繕工事を補助対象としており、補助基準額1億円の2分の1に当たる5,000万円を上限とした補助を基本とし、旧公施設や措置時代に開設した施設の場合は、大規模修繕に関わる積立てができない期間があったことなどを考慮し、その期間に応じて最大7,500万円を上限とする措置を設けているものでございます。交付実績につきましては、本事業は2か年事業としており、令和3年度から令和4年度は11施設、令和4年度から令和5年度は3施設、令和5年度から令和6年度は9施設の見込みでございます。以上でございます。

○石川建二委員 この補助金は1億円を基準額にし、その2分の1と築年数に応じて1.0から1.5の係数を掛け補助額を算定するもので、2021年度から2023年度まで14施設、今年度から来年度にかけて交付予定施設が9施設、合計で23施設です。古い施設から改修をしているのであれば、おおよそ築20年の施設は改修されたこととなります。しかし、補助金額5,000万円が上限では、先ほど状態によっては7,500万円という話がありましたが、物価高騰、人件費高騰の中で補助金額の引上げが必要だと思っておりますが、検討の状況を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 社会福祉施設大規模修繕事業についての御質問でございますが、本事業は、令和3年度の創設後間もない制度であることから、今後の状況を踏まえながら、各施設の長寿命化と安全快適な施設利用に向けた環境整備が図られるよう、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○石川建二委員 神奈川県では、国の全額負担で地域医療介護総合確保基金を活用した大規模改修、ロボットの導入、ICTの導入などに対する補助を行っています。本市の補助と併用が可能だったのか伺います。ある施設では、県のこの制度を利用して、フロアの職員全員にインカムをつけてもらい、利用者からの呼出しや対応の相談など情報を共有することで、年間40件ほどあった転倒が1～2件に減ったということ伺いました。同時に、

困ったことをすぐ聞けることで新しい職員の育成にも役立ったと話されていました。国のこの制度は今年度までの時限措置としているとのこと。介護職員の負担の軽減や人材育成になる改善に対する補助制度を市としても創設すべきではないか、伺います。

○石渡一城健康福祉局長 社会福祉施設の大規模修繕等についての御質問でございますが、国の地域医療介護総合確保基金と本市の社会福祉施設大規模修繕事業を活用した大規模修繕において、修繕箇所が異なる場合、併用は可能でございます。また、国の基金を活用し、大規模修繕に合わせて行うICT等の導入を図る事業につきましては、令和5年度までの時限的措置とされておりましたが、現在国において当該事業を発展的に見直し、介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助する介護テクノロジー導入支援事業について検討が進められております。今後につきましても、国の動向を注視していくとともに、本市独自で行っている介護ロボット等導入支援事業のほか、介護職員への家賃支援事業や初任者及び実務者研修の受講料の全額補助など、引き続き、介護職員が安心して長く働き続けられるよう各種取組を推進してまいります。以上でございます。

○石川建二委員 国のほうでは、介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助する介護テクノロジー導入支援事業について検討が進められているとのこと。できるだけ広い用途に使えるように国にも求めていると思います。今回は、特養ホームの施設改善に対する市の補助金の拡充を求めました。社会福祉施設大規模改修事業については創設後間もない制度であることから様子を見るとのことでした。しかし、経済環境はますます悪化しています。このような変化に対応した支援でなければ困るのは現場です。様子見などしてられない状況です。職員の待遇改善も含めて、現場の実態に即した支援になるよう強く求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

○各務雅彦委員 私は、通告どおり一問一答にて、13款1項5目、不登校対策推進事業費及び4款1項4目、子ども・若者育成支援推進事業費について、10款2項2目、地区コミュニティ交通推進事業費について順次質問してまいります。

不登校対策推進事業費について教育長及び教育次長に、子ども・若者育成支援推進事業費について子ども未来局長にお伺いします。今回の質問では、川崎市から不登校という概念をなくすことを提案させていただきます。この不登校という概念をなくすには以下の2点を含みます。第1に不登校という名称使用をやめる、第2にICT等の活用を含め、学校に通うことだけが教育ではない、学校に復帰させることがゴールではないということです。平成28年7月の不登校児童生徒への支援に関する最終報告では、不登校とは、多様な要因、背景により結果として不登校状態になっているということであり、その行為を問題行動と判断してはいけない、不登校の児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、行きたくても行けない現状に苦しむ児童生徒とその家族に対して、なぜ行けなくなったのかといった原因や、どうしたら行けるかといった方法のみを論ずるだけではなく、学校、家庭、社会が不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であるとされています。また、平成29年3月に文科省が示した義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針では、不登校は、取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校ということだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であるとしています。不登校を問題行動と判断しては

いけないとする報告及び不登校ということだけで問題行動であると受け取られないよう配慮することが重要であるとする基本指針に対する見解と具体的対応について教育長に伺います。

○小田嶋 満教育長 不登校対策についての御質問でございますが、不登校は誰にでも起こり得ることであり、不登校というだけで問題行動と判断してはいけないという考え方に付きましては、児童生徒へのより適切な支援を行う上で重要であると認識しております。これまでも各種研修等において、教員の不登校への理解を深める取組を進めてきたところでございますが、引き続き教員の理解の深化が図られるよう取組を進めてまいります。以上でございます。

○各務雅彦委員 問題行動と判断しないようにするためには、いまだに根強く残る不登校に対する周囲からの偏見をなくす必要があります。そもそも不登校という言葉が適切ではなく、マイナスのイメージが浸透していることもあり、不登校はよくないことで改善すべきことというように、不登校を最初からマイナスのイメージで捉え、再登校に導くことが学校や親としての使命、支援であるという考えを持ちやすくしています。不登校という名称使用をやめることについての見解を教育長に伺います。

○小田嶋 満教育長 不登校についての御質問でございますが、不登校という名称につきましては、平成10年度以降現在まで、国の使用する名称に準じて、各自治体では不登校という言葉を使用しており、今後の国の動向等を注視してまいります。一方、昨今の価値観の多様化とともにその捉え方も変化してきていることは認識しておりますので、不登校という言葉にとらわれることなく、児童生徒への適切な支援がなされるよう取組を進めてまいります。以上でございます。

○各務雅彦委員 現在、川崎市教育委員会では、今年度中の不登校対策の充実に向けた指針案の作成に向けた検討がされています。指針案を作成するに当たり、不登校をどのように捉え、児童生徒、保護者並びに教職員に対してどのように接していくかを明確にすることが求められます。作成に寄せての教育長の考えを伺います。

○小田嶋 満教育長 不登校対策についての御質問でございますが、不登校対策においては、多様かつ複雑な要因や背景を把握することや、一人一人の児童生徒の置かれた状況への理解に努め、個々の内面に丁寧に寄り添い、関係機関等と連携しながら適切に支援することが重要であると考えております。また、学校に登校するという結果のみを目標とせず、本人や保護者の思いを丁寧に聞き取りながら、児童生徒が自らの進路を主体的に考えていき、将来の社会的自立につながるよう支援することが必要であると認識しているところでございます。不登校対策の充実に向けた指針案の作成に当たりましては、こうした考えに基づき取組の方向性を示してございまして、今後全ての教職員がその内容を十分理解し、児童生徒や保護者の状況に応じた支援を行えるよう努めてまいります。以上でございます。

○各務雅彦委員 別室指導については、在籍するクラスに戻すことが最終目的ではないということを確認させてください。見解を教育長に伺います。

○小田嶋 満教育長 別室指導についての御質問でございますが、現在、各学校の別室指導において教室への復帰等につながっている例もございますが、在籍するクラスへの復帰のみを目指すのではなく、児童生徒本人の思いを大切にしながら支援を進めることが重要であると認識しているところでございます。以上でございます。

○各務雅彦委員 ゆうゆう広場についてです。現在、川崎区にはゆうゆう広場がありません。川崎区にない理由と経緯並びに今後の予定について伺います。また、現状の対応を含め、児童生徒、保護者へ影響はないのか、教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 ゆうゆう広場についての御質問でございますが、広場の設置につきましては、行政区ごとではなく、生活圏から離れた施設の利用を希望する児童生徒が気兼ねなく利用できる環境や交通の利便性等を考慮しており、川崎区の児童生徒が利用しやすい場所として、平成21年に川崎駅から徒歩圏内にあるゆうゆう広場みゆきを設置した経緯がございますが、川崎区の児童生徒の利用者数は少ない状況となっております。今後、市ホームページや学校を通じて、ゆうゆう広場みゆきや、それ以外の居場所等について、川崎区内の児童生徒や保護者への周知に努めてまいります。以上でございます。

○各務雅彦委員 ゆうゆう広場の登録及び利用傾向と課題について教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 ゆうゆう広場についての御質問でございますが、登録及び利用の傾向につきましては、小学生の登録は増加傾向、中学生は減少傾向となっております。全体の利用者数はおおむね横ばいとなっております。ゆうゆう広場は居場所としての機能は一定あるものの、学習支援やコミュニケーション力の育成等の活動が不足しており、児童生徒の継続的な利用につながっていないことなどを課題として捉えております。以上でございます。

○各務雅彦委員 保護者支援についてです。共働き世代が多い状況下、保護者による送迎を原則としているゆうゆう広場ですが、送迎についての見解と対応について伺います。また、児童生徒だけでなく、親子での体験活動や保護者同士の交流の場を提供することが保護者の安心感、児童生徒への安心感にもつながると考えます。見解と対応について教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 保護者支援についての御質問でございますが、これまで児童が安全・安心にゆうゆう広場を利用するために保護者による送迎をお願いしておりますが、現在、保護者の負担も考慮し、送迎の一部緩和についての検討を進めているところでございます。また、家族と一緒に参加できる体験活動や保護者同士の交流会等を開催しており、参加した保護者からは、楽しい活動ができてよかった、同じ悩みを抱えている保護者と話ができて安心できるなどの感想をいただいているところでございます。こうした取組を通して得られた保護者の安心感が、児童生徒への好ましい関わりにつながるものと認識しております。以上でございます。

○各務雅彦委員 不登校対策として教職員に対する支援も重要です。教職員の支援に係る具体的取組内容について教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 不登校対策についての御質問でございますが、教職員への支援につきましては、管理職を含めた全ての教職員が、不登校は誰にでも起こり得るという認識を共有し、学級担任が一人で抱え込むのではなく、学年や学校全体でチームとして支援していくことが必要であると考えており、そのような体制づくりが図られるよう、各種研修等を通し、引き続き各学校に働きかけてまいります。以上でございます。

○各務雅彦委員 令和5年7月に文科省から発出された事務連絡では、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立しないように、適切な情報把握や支援を受けられるようにすることが重要であり、教育委員会等においては民間施設等に関する情報を整理した上で、民

間施設等とも積極的に連携しながら地域の支援機関等を把握し、必要な情報を分かりやすく提示できるよう、各教育委員会等において作成するハンドブックやホームページ等による周知をお願いするとしています。見解と具体的対応について教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 保護者への情報提供についての御質問でございますが、保護者への支援についてでございますが、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立しないよう必要な情報を把握し、適切な支援を受けられるようにすることは大切であると認識しております。現在、市ホームページに各種相談窓口を掲載する等の取組を行っているところでございますが、今後、必要な情報が一括して得られる仕組みとするなど、保護者にとって利用しやすい情報発信に努めてまいります。以上でございます。

○各務雅彦委員 こどもサポートを今後どのようにしていくのかを、こども未来局長に伺います。

○阿部浩二こども未来局長 こどもサポート事業についての御質問でございますが、こどもサポート事業につきましては、不登校等の子どもたちに居場所の提供や学習支援等を行うことにより、安心して過ごせる居場所を提供することを目的として、旭町及び小田こども文化センターにおいて実施しているものでございます。利用実績等につきましては、令和6年1月末時点では、旭町では45人の児童が登録し、1日当たり9人の児童が利用しており、小田では35人の児童が登録し、1日当たり6人の児童が利用しております。委託事業者のスタッフが子どもたちの居場所づくりや学習の支援を実施しております。利用する児童は増加傾向にあり、保護者や学校関係者などへの周知や理解が進んできており、不登校等の子どもたちの居場所としての役割を果たしているものと考えております。今後につきましては、利用者のニーズに応えるため、スタッフの人員体制の充実を図るなど関係機関とも連携しながら、より効果的な支援に取り組んでまいります。以上でございます。

○各務雅彦委員 教育委員会として、こども未来局が所管するこどもサポートの位置づけと役割について伺います。また、教育委員会として、ゆうゆう広場とこどもサポートを今後どのように位置づけ、不登校対策を進めていくかを教育長に伺います。

○小田嶋 満教育長 こどもサポートについての御質問でございますが、地域の状況に合わせて設置されたこどもサポートは、不登校児童生徒の安心できる居場所の一つとして重要な役割を担っていると認識しております。児童生徒一人一人が多様な選択肢の中から自身のニーズに応じた場所を選ぶことができる環境を整えることは重要であると考えておりますので、今後も関係局と連携しながら、本市における不登校対策について検討を進めてまいります。以上でございます。

○各務雅彦委員 御答弁ありがとうございました。意見要望を述べさせていただきます。先日、現役の市内中学校教諭に、何をしたら先生たちの支援になりますかと聞いたところ、自分が受け持つクラスの児童生徒が不登校になると、管理職や保護者などからの見えない圧力とプレッシャーがあるので、世の中の考え方や意識を変えてほしいということでした。考え方や意識を変えるには不登校というイメージを変える取組が求められます。奈良県生駒市の小紫市長も、生駒市から不登校という概念をなくすとして様々な取組を行っております。教職員に対してだけでなく、市長、教育委員会が対外的に不登校のマイナスイメージを払拭するための発信が重要です。別室指導については、来年度小学校で1日5時間、中学校で3時間程度の支援スタッフを配置するモデル事業が予定されていますが、効果は

限定的です。現在中学校の別室指導では、主に授業のない先生が交代で担当しているほか、小学校では保育園の養護教諭が本来の業務を超え担当しているケースが多いと聞いています。現役の中学校教諭も別室指導のスタッフ配置を強く要望しておりました。対応をお願いします。

先日、生駒市の小学校の空き教室に設置したのびのびほっとルームを視察させていただきました。当該小学校には別室指導もあり、同じ校舎内にあるにもかかわらず、別室指導には通えないが、のびのびほっとルームには通える児童がいるとのことでした。本市のゆうゆう広場とこどもサポートも視察させていただきました。比較すると生駒市ののびのびほっとルーム、川崎市のゆうゆう広場、こどもサポートともに卓球台はありましたが、生駒市ののびのびほっとルームの床はカーペット、複数のソファ、Yogiboが置いてあり、机は組合せで様々な形になるものでした。一方、川崎市のゆうゆう広場は会議用の長机が整然と並べられており、教室というイメージを強く感じさせる内観でした。もちろんそれぞれの場所にはよいところがたくさんありますが、児童生徒が自分に合った居場所を見つけられるように選択肢を持たせることが重要です。こどもサポートの存在を御存じない方も多いと思います。川崎市の2つのこどもサポートは、ゆうゆう広場がない川崎区に、旭町は川崎区役所の地域みまもり支援センターが立ち上げ、今はこども未来局が所管、小田はこども未来局が立ち上げ所管しています。宮前区のこどもサポート南野川は地域課題対応型事業として予算を充当し、宮前区役所の地域みまもり支援センターが所管しています。内容、設置運営状況、さらには所管が違うゆうゆう広場とこどもサポートを川崎市として今後どのようにしていくかを決める時期に来ています。早期の対応を強く要望します。

現在、教育委員会では不登校特例校についても調査研究が行われていると思います。いわゆる箱についての議論も大事ですが、児童生徒、保護者並びに教職員の心理面に対する支援が求められます。本年8月に本市で開催される全国PTA連絡協議会の全国大会における基調講演は、不登校に対する概念を変えることが主なテーマになると聞いています。不登校のマイナスイメージを払拭させるためにも、不登校という概念をなくすための取組をお願いいたします。

情報提供については、事前のやり取りでは、ホームページなどで民間団体さんなどの情報も提供できるようにすることを検討しているとのことでした。検討に当たっては、単にリンクを張るのではなく、学習、体験、居場所などカテゴリーが分かるようにすることはもちろんですが、児童生徒、保護者が、はい、いいえ、どちらでもないなどの質問で答えていくとニーズに合致する支援内容を提示できるような仕組みの検討をお願いいたします。

次の質問です。地区コミュニティ交通推進事業費について市長及びまちづくり局長にお伺いします。質問の趣旨を先に述べます。市内複数の地域で運行試験や運行実験が行われておりますが、どの地域も運賃収入だけで採算を確保することが非常に厳しい現状にあります。現状、本市は運行費の補助をする考えはありません。そこで、以下2点について要望提案します。1つ目は、バス路線がないなどの交通不便な地域に新たな交通手段を導入した場合において、利用者の導入前後の医療費や介護費のデータを分析し、外出支援による医療費や介護費の抑制に効果があると検証することを提案要望します。2つ目は、チョイソコなどの民間事業者が運行実験を行う際に、地元自治会や商店街を巻き込み協議会

を設立することを提案します。加えて、生田山の手自治会内の交通問題推進協議会において現在検討が進んでいる本格運行を目指すための試験運行における道路運送法の考え方について質問いたします。初めに、外出することが、買物や通院だけでなく、健康や人との関わり、生きがいにつながることは周知の事実です。新たな交通手段が外出支援につながり、その結果、介護費や医療費が抑制できるのであれば、例えば介護予防の観点から予算を充当してもよいと考えます。バス路線がない等の交通不便な地域に新たな交通手段を導入した場合において、利用者の導入前後の医療費や介護費のデータを分析し、外出支援による医療費や介護費の抑制に効果があると検証することを提案要望します。見解と対応について市長に伺います。課題があれば伺います。

○**福田紀彦市長** 外出による効果等についての御質問でございますが、外出をすることで人との関わりによる孤独感の軽減や、とりわけ高齢者につきましては、体力や認知機能の維持などの効果が期待できるとされておりますが、健康の維持増進につきましては、社会参加や生きがいづくりなどのほか、運動や栄養、睡眠、生活習慣など様々な要因が複合的に影響していることから定量的な分析は難しいものと考えております。一方、コミュニティ交通につきましては重要な施策と考えておりますので、引き続き推進してまいります。以上です。

○**各務雅彦委員** 宮前区平地区のつばめ号や、麻生区片平地区のCAPも、運賃収入だけでは採算確保が難しいのはチョイソコと同じですが、大きな違いがあります。それは熱量です。圧倒的に平地区や片平地区の熱量が高い。それはなぜか。それは、平地区や片平地区は、地元住民の方がその地域に新たな交通手段を確保したいという思いで協議会を設立し、試験運行までこぎ着けたからです。だからこそ、採算を確保するために、企業や店舗から協賛を頂こうと必死に活動されています。一方、チョイソコの運行実験の実施主体は民間事業者です。民間事業者が事業構築のために川崎市と協議の上、バスの減便などがあり、かつ人口密度が低い地域を選定し、実証フィールドに決定したものです。もちろん運行実験開始に際しては、地元自治会や商店会などに事前説明はしています。しかしながら、あれば便利という利用者側の立場であり主体的ではありません。単にフィールドを提供するだけでなく、利用促進と広報活動充実化のために地元自治会や商店会を巻き込むなどして協議会を立ち上げる必要があると考えます。見解と対応を伺います。

○**藤原 徹まちづくり局長** デマンド交通についての御質問でございますが、新技術、新制度を活用した本取組につきましては、地元協議会の設置の有無にかかわらず、地域ニーズや道路幅員等の地域特性に合わせて行政主導により民間事業者等と積極的に連携し、ICTや新制度等を活用して、より利用しやすい地域公共交通の環境整備に取り組んでいるところでございます。今年度実証実験を実施したチョイソコかわさきこすぎエリア及びしんゆりエリアにつきましては、事業主体と連携し、各町内会の会合などで実証実験の説明をさせていただくとともに、周辺商業施設での登録会を開催するなど取組を進めてきたところでございます。本格運行に向けては収支の改善などの採算性の確保が課題となっており、より一層の地域の理解と協力が必要となりますので、事業主体と共に、地域のイベントなどでの認知度のさらなる向上や、企業、商店街等からの協賛・広告収入を確保するなど、地域の自治会などを含めた多様な主体と連携して取組を進めてまいります。以上でございます。

○各務雅彦委員 私もメンバーであります生田山の手自治会内の交通問題推進協議会では、令和4年のオンデマンドタクシーの実証実験を経て、改めて本格運行に向けた試験運行のためのコースや停留所、時刻表の策定などの検討が行われていました。しかしながら、対象地域は狭隘道路が多いため乗車定員が少ない車両にせざるを得ず、仮に全ての便が最大乗車定員であっても収入だけでは採算確保が難しく、協賛企業や店舗からの支援が必要不可欠であるなど、採算性確保が大きな課題となっていました。そのような中、地元タクシー事業者の生田交通の社長と意見交換している中で、生田交通が抱える経営課題や思いをお聞きすることができました。第1に運転手不足、第2に生田駅北口の生田交通専用乗り場における現状と課題として、時間帯によってタクシー待ちの方の長い列が発生していること、生田山の手地区の方を含め初乗り運賃500円内利用者が多く、結果、乗車まで待ち時間が長くなることであり、限られたタクシー車両でより多くのお客様を輸送したいという思いです。そこで浮上したのが、同じ方面を目的地とするタクシー利用者を相乗りで乗車してもらう案です。ディスプレイをお願いします。このように相乗りを希望する方はタクシー乗り場の列に緑の相乗りの札を持って並んでいただきます。一番最初に相乗りの札を持っていた方が先頭になった段階で、後方に同じ降車場所の相乗りの札を持っている方がいれば2人で相乗りをしていただきます。運賃は1人のときの500円を2人で割っていただくイメージです。コースは3か所を想定しておりますけれども、御自宅へは最寄りの降車場所から徒歩で帰宅していただくこととなりますが、当該地域における標高が高い地点を降車場所に設定しておりますので、御自宅まで坂道を上ることがないような配慮をしています。道路運送法上の考え方について伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 道路運送法上の考え方についての御質問でございますが、道路運送法におきましては、第4条において、一般旅客自動車運送事業の許可の種別については3種類ございます。現在、生田山の手協議会で検討している手法につきましては、このうちの一般乗用旅客自動車運送事業でございます。タクシーのように一つの契約により11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送するものでございます。以上でございます。

○各務雅彦委員 御答弁ありがとうございます。意見要望を述べさせていただきます。初めに、チョイソコなど実施主体が民間事業者である運行実験については、利用促進と広報活動充実化のために、今まで以上に地元自治会や商店街を巻き込み、地域住民の皆様にも主体的立場として御協力いただけるよう働きかけが必要と考えます。対応お願いいたします。

次に、生田山の手地区での運行実験については、道路運送法の第4条、一般乗用旅客自動車運送事業での実施を前提に様々な観点から協議会で検討いたしました。その結果、降車場所を3か所とした3コース、乗車定員を大人2名としたものですが、3コースにしたことで相乗りを希望する人のマッチング率が低下する懸念、加えて、タクシー事業者の1回当たりの運賃収入が500円以上にならないため収入面でのメリットが見いだしにくい点が課題です。今回の運行実験で得た課題等については運輸局と共有いただき、他の運行手法が適用できないかを含めた検討を引き続きお願いして、質問を終わります。

○木庭理香子委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木庭理香子委員長 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時59分再開

○浦田大輔副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○井土清貴委員 私は、2款2項1目、特別市推進事業費、5款7項6目、AED(自動体外式除細動器)整備事業費、13款1項7目、GIGAスクール構想推進事業費、2款2項7目、庁内情報環境整備事業費について、それぞれ一問一答形式で伺ってまいります。

初めに、特別市推進事業費について伺ってまいります。本市が目指している特別自治市について、市民に深く理解をしてもらうための取組として出張出前講座等ありますが、次年度予算と具体的な取組について総務企画局長に伺います。

○中川耕二総務企画局長 特別市推進事業費についての御質問でございますが、令和6年度につきましては2,400万円余を計上しており、特別市の法制化や移行に向けた調査を実施するとともに、市民の皆様への周知のため、出前説明会のほか、市民祭り、区民祭等イベントへの出展など積極的な広報に取り組むこととしております。以上でございます。

○井土清貴委員 次に、川崎市神奈川県調整会議について、令和2年11月に行われていたのですが、その後開催されているのか伺います。また、令和2年の協議内容だった高圧ガス保安法の権限移譲の進捗についても伺います。

○中川耕二総務企画局長 川崎市神奈川県調整会議についての御質問でございますが、令和2年11月に高圧ガス保安法の権限移譲について協議を進めるために開催しており、その後は、高圧ガス保安法の権限移譲に向け、川崎市、横浜市、神奈川県で検討部会を開催し、移譲予定時期を令和7年4月と定め協議を進めているところでございます。以上でございます。

○井土清貴委員 令和2年以降は開催されておらず、一方で、高圧ガスについては検討部会で協議が行われている状況と理解しました。令和7年の移譲に向けて、引き続きよろしくお願ひします。

次に、施政方針で市長自ら、大都市が自らの権限や財源で効果的な行政運営を行っていく必要があることから、特別市実現のための法制化に向けて各方面に強く働きかけてまいりますと発言されておりますが、現在の進捗状況並びに現在までの課題について伺います。

○中川耕二総務企画局長 特別市の法制化についての御質問でございますが、昨年11月に指定都市市長会として馬場総務副大臣に対して提言活動を行うなど、他の指定都市とも連携しながら積極的に国等へ働きかけを行っているところでございます。今後につきましても、国や国会議員、経済界等に特別市の必要性を御理解いただき、これまで以上に特別市の法制化に向けた機運を高めていくことが重要と考えております。以上でございます。

○井土清貴委員 次に、機運醸成について伺ってまいります。市民の機運醸成についても、施政方針で、市民の皆様への周知活動等を通じて機運醸成を図るなど、制度実現に向けて、引き続き取組を進めてまいりますと発言されておりますが、これまでの具体的な取組及び市民への浸透度がどれくらい進んでいるのか伺います。また、令和5年度に実施した市民アンケート項目で、特別市について知りたいこととして、「実現により期待されるメリット」と答えた方が4割いることに対しての見解と対応について伺います。

○中川耕二総務企画局長 特別市の機運醸成についての御質問でございますが、これまで市民の皆様への周知活動として、地域の方々を対象とし、延べ100回を超える出前説明会を実施したほか、市民祭り、区民祭等のイベント等への出展、シンポジウムの開催など様々な機会を捉え、積極的な広報活動を行ってまいりました。また、特別市の認知度につきましては、令和5年8月から9月にかけて1,500人を対象に実施したかわさき市民アンケートにおいて、「制度の内容について知っていた」、「制度の内容は分からないが、名称は知っていた」と回答した人の割合が27.5%でございました。市民向けの広報におきましては、特別市の実現によるメリットをより分かりやすく伝えることが重要と認識しており、メリットの一つである窓口の一本化の例として、保育所と幼稚園、交通安全施設の配置や管理など、市民の皆様により身近な事例を挙げながら説明しております。今後につきましても、アンケート結果や市民の皆様のお意見を踏まえながら、本市の目指す特別市について、より多くの方に御理解いただけるよう積極的な広報に取り組んでまいります。以上でございます。

○井土清貴委員 認知度が少し低いようにも感じますけれども、特別市創設までには法整備などで多くの時間を要すると想像しますが、権限移譲することで市と県の二重行政の解消や市民サービス向上につながるのであれば、県と協議し財源の移譲と併せて行い、機運醸成とともに、実質的に特別市に近づけていくべきと考えますが、見解を伺います。

○中川耕二総務企画局長 県からの権限移譲についての御質問でございますが、本市では、市民サービスの向上につながるよう、権限と財源を一括して受け取ることができる特別市制度を早期に実現することが重要と考えております。また、それまでの期間におきましても、必要な事務の権限移譲については、本市が事務を担う場合のメリットやデメリット、さらに移譲財源も含めて検討を行い、県との必要な協議を進めているところでございます。以上でございます。

○井土清貴委員 これまでも検討を行ってきたということなのですが、他都市の同じ政令市である横浜市、相模原市は、県からの事務処理特例条例による事務権限の移譲が市民サービスに大きく寄与していることを周知し、特別自治市の機運を高めている事例があります。その一つが一般旅券、いわゆるパスポートの発給申請の受理と交付についてです。本市では県が運営している川崎支所が幸区にあり、ほかには横浜市中区にある本所を含め全4か所になります。県が公表している事業概要を見てみると、本市民の多くが川崎支所で手続を行っていますが、中原区、宮前区からは本所である横浜、そして麻生区からは小田急線を使い厚木の県央支所も多く利用されています。特に北部エリアの市民については、川崎支所にてパスポートを取得するのに場所が遠いなどで苦労していると聞いております。そこで、本市がパスポートの発給申請の受理、交付における県からの権限移譲について見解を伺います。

○中川耕二総務企画局長 県からの権限移譲についての御質問でございますが、パスポートの発給申請につきましては、現在県が全県的な立場から申請の受理・交付場所を選定しているものでございまして、現行の指定都市制度においては、権限移譲を受けたとしても受理・交付場所の選定や事務処理について、県の関与が残るものと考えております。また、本市が事務を担うことによる影響の調査をはじめ、県から必要となる経費が適切に措置されるかなど十分な検討や協議が必要と考えております。以上でございます。

○井土清貴委員 特別市を実現するには、法整備とともに市民の理解も必要と考えます。冒頭に次年度の取組について伺いましたが、やはり認知度向上、機運醸成にはメリットを実感することが効果的と考えます。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、海外への出張や旅行も増加している今だからこそ、パスポートの事務発券に関わる移譲について検討いただきたいと思えますし、ほかにも権限移譲で市民サービス向上につながることに付いては、財源の移譲も含め検討いただきたいと要望すると同時に、権限移譲を含めた特別市への取組について注視していくことをお伝えし、次の質問に移ります。

次に、AED整備事業費について伺ってまいります。初めに、本市が取り組んでいるAED整備事業費について、本年予算と具体的な取組、これまでの主な設置場所並びに設置状況について健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 AED整備事業費についての御質問でございますが、本市施設におきましては、スケールメリットを生かすなどを目的として、令和元年度から健康福祉局による一括契約を推進しておりまして、庁舎や学校など利用者が多い施設やスポーツ関連施設、福祉施設など心停止リスクが高い場所を中心に、現時点で計468台のAEDを設置しております。また、令和6年度予算額は1,161万2,000円でございます、新規に追加する施設を含めて計479台分の予算を計上しているところでございます。以上でございます。

○井土清貴委員 本市が設置しているAEDについては、購入、リース、レンタルのどれなのか、また、設置に対し設置のルールなど設けているのか伺います。

○石渡一城健康福祉局長 AEDについての御質問でございますが、健康福祉局による一括契約では全てリース契約としておりまして、消耗品の交換時期の管理や遠隔監視機能等を備えた仕様に統一することで、AEDの適切な維持管理に努めているところでございます。また、平成30年度に川崎市施設におけるAEDの設置及び管理に関する指針を策定しておりまして、AEDを設置すべき施設を具体的に例示するなど、本市施設における設置基準を定めております。以上でございます。

○井土清貴委員 次に、本市における過去5年のAED使用実績について伺います。

○石渡一城健康福祉局長 AEDについての御質問でございますが、使用実績といたしましては、令和元年度以降、計18回の使用報告がございました。以上でございます。

○井土清貴委員 AEDにおいては119番通報、胸骨圧迫——心臓マッサージと一緒に取り組むことで非常に大きな効果を生み、多くの命を助けることにつながると考えます。また、本市では救急隊の到着時間が平均で10分を超えることも報告されていることから、より現場における応急手当が重要と考えます。そこで、AEDにおいては近くにあることも大変重要であります、さらに重要なのが、24時間365日使える状態にあるのかが重要だと思います。現在、健康福祉局で契約しているAEDについて、24時間365日使用できる機器は何台あるのか伺います。

○石渡一城健康福祉局長 AEDについての御質問でございますが、健康福祉局で契約している468台のうち、24時間365日使用可能なAEDは、市庁舎や入所施設など夜間管理者が常駐している施設を中心に、合計47台との報告を受けております。以上でございます。

○井土清貴委員 約9割が24時間365日使えない状態ということで、主な要因としては公共施設の屋内にあり、利用時間に制限があることが考えられます。ディスプレイ、お願いします。我が会派で福岡市に視察に行ったときの大濠公園の写真でございます。大濠公園の

中にある公衆トイレの前に、こうやってAEDが設置してあります。さらに、盗難防止とか、いたづらをされないように防犯カメラのテープが貼ってあったりして、24時間使えるように、公園ということなので、ランニングしたり、朝の散歩をしたりということで常に使える状態にあるということです。ディスプレイ、結構です。現在設置の機器について、屋内設置から屋外設置を検討していくべきと考えますが、見解と対応を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 AEDについての御質問でございますが、公共施設での設置につきましては、基本的に施設利用者への使用を想定していることから、学校を除く施設の多くでは屋内に設置しております。AEDの設置に関しましては、救命率向上のため、当該施設の職員や利用者等ができるだけ早くアクセスできる場所に配置することが重要となります。しかしながら、当該施設の近隣にお住まいの方や通行者等がいつでも利用できるよう屋外に設置することも効果があることから、最適な場所としては、それぞれメリット、デメリットがあるものと認識しております。今後につきましては、各施設の運営状況や施設構造等を勘案した上で、屋外設置の可能性も含めた適切な配置方法の検討を各所管部署に働きかけていくとともに、AEDの利用可能な時間をホームページ上のマップに積極的に開示していくことで、誰もが利用しやすい環境の整備に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○井土清貴委員 常に使える状態にあることが重要と考えれば、24時間営業しているコンビニや飲食店などの民間施設にも設置させてもらい、普及させていくべきと考えますが、これまでの間、民間施設に対して働きかけを行っていると同時に課題もあることについては、昨日の他の議員の議論で理解しましたので、地域による導入の観点で質問します。健康福祉局以外の局ではAED設置に関して地域に対する補助を出していますが、令和3年度から令和5年度の申請台数、補助台数について経済労働局長、危機管理監にそれぞれ伺います。

○久万竜司経済労働局長 AEDの設置補助についての御質問でございますが、商店街関係団体が設置するAEDにつきましては、商店街を利用、通行される方々への設備として、商店街施設整備事業補助金により必要な経費の25%を補助しております。AEDに係る本補助金の利用につきましては、令和3年度から現時点までにおいて申請はございません。以上でございます。

○飯塚 豊危機管理監 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金についての御質問でございますが、自主防災活動に資する補助金の対象品目としてAEDも含まれておりまして、過去3年間の申請数及び購入補助実績につきましては、令和3年度が5台、令和4年度が4台、今年度は現時点において7台の実績となっております。以上でございます。

○井土清貴委員 AED購入に関する補助金については、現在本市設置の機器についてはリースが主流となっておりますが、地域に対する補助については購入を基本とした補助となっています。長期で設置いただくことや、保守点検などを考えるとリースに対する補助も検討すべきと考えますが、それぞれ見解を伺います。

○久万竜司経済労働局長 AEDの設置補助についての御質問でございますが、商店街施設整備事業補助金につきましては、商店街が行う施設整備に対する補助を目的としていることから、AEDの導入に当たりましては補助対象から設備の維持管理に要する経費を除外しており、消耗品の交換等の維持管理費用が含まれるリース契約は補助の対象外として

いるところでございます。今後に向けましては、商店街エリアの安全・安心な環境づくりは重要でありますことから、商業団体と意見交換を行いながら研究してまいります。以上でございます。

○飯塚 豊危機管理監 自主防災組織防災資器材購入補助金についての御質問でございますが、現在、自主防災組織が利用できる補助金につきましては、年度ごとに各区において資器材購入の希望調査を行い、予算の範囲内で交付団体を決定し、その組織の世帯数などに応じ、資器材の購入に要する費用の2分の1を限度に補助するものでございます。リース方式の防災資器材につきましては、保守点検や消耗品の購入等の負担が軽減されるなどの声がある一方で、他の補助金制度とのすみ分けや希望団体に即した運用など幾つかの課題がございます。地域防災力の向上を図る上で、自主防災組織を中心とした共助の取組を推進することが重要でございますので、実態に即した運用となるよう、地域の声を伺いながら支援につなげてまいります。以上でございます。

○井土清貴委員 常に使える状態のAEDを増やすには、行政だけではなく民間、地域の力も必要と考えます。補助の考え方や設置後の使われ方も注視いただきたいと思っておりますし、いざというときにバッテリー切れ、メンテナンス不足とならないような支援をお願いいたします。また、市内JRへの設置に関しても未設置駅があることから、本市からも働きかけをお願いし、次の質問に移ります。

次に、GIGAスクール構想推進事業費について伺ってまいります。GIGAスクール構想については令和元年よりスタートしましたが、初めに、次年度予算と具体的な取組、本市における過去3年の児童生徒数推移、端末の配付状況について教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 GIGAスクール構想についての御質問でございますが、GIGAスクール構想推進事業費につきましては約4億5,000万円を令和6年度予算案に計上しており、学校内の無線LAN機器の保守、Wi-Fi環境のない家庭を対象としたモバイルWi-Fiルーターの整備、クラウド使用に伴うアカウント管理、ICT支援員の配置、データ利活用に向けた環境整備などに取り組むものでございます。また、本市における過去3年間の児童生徒数の推移についてでございますが、各年度5月1日時点の小・中・特別支援学校の児童生徒数の合計で、令和3年度は10万4,750人、令和4年度は10万4,852人、令和5年度は10万4,177人となっております。また、GIGA端末につきましては、各年度とも全児童生徒に配付しております。以上でございます。

○井土清貴委員 現在3年目を迎えたかわさきGIGAスクール構想ですが、端末の学校教育での利用について、現在の端末使用状況、また自宅での利用はあるのか、自宅ネットワーク完備の対応状況について伺います。

○池之上健一教育次長 GIGA端末の活用状況についての御質問でございますが、昨年4月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果によりますと、本市における学校での利用につきましては、「週3回以上」授業で利用していると回答した学校は、小学校で約95%、中学校で約92%となっており、また、家庭での利用につきましては、毎日または時々持ち帰っていると回答した学校は、小学校で約86%、中学校で約81%となっております。端末を利用するために必要なWi-Fi環境がない家庭につきましてはモバイルWi-Fiルーターを貸し出しており、どの家庭にも端末を利用できるネットワーク環境を整えているところでございます。以上でございます。

○井土清貴委員 次に、子どもたちの声を聴くために、G I G A端末に市のホームページを登録しているということですが、同ページにある24時間子供S O S電話相談、メールによる教育相談の過去3年の相談件数について、また、増減に対する見解について伺います。

○池之上健一教育次長 相談件数についての御質問でございますが、24時間子供S O S電話相談につきましては、令和2年度が244件、令和3年度が191件、令和4年度が378件で、メールによる教育相談につきましては、令和2年度が28件、令和3年度が14件、令和4年度が36件となっております。相談件数につきましては増減はあるものの、電話やメールでの一定の相談ニーズがあるものと認識しております。以上でございます。

○井土清貴委員 相談件数については増えているということですが、いじめの認知件数、不登校児童生徒数、子どもの自殺数の傾向についてそれぞれ伺います。

○池之上健一教育次長 いじめの認知件数等についての御質問でございますが、市立小中学校におけるいじめの認知件数は、令和2年度3,948件、令和3年度4,781件、令和4年度4,932件、不登校児童生徒数は、令和2年度2,177人、令和3年度2,453人、令和4年度2,816人となっております、いずれも増加しております。また、本市で発生した自殺の中で19歳以下の占める割合は、警察庁自殺統計では、令和2年2.0%、令和3年1.8%、令和4年3.4%となっております、改善の傾向は見られない状況でございます。以上でございます。

○井土清貴委員 相談件数とそれぞれの数というのを見たときに、やはりゼロに持っていきたいと考えたときに、現在のG I G A端末に入っているページでは声を拾い切れないのではと考えます。1つは、電話相談が子どもたちにとって相談しやすいのかと考えたときに、スマホ、キッズ携帯の普及率について、民間の調べでは、小学3年生では38%、小学6年生では74%、中学1年生では77%、中学3年生では84%と言われており、近年では固定電話を置かない世帯も増えてきました。そのことを考えると、子どもを対象にした電話相談というだけでは不十分と考えます。では、ネット相談はどうかと考えると、意見を言うだけ、一方的に伝えるだけなら大丈夫なんです、現在のページを見てみると、やり取りについては電話もしくはメールアドレスが必須となっています。メールアドレスの取得率については、調べても出てこなかったんですが、スマホ普及率から見るとメールアドレスの取得率については、さらに低いのかなと考えます。そうすると、スマートフォンや電話機、メールアドレスの普及よりも、今、子どもたちに一番普及しているのはG I G A端末ということになります。100%普及しているということですから。そこで、提案になりますが、この相談という観点で、他都市でも導入しているG I G A端末にアプリを導入し、チャット式での相談窓口を設置することが多くの子どもたちの声を聴けると考えますが、G I G A端末を使った双方のやり取り、相談ができる仕組みの導入について、見解と対応を伺います。

○池之上健一教育次長 G I G A端末を用いた相談についての御質問でございますが、児童生徒によるG I G A端末を用いた双方向での相談につきましては有効な方法の一つであると認識しておりますが、アプリの導入に当たりましては、機能や費用、円滑な運用方法、相談体制の整備などについて十分に検討する必要があると考えております。現在、児童生徒のG I G A端末はメール機能が利用できない設定としておりますが、相談方法の一つとして、端末を活用するために、相談窓口とのやり取りに限定してメール機能を利用できるようにする必要があり、今後検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○井土清貴委員 全ての子どもが平等に相談できる環境整備に向けGIGA端末を使った相談対応の早期実現をお願いいたします。

次に、子どものいじめの認知件数、不登校児童数、子どもの自殺数の傾向について質問しましたが、子どもを守る取組として、それぞれの局が持つ子どもに対する取組や傾向などといったデータを共有し、対策を考えていく、子どもをど真ん中に置いた協議体もしくは協議会が必要と考えますが、こども未来局長に伺います。

○阿部浩二こども未来局長 子ども、若者への支援についての御質問でございますが、いじめや不登校等、困難な課題を抱える子ども、若者への支援につきましては、SOSをしっかりと受け止め、適切な支援につなげることが重要であると認識しており、国のこども大綱におきましても、子ども、若者や家庭が抱える困難や課題は様々な要因が複合的に重なり合っており、保護者への支援を含め重層的にアプローチすることの必要性等が示されているところでございます。本市におきましては、第2期川崎市子ども・若者の未来応援プランに基づき、子ども、若者を見守り支える体制の強化や、専門的な支援の充実等に取り組んでおりまして、こうした子ども・子育て施策を庁内で連携し総合的に推進するため、川崎市子ども施策庁内推進本部会議を設置しているところでございます。今後につきましても、子ども・子育て施策の推進に係る関係各部署の課長級で構成する検討部会等を定期的に開催し、教育、福祉、保健、雇用等他分野にまたがる情報の共有や意見調整を図り、子ども、若者及び子育て家庭への支援を効果的に推進してまいりたいと存じます。以上でございます。

○井土清貴委員 子どもが自分らしく安心して生活できる環境づくりに向けて、繰り返しになりますけれども、今回答弁いただいた相談しやすい環境を整えることに加え、各局の分野を超えて情報、データを検討部会にて共有し、対応、対策に反映していただきたいと要望し、次の質問に移ります。

次に、庁内情報環境整備事業費について伺ってまいります。次年度予算における中身及びテレワーク関係の予算ということで、現在のテレワークの実施状況、今後の展開について総務企画局長に伺います。

○中川耕二総務企画局長 テレワークの実施状況等についての御質問でございますが、本市では、勤務場所に制約されない多様な働き方を推進することで、危機事象発生時における業務継続性の向上や職員のワーク・ライフ・バランスの実現につなげることを目的として、在宅勤務、出張先でのモバイルワーク、サテライトオフィスの3つのテレワークを実施しておりまして、現在、全庁でテレワーク用端末2,310台を配置し、運用しているところでございます。今後につきましては、少子高齢化、人口減少社会が本格化する中、市民サービスの向上や、それらを担う人材の確保に向けまして、多様な働き方を実現していくことは大変重要であると考えており、週2回を上限として在宅勤務を推進していくなど、引き続き活用に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○井土清貴委員 次に、テレワークを実施したことによる効果について、職員目線、市民サービス目線、それぞれ伺います。

○中川耕二総務企画局長 テレワークの効果についての御質問でございますが、令和3年度に実施した職員アンケートでは、育児や介護を抱える職員が在宅勤務を活用することで、通勤時間の削減による負担軽減や業務時間の確保など、仕事と家庭の両立がしやすくなる

ことがメリットとして多く挙げられたほか、在宅勤務において業務に集中できるので業務効率が上がったといった回答がございました。また、テレワーク用端末を用いた市民、事業者との訪問先での説明、打合せにおける資料参照など、市民サービスの質の向上にも資するものと考えております。以上でございます。

○井土清貴委員 次に、危機事象発生時における業務継続性の向上とありましたが、コロナ禍、5類移行後で端末の稼働率が最大何%だったのかそれぞれ伺います。

○中川耕二総務企画局長 テレワーク用端末の稼働状況についての御質問でございますが、月別で最も多い稼働率は、コロナ禍において令和5年2月の30.4%、5類移行後においては令和5年10月の22.5%でございます。以上でございます。

○井土清貴委員 現在の稼働状況が22.5%ということですが、災害が起これば職員も被災する可能性があり、本庁で従事できない、もしくは現場に行けないことが想定されることや、また、感染症流行による場合も同様と考えますが、現在の仕組みでは最大2,300人程度しかできない状況に加えて、できていない部署もあると仄聞します。この状況で危機的事象発生時に対応できるのか、見解と対応を伺います。

○中川耕二総務企画局長 テレワークについての御質問でございますが、コロナ禍においては、テレワークが感染拡大防止や業務継続に効果的であったと考えており、テレワークを活用することは、今後の新たな危機事象発生時の業務継続性の確保等の観点からも重要であると考えております。現在テレワークが進んでいない職場におきましても、テレワークに適した業務の切り出しや、在宅勤務中のオンライン会議ツールを活用した打合せ等のほか、ローテーションで在宅勤務を行うことによる組織的な実施促進など、庁内の好事例を周知することで、より多くの職員がテレワークを実施できるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○井土清貴委員 2019年12月に発生した新型コロナウイルス感染症から約4年が経過し、昨年5類へと移行しましたが、パンデミックがいつ発生するか分からないことを考えると、日頃の備え、BCPに対する意識向上の必要があると考えます。そのためにも危機管理対策の側面からテレワークができるのかどうかを含めて、全庁的な取組を進めていただきたいと思っておりますし、民間企業ではパンデミックを想定したテレワーク・デイズと題して、可能な限りテレワークを実施し、課題を洗い出すということなんかも行っています。業務を止められない行政だからこそ、今のうちに課題の洗い出しを行っていただくことを要望し、質問を終わります。

○川島雅裕委員 私からは、特別養護老人ホーム入居申込みのオンライン化について、武蔵小杉駅東口の喫煙所移設について、等々力緑地のドッグラン設置について、商業者支援について、普通ごみの委託化について、学校給食調理業務の委託化について、6問を一問一答で伺ってまいりますので、よろしく申し上げます。

初めに、5款4項1目老人福祉総務費のうち、特別養護老人ホーム入居申込みのオンライン化について健康福祉局長に伺います。入居申込みの利便性向上について、昨年の予算審査では、自治体DXの推進と併せオンライン化の実施を要望いたしました。これまでの検討状況と新年度における取組について伺います。以上です。

○石渡一城健康福祉局長 特別養護老人ホームの入居申込みについての御質問でございますが、申込者の利便性の向上や効率的な入居調整事務の観点から、現状における課題につ

きまして、これまでの間、施設関係者から、入居申込書の修正やシステム改修が必要であることなど様々な御意見を、申込受付窓口を委託している川崎市老人福祉施設事業協会を通して伺っているところでございます。今後につきましても、オンライン化等を含め、施設関係者や関係団体などから御意見を伺いながら、引き続き検討を進めてまいります。以上でございます。

○川島雅裕委員 ありがとうございます。引き続きオンライン化の実現に向け取り組んでいただきたいと思います。並行して申込手続の見直しや情報の一元化について課題を感じております。入居申込みの手続について、子が親の入居を申請する場合の手続に改善が必要と感じたケースがございました。まず、親が入院している病院から、治療が終わり早期退院を求められるケースです。病気の影響で介護度が進み、在宅介護も難しい、病院から紹介された老人ホームが高額で、家族による費用負担を考慮し特養への入居を選択されます。早期退院を求められているということもあり、早く入居先を決めたいというケースです。もう一つのケースは、在宅介護中に病気がきっかけで親の介護度が上がり、在宅介護の継続が難しい、特養入居を選択し早期入居を希望するというケースでございます。いずれも申込手続で、今、一元化されまして5か所まで施設を選択できることになっているものの、どの施設が早く入所できるのか分からないため施設の選択に困り、手続が進まないといった課題が見られました。現状では施設の空き状況等の情報は一元化されておらず、1件1件施設に問合せをしないと空き状況や申請後の見通しが分からないという状況であります。申込みを一元化する以前と状況に変化がなく、改善されておられません。現役世代が仕事をしながら手続をするわけですから、現状のように1件1件施設に情報を確認するというのは大きな負担でございます。情報提供の在り方、申込方法の見直しが必要と感じています。特に御紹介したようなケースで、早期に入居先を決めたいという状況の方については迅速に取り組んでいただきたいと思います。申込方法の改善について見解と今後の取組を伺いたいと思います。

また、事業者からは、近年空きが出ていて困っているとの声も聞かれます。今回のケースを事業者側から見れば、施設に空きがあり、申請者の状況にもよりますけれども、受入れ可能な状況であっても、利用者から選ばれないと逆オファーができないという現状であります。情報の一元化ができていないため、申込みの一元化で期待しておりましたマッチングやコーディネート機能が十分発揮されておられません。今後はDXを推進し、事業者からの逆オファーによるマッチングやコーディネートが可能となるよう、オンライン化と並行してシステムや運用の改善を検討すべきですが、見解と課題、今後の取組を健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 特別養護老人ホームの入居申込みについての御質問でございますが、御指摘のケースにつきましては、申込者の負担軽減及び利便性の向上の観点から、効果的な情報提供の在り方について検討が必要であると認識しております。今後につきましても、川崎市老人福祉施設事業協会のほか、施設関係者やケアマネジャーなどからも御意見を伺いながら、引き続き検討を進めてまいります。また、入居申込みに係るマッチング等につきましても、システム改修や入居判定を行う上での透明性と公平性等の課題がございましたが、円滑な施設サービスにつながることから、同様に検討を進めてまいります。以上でございます。

○川島雅裕委員 ありがとうございます。本市で取り組むDXでは、各種申請がスマホで完結できるようになってまいりました。特養の申込みについても、行政同様、スマホで申込みが完結できるようなシステムの構築を事業者さんと協力しながら取り組んでいただきたいと思います。今後も進捗に合わせ取り上げてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次のテーマです。3款1項2目地域安全対策費のうち、路上喫煙防止対策事業費における武蔵小杉駅東口の喫煙所移設について市民文化局長に伺います。武蔵小杉駅東口ロータリーに設置されております喫煙所につきましては、井田病院行きのバス停前に設置されていることから、以前より移設を求めてまいりました。昨今は区役所への道路の開通後、変則の三差路のカーブ面に喫煙所が位置することから、ロータリーから区役所方面に移動する場合、見通しが悪く、運転者からも移設を求める声が届いております。これまでの検討状況と今後の取組を伺います。以上です。

○中村 茂市民文化局長 武蔵小杉駅東口指定喫煙場所についての御質問でございますが、当該指定喫煙場所につきましては、市民の皆様から道路のカーブに面しているため、喫煙場所が死角となり危険であるという指摘や、喫煙場所の外に煙が漏れ出ているなどの御意見をいただいているところでございます。これまで関係局やJT等の関係者と環境改善や移設に向けて、その具体的手法や移設候補地等について検討を行ってきたところでございますが、引き続き、厚生労働省の技術的留意事項を踏まえ、新たな喫煙場所の早期整備に向けて協議調整を進めてまいります。以上でございます。

○川島雅裕委員 ありがとうございます。協議調整段階に入ったということでございます。早期移設に向け取組をお願いいたします。

それでは、次のテーマです。8款8項公園費のうち、等々力緑地のドッグラン設置について建設緑政局長に伺います。これまで継続して常設を目指し要望してまいりました。この間、等々力緑地では、民間事業者によるイベント型のドッグランが開設されてきました。どのような形態で開設されたのか、開設に至る経緯と利用状況を伺います。また、今後のイベント情報がありましたら伺います。あわせて、ドッグランの設置について、現在市から事業者に対しどのような働きかけを行っていただいているのか、事業者の反応と併せ、現状と設置に向けた今後の取組を伺います。以上です。

○福田賢一建設緑政局長 等々力緑地のドッグランについての御質問でございますが、等々力緑地では、令和5年4月から等々力緑地再編整備・運営等事業を推進しているところでございます。初めに、イベント型ドッグランにつきましては、事業者が自主事業として、令和5年6月に開催した第1回等々力ドッグフェスティバルにおけるドッグランを求める参加者の意見を踏まえ、同年12月9日と10日に開催した第2回ドッグフェスティバルにおいて運動広場の横に設置したものでございまして、利用状況につきましては、2日間で277組の利用があったところでございます。今後、本年3月にイベント型ドッグランの設置を予定しているほか、令和6年度におきましても、ドッグフェスティバルの定期開催を望む多数の声を踏まえ、事業者が開催に向けた調整を進めているところでございます。次に、常設型ドッグランの設置につきましては、公募時の事業者提案にはございませんでしたが、ドッグラン設置に向けた検討を事業者に働きかけているところでございまして、事業者としても、設置を望む声なども踏まえイベント型ドッグランの開催に至ったものと考え

えております。次に、今後につきましては、公園内での常設型ドッグランの設置は、一定のオープンスペースの確保や利用者への配慮なども必要でございますことから、引き続きイベント等での課題把握等を行うよう事業者に求めてまいります。以上でございます。

○川島雅裕委員 引き続き働きかけをよろしくお願いたします。

それでは、次のテーマでございます。商業振興における事業者支援について経済労働局長に伺います。新年度予算案では、商店街が実施するイベントや地域課題の解決等に向けた取組の支援として1,264万5,000円を計上し、また、意欲ある事業者の発掘、育成や事業者のデジタル化に向けた取組の推進として1,345万1,000円が計上されております。今年度から継続して行われる事業でもありますが、これらの取組は活力ある商業地域の形成に向けて重要であると考えております。それぞれについて、これまでの主な取組や課題と新年度における取組にどのように反映させていくのか伺います。以上です。

○久万竜司経済労働局長 商業振興についての御質問でございますが、商店街等の活性化に向けた令和6年度の支援事業につきましては、商店街魅力アップ支援事業として、にぎわい創出などのイベントを対象とした支援事業と、商店街課題対応事業として、商店街等が地域団体等と連携して地域等の課題解決に向けた取組を対象とした支援事業を実施するものでございます。今年度事業につきましては、イベント等を実施した商店街等からは、にぎわいが創出された、新たな顧客の獲得につながったなどの御意見を伺い、一定の効果がありました一方で、申請者のインセンティブに関する仕組みが分かりにくかったことや、地域団体等への周知に課題がございました。こうしたことから、令和6年度事業につきましては、チケットや地図を手に参加店舗を巡るまちバルについて、チケット制のみから共通料金メニュー制も対象とし、回遊性の向上に寄与するような取組へのインセンティブを高める制度要件とすることや、地域団体等に向けましては、関係局区と連携し、様々な機会を捉えて丁寧に当該制度を御案内することなどにより、同制度を一層御活用いただけるよう取り組んでまいります。

意欲ある事業者の発掘、育成や事業者のデジタル化に向けた令和6年度の支援事業につきましては、かわさき店舗出店支援プログラム「NOREN」として、ビジネスプランの作成からテストマーケティングの実施、受講者同士の交流促進や地元事業者等とのつながりづくりなど、アフターフォローまでを創業アドバイザー等が支援し、市内出店を目指す事業と、事業者等デジタル化推進事業として、宣伝、PR、顧客管理などに活用できるデジタルツールの使い方を学ぶ講習会事業を実施するものでございます。今年度事業につきましては、NORENでは令和4年度からの2年間で6名の方が開業したところでございますが、受講者が確実に出店できるフォロー体制づくりに課題があったものと考えております。こうしたことから、令和6年度事業につきましては、フォロー体制を充実させることで受講者のレベルアップを図り、より多くの開業につながるよう関係機関と連携して取り組んでまいります。事業者等デジタル化推進事業では、令和4年度からの2年間で、動画では248名、対面では78名の方にデジタル化講習会を受講いただいたところでございますが、さらにデジタル化への機運醸成や知識向上を図ることが必要であると考えております。こうしたことから、令和6年度事業につきましては、受講者の御意見等を踏まえ、受講ニーズの高い講座を実施することで事業者のデジタル化を推進してまいります。今後に向けましては、引き続き商業団体等から御意見を伺いながら、こうした事業を効果的に実施す

ることで、地域商業の活性化につながってまいります。以上でございます。

○川島雅裕委員 ありがとうございます。ぜひ地域の商店街等としっかり連携して取組をよろしくお願いいたします。

それでは、次のテーマです。行財政改革第3期プログラムが折り返しを迎えます。新年度予算案では、新年度の取組で50億円の財政効果を確保したと記載がありました。行財政改革の取組が効果的に推進されているようでございます。この取組のうち委託事業について、2点ほど取組を伺いたいと思います。初めに、普通ごみ収集の委託化について環境局長に伺います。予算案では普通ごみの収集体制の効果的、効率的な執行体制の構築について、新たに川崎区、多摩区、麻生区の大規模集合住宅等の一部地域において委託化としております。この委託化による財政効果額は1,300万円としております。既に実施しているエリアでの課題と、新年度の具体的な取組を伺います。また、新たな委託化が執行体制に与える効果についても伺います。以上です。

○三田村有也環境局長 普通ごみの委託についての御質問でございますが、普通ごみ収集につきましては、令和3年度から幸区、中原区、高津区、宮前区の大規模集合住宅を中心に一部委託化を開始し、令和6年度から新たに川崎区、多摩区、麻生区に拡大してまいります。既に実施しているエリアでの課題についてでございますが、大規模集合住宅には、多量のごみを圧縮して貯留できる自動貯留排出装置や専用コンテナなど特殊な機材が設置されているものがあり、その操作方法等の習得が課題でしたが、新たに普通ごみ収集を受託する業者に対して特殊機材の操作研修等を実施することにより、安定的かつ安全な収集体制の確保に取り組んでまいります。また、新たに開始される川崎区、多摩区、麻生区の普通ごみ委託化の効果につきましては、人員や車両などの機材に要する経費が年間約1,300万円削減され、効率的、効果的な収集体制が構築されたものと考えております。以上でございます。

○川島雅裕委員 ありがとうございます。委託化によるメリットについてはよく分かりました。委託化によるデメリットには、サービス内容の低下、社会情勢に伴う経済環境の変化や人手不足などの雇用環境による委託費の上昇などが一般的には懸念をされます。見解と今後の取組を伺います。以上です。

○三田村有也環境局長 普通ごみの委託化についての御質問でございますが、委託化によるリスクといたしましては、運転手などの人材不足や従業員の高齢化、経済環境の影響による受託業者の倒産等、事業継続が困難になることと考えております。こうしたリスクに備え、普通ごみの収集運搬業務の委託に当たりましては、倒産時等における資源物等収集運搬の協力に関する協定を締結しており、受託業者に万一の事態が発生した場合には、事業者間で相互に応援を実施する体制を構築しております。今後とも、社会情勢を注視しながら安定的かつ継続的な事業運営に向けて、委託業務の実施状況のモニタリングをしっかりと行ってまいります。以上でございます。

○川島雅裕委員 ありがとうございます。サービス内容低下についての懸念はモニタリングで解消できるということでございますので、しっかりとした取組をお願いしたいと思います。関連して伺いますけれども、行革課題として挙げられております循環型社会に対応した効率的、効果的な廃棄物収集体制の構築につきましては、この普通ごみの委託化のほか、ふれあい収集の今後の方向性について検討結果を取りまとめるとされております。こ

れまでどのような情報を収集し、検討を進めているのか、ふれあい収集の現状と取りまとめに向けた取組状況を伺います。以上です。

○三田村有也環境局長 ふれあい収集についての御質問でございますが、実施状況の推移につきましては、現在の一般廃棄物処理基本計画の初年度である平成28年度と、直近の公表値である令和4年度を比較いたしますと、普通ごみは779世帯から1,407世帯、粗大ごみは1,620件から2,316件とそれぞれ大きく増加しております。現状では、市民の方には自助、共助による御協力を可能な限りお願いするとともに、生活環境事業所内で協力体制を図るなど、効率的な実施により取り組んでいるところでございます。今後も高齢化の進展とともに、ふれあい収集へのニーズの増加が想定されますので、現場を担当する生活環境事業所も交えて対応状況や課題等について意見交換を行いながら、今後の方向性について検討を進めているところでございます。以上でございます。

○川島雅裕委員 ありがとうございます。それでは意見要望です。普通ごみ収集は、事前に頂いた資料によりますと、車両数だけで見ると、もう既に5割強が委託化されておまして、新年度の取組で割合は増加するものと思います。今後、災害対応などの課題もあるということでございますので、直営体制の年齢構成をバランスよく維持していくという課題もあると思います。委託化と同時に、検討をお願いしたいと思います。また、ふれあい収集につきましては、今後も利用者の増加が予想されるという御認識が一致しておりますので、ぜひ体制の強化に向けた検討をお願いしたいと思います。

それでは次に、学校給食調理業務の委託化について教育次長に伺います。小学校給食の委託化の現状と成果、新年度の予定を伺います。また、委託化による職員配置への影響と今後の退職職員の動向について伺います。以上です。

○池之上健一教育次長 学校給食調理業務についての御質問でございますが、初めに、小学校における令和5年度の給食調理業務につきましては、全114校のうち69校を委託しております。これにより、各学校における給食の質と安全を確保し、安定的、効率的な給食提供を行いながら財政効果を得ているものと認識しており、令和6年度には、新たに東小倉小学校、平間小学校、荻宿小学校、宮前平小学校の4校の委託化を予定しているところでございます。次に、学校給食調理員の配置への影響につきましては、委託導入校の職員は異動年限前に配置替えする必要があるため、可能な限り異動に関する意向に配慮するよう努めております。また、今後の退職動向についてでございますが、現在在籍する全ての学校給食調理員が定年まで勤務を継続するとした場合には、令和27年度末までに全員が退職する見込みとなっているところでございます。以上でございます。

○川島雅裕委員 ありがとうございます。委託での留意すべき点として、衛生管理や質の確保が一般的には懸念されております。委託後のモニタリングについて伺います。また、昨今、報道等でも事業者の倒産等による給食事業への影響も懸念されております。リスク管理について伺います。以上です。

○池之上健一教育次長 学校給食調理業務についての御質問でございますが、初めに、受託事業者に対するモニタリングにつきましては、学校栄養職員等が調理業務指示書等により具体的に調理手順を指示するとともに、調理工程を随時確認するなど給食の質と安全を確保するための点検を行っており、改善を要する状況が生じた場合には、改善措置に関する報告を求めるなどの対応を行っているところでございます。次に、リスク管理についま

しては、給食調理を担う事業者が不測の事態により業務遂行が困難となった場合でも、業務の継続性を担保するための制度として、公益社団法人日本給食サービス協会が実施する学校給食業務代行保証事業があり、本市の委託契約においても受託事業者に対して、当該制度などにおける業務代行保証者を定めることとしております。以上でございます。

○川島雅裕委員 それでは、最後に意見要望でございます。学校給食事業については、114校のうち、もう既に69校を委託しておりまして、新年度では4校追加をされるということで、既に約6割が委託化されております。御答弁では、令和27年度末までには学校給食調理員さんが全員退職をすると。ですので、新規採用がなければ、自然と全校委託に向かっているというのが現状でございます。一般的にも2040年問題が今後の大きな行政課題とされております。団塊ジュニア世代が65歳を迎え高齢化率が35%となり、労働力不足が一気に深刻さを増します。2040年の行政サービスの在り方につきましては、医療や介護と同様に、このごみ収集や給食業務のような事業ではやはり現場力の確保が大きな課題と感じております。事業者が川崎市を選んで仕事を請け負ってもらえるのかというリスクが高まる中で、今後の行革の考え方も課題が多いと思っております。第3期の行革プログラムも折り返しを迎えておりますので、第4期の策定に向けては、行政サービスを維持するための人材確保の在り方について、慎重に検討を進めていただきたいと思います。以上です。

○山崎直史委員 私は3問、1つには部活動の遠征費について教育次長に、2つには定年延長に伴う退職手当等の扱いについて総務企画局長に、最後に、SDCについて市民文化局長に、一問一答方式にて伺ってまいります。

教育指導費、学校対外競技派遣事業費について伺います。これまで部活動で全国・関東大会に出場する際に、大会の開催場所への移動の交通費や宿泊費など費用の支援策を実施していたところですが、小学校の活動においても合唱団やマーチングバンドなどは全国大会や関東大会に出場する小学校もあることから、部活動に限定せず、対象の範囲の見直しを図るなど、支援をさらに拡充することを求めてきました。来年度の本事業の内容について教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 学校対外競技派遣事業費についての御質問でございますが、本事業につきましては、これまで中学校等の部活動において、関東大会及び全国大会に出場する際に、川崎市立学校部活動サポート奨励金交付要綱に基づき旅費や宿泊費の助成を行ってきたところでございますが、新たに学校教育活動の一環として行われる小学校の合唱団等の活動においても対象とすることとしたところでございます。以上でございます。

○山崎直史委員 答弁ありがとうございました。新たに小学校の活動においても部活動と同様に対象の範囲としていただき、感謝申し上げます。今後も子どもたちの活動に関する支援をお願いいたします。

次の質問に参ります。定年延長に伴う退職手当の扱いについては昨年的一般質問において取り上げたところ、あくまでも退職後の生活を保障するものなので、支給時期の繰上げは断じてない、金銭の貸付けもやらないというふうに冷たくあしらわれてしまいましたけれども、私もほっておけないたちでございますので、いま一度質問させていただきたいと思っております。やはり大事なことは寄り添う姿勢というものであって、職員に冷たい会社というのは発展しない。前回の質問におきまして配慮を求めておきましたが、その後の対応について総務企画局長に伺います。以上です。

○中川耕二総務企画局長 60歳を迎えた職員への制度についての御質問でございますが、職員の福利厚生を目的とした互助団体でございます職員厚生会におきまして、これまで退職等に伴い職員厚生会を退会する際に支給をしていた互助給付金に関して、定年引上げに伴いその取扱いを改め、会員期間が25年以上である場合などの要件を満たす職員については、60歳に達した年度の3月31日を基準日として互助給付金を受けられることとし、先月中旬に対象となる職員宛てに職員厚生会から申請書類等を送付したところでございます。本市といたしましても、制度の周知等、引き続き適切に対応してまいります。以上でございます。

○山崎直史委員 答弁の繰り返しになりますけれども、職員厚生会では定年延長に伴い、本来は退会時、つまりそれはおよそ退職時ということになるわけですが、そのときに支給をするとされた給付金を、60歳に達した年度の3月31日を基準日として支給することに決定したということでございます。具体的な額を申し上げれば、一時金と年金の選択によって異なりますけれども、一時金を選択した場合は195万円、年金の場合は年額42万円の5か年で総額210万円となるようでございます。この件につきましては、職員厚生会の事務局長の名前で昨年12月に通知が出されておるわけでございまして、見方によれば、私が質問に取り上げたのが去年の7月、その後局長が動いて、定年前の置き土産として支給というものが実現したように見えそうな気がしないでもありませんけれども、いずれにいたしましても、それで救われた方がいるということでございますので、対応いただきましてありがとうございます。

次の質問に移ります。3款1項3目コミュニティ推進費及び11款1項1目区政総務費に関連して、本市のコミュニティ施策の現状等について市民文化局長に伺います。川崎市では平成31年3月に、これからのコミュニティ施策の基本的考え方を策定以後、各区とも連携しながら取組を進めてきたと思います。町内会・自治会支援や各区ソーシャルデザインセンターの取組なども進む中、麻生区でも4月にSDC開設記念イベント「まちのひろば祭り」が開催されると伺っておりますが、これまでの取組の現状と成果、課題等について市民文化局長に伺いたいと思います。以上です。

○中村茂市民文化局長 コミュニティ施策についての御質問でございますが、これからのコミュニティ施策の基本的考え方につきましては、今後10年後のありたい姿を見据え、多くの市民の皆様と対話と議論を重ね、市民相互の討議も促しつつ、その検討プロセスや熟議を大切にしながら策定したものでございまして、これまでその実現に向け、各区役所とも連携し、地域において市民の皆様と取組を進めてきたところでございます。主な成果といたしましては、町内会・自治会への支援として負担軽減策を進めるとともに、新たな活動応援補助金を創設し、本年度の補助金申請率も7割に達するなど、町内会・自治会を軸とした新たな活動が生まれつつあるほか、ソーシャルデザインセンターにつきましては、本年4月には全区で本格稼働する見込みとなっており、多様なつながりを育む地域の居場所であるまちのひろばへの支援や、人と人、人と地域の新たな関係を編み直すプラットフォームとしての役割を果たしつつあるところでございます。また、区における新たな参加の制度である地域デザイン会議につきましても、本年度までの試行実施を経て、来年度には各区で本格実施される運びとなっております。

コミュニティをめぐる課題は、いわゆる技術的課題ではなく、関係性にまつわる課題で

あると言われております。そうした考えの下、これからのコミュニティ施策の基本的考え方には、あらかじめ何か特別な正解が書かれているのではなく、文字どおり考え方が書かれているにすぎず、創発性や偶発性、余白のデザインを大切に、新たな解を求め続けていくプロセスそのものに価値があるものと考えております。だからこそ、このアプローチへの理解や共感を得ていくこと自体に課題があり、特にソーシャルデザインセンターに関しましては、多くの皆様から分かりづらいという御指摘を受けてまいりました。これまで地域における対話の場を開き、小さな実践と失敗を重ねる中で、一定の成果が生み出されてきたと考えておりますが、引き続きこれまでの考え方を基本としながらも、言葉の持つ力を信じ、より丁寧な対話や様々な発信に取り組み、市民の皆様との協働作業を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○山崎直史委員 このSDC、いわゆるソーシャルデザインセンターについては、町内会・自治会と二項対立するような概念として捉えられがちでありまして、当初ですと、このSDCを創設することは町内会潰しにつながるんじゃないかというような声も聞こえたところでございまして、局長なんかはその首謀者ですからね。首謀者ですから、SDC派の中心人物と目されることも非常に多かったんだと思います。クラシックの世界でアントン・ブルックナーという作曲家がおりますけれども、非常に不器用な方で、ただ、非常に人がよかったですよね。いろいろな方から言われると、すぐ自分の譜面を変える、またそれを許すということでございまして、ブルックナーの曲には必ず著作権問題、ノヴァーク版とかハース版とかそういうものがつきまどってきた。そんな彼が生きた時代というのは、ベートーベンが亡き後、リヒャルト・ワーグナー、そしてまた片方にはヨハネス・ブラームスという両巨頭がしのぎを削った時代でございまして、世論を二分する大論争というものがあったわけでございます。その頃から、人というのはやっぱりレッテルを貼るのが好きだったんですね。おまえはブラームス派だとか、おまえはワーグナー派だとか、いろいろこういうことが言われる時代にあって、自らの立ち位置というものを問われたブルックナーというのは、私は、ブラームスでもない、ワーグナーでもない、アントン・ブルックナーだというふうに言ったという逸話は知られたところでございましてけれども、これは今まさに局長の心境に通じるところがあるかと私は思っております。以上でございます。

そこで、先ほどの答弁を踏まえてですけれども、考え方の分かりづらさに課題はあるものの、この5年間で一定程度の成果があったとの御答弁をいただきましたが、それでは、さらにその先を見据えて、川崎市が今後も暮らしやすい地域社会を持続可能なものとするために、これからの市民社会やコミュニティの在り方などについて、長年、地域活動に携わり、市民目線で様々な施策を進めてきた市民文化局長に、改めて見解を伺いたいと思います。以上です。

○中村 茂市民文化局長 今後のコミュニティの在り方についての御質問でございましてけれども、急速な少子高齢化の進展、人間関係の希薄化など、地域の課題はより複雑多様化しており、残念ながら今後もその傾向は続いていくものと考えておりますが、こうした課題の解決に向けて、市民創発による市民自治と多様な価値観を前提として、このまちに暮らす様々な人たちが相互に理解し、支え合っていくことが何よりも重要だと考えておりまして、こうした豊かな土壌をつくっていくこと、このまち、川崎のまちを私たちが耕していくこと、それが私たち川崎市にとっての役割として今後求められていくものと考えてい

るところでございます。また、同時に、これまでの競い合う成長神話だけではなく、お互いの存在を認め合う余裕や、格差や貧困、差別に抗し、優しさの循環を大切にする寛容な社会、競争ではなく共生が、排除ではなく包摂が求められていると考えており、現に川崎のまちの至るところで、既存の枠組みにとらわれない市民による新たな動きが、少しずつではありますがけれども広がりつつあることを日々感じております。

このような認識の下、引き続き対話と現場主義を実践しながら、本市職員も臆せずにもちに飛び出し、地域のこうした活動と接触を持ち、あるいは時には自らを投げ込み、その変化のダイナミズムを感じ取ることから、結果として組織としての行政の在り方も変わるべきところは変わっていくものだと考えております。こうしたことにより、不確実な時代の変化にもしなやかに対応し得る職員が育つとともに、緩やかに市民創発に呼応する行政への転換が進み、同時に地域においても新たな活動が生まれていくことで、多様なつながりや居場所が創出され、幸福度が高く、誰もが認められる社会的包摂の進んだ持続可能な都市型コミュニティ、そして豊かな市民社会である「最幸のまち かわさき」が形づくられていくものと考えております。以上でございます。

○山崎直史委員 中村局長におかれましては、この3月をもちまして定年ということでございます。私とは歴史的な名勝負を繰り広げてきた間柄ということでございます。まだ私の時間も余っていますから所感をいただきたいところなんだけれども、職員から言わせると、下手に振るとずっとしゃべっていますからと職員からくぎを刺されていますから、続きはまた別の席ということで御容赦をいただきたいなと思います。長年本当にお疲れさまでございました。以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○浦田大輔副委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浦田大輔副委員長 御異議ないものと認めます。およそ5分休憩いたします。

午後5時6分休憩

午後5時12分再開

○浦田大輔副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○重富達也委員 よろしくお願ひします。山崎委員の直後だとちょっとやりづらそうな雰囲気だったので、休憩が入ってよかったです。

4点伺ってまいりたいと思います。1点目が、市民ミュージアムと連携した埋蔵文化財の活用検討について教育次長と市民文化局長にお伺ひします。2点目が、臨海部投資促進事業の補助金交付実績と今後の取組について臨海部国際戦略本部長に伺ひたいと思います。3点目に、こども未来局の事務処理センター設置による業務改善の在り方についてこども未来局長に、4点目が、100周年の特に緑化フェア開催によるレガシーの形成について建設緑政局長と市長にもお伺ひをしてまいりたいと思います。

まず、埋蔵文化財収蔵施設管理事業費についてですが、市民ミュージアムでの被災後、埋蔵文化財は行き場所がなくなり、現状は市内に分散をして保管しています。埋蔵文化財をまとめて保管、活用するための予算として、来年度、今年度比で約3,000万円増の事業費が積まれておりますが、事業概要とこの事業の意義について改めて伺ひます。

○池之上健一教育次長 埋蔵文化財収蔵施設についての御質問でございますが、現在、市内に分散して保管している埋蔵文化財を一元的に整理、収蔵する施設の整備に向け取組を進めており、軽量鉄骨造で設置するためのリース料を令和6年度予算案に計上しているところでございます。本施設には、当面約8,000箱の埋蔵文化財を収蔵する予定であり、今後の増加も勘案し、約50年間収蔵可能なスペースを確保してまいります。本施設を設置することにより、貴重な財産である埋蔵文化財を適切に整理、収蔵、活用することが可能となりますことから、市民の皆様にも、本市の歴史文化への興味関心をさらに深めていただく契機になるものと考えております。以上でございます。

○重富達也委員 整理、収蔵、活用をして興味関心を高める、深めるという御答弁でしたけれども、やはり興味関心を深めるためには、何よりもこの活用が最も重要であろうと思います。ディスプレイ、お願いします。現状の埋蔵文化財の保存状態なのですが、このように箱積みになっている状態にあります。この中身については状態はそれぞれでありまして、このように形がはっきりしているものもあれば、このように破片のような状態、また、写真は頂けませんでした。これ以上にもっと粉々というか、細かいものもあるということでした。現状確認をしたいのですが、これらの埋蔵文化財はどのように分類をされていて、約8,000箱の内訳として分類ごとにどの程度の量があるのか、教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 埋蔵文化財についての御質問でございますが、埋蔵文化財は資料の重要性及び希少性、また、活用頻度等に基づき4つのランクに分類しており、指定文化財など極めて重要かつ貴重で活用頻度が極めて高い資料をAランク、時代の特徴や資料の形状等を良好に表すなど重要かつ貴重で活用頻度も非常に高い資料をBランク、同種多量の土器片など重要で活用頻度が高い資料をCランク、資料の時代や文様等が確認できない小破片の土器など活用頻度が非常に低い資料をDランクとしております。現在、この分類方法に基づく整理作業を実施しているところであり、分類ごとの正確な内訳は確定しておりませんが、作業開始前に実施した事前確認からは、Aランクが100箱程度、Dランクが1,000箱程度、その間のB・Cランクが合計6,900箱程度になるものと見込んでおります。以上でございます。

○重富達也委員 現状は修復作業も行いつつということで分類は確定をしていないということですが、分かりやすいものということで、Aランクは100箱、Dランクは1,000箱、これが見込みが立っているという御答弁でした。

それでは、これまでの活用実績・方法について伺います。私としては、感覚として埋蔵文化財がこれまで市民の目に触れる機会はそれほど多くなかったのかなと感じておりますが、市民ミュージアムではおおむね5年に1度のペースで、こういった埋蔵文化財を活用した企画展が行われていたようですので、その際にそれぞれのランクをどのように活用してきたのか伺います。

○中村 茂市民文化局長 市民ミュージアムにおける企画展についての御質問でございますが、これまで開催してきた考古分野の企画展につきましては、それぞれの開催趣旨に応じて、時代区分や収蔵品の特徴などの様々な視点により展示品を選定し、企画展を開催してきたところでございます。被災前の考古分野の企画展開催時におきましては、埋蔵文化財のランクづけがなされていませんでしたが、主に指定文化財として登録されている埋蔵文化財などの収蔵品等を展示してきたところでございます。以上でございます。

○重富達也委員 被災前にはランクづけがないということがまず驚きで、それでよく保存をしてきたなという気もするんですが、実績としては、主に指定文化財などの埋蔵文化財がメインということですから、恐らくこれまでの企画展では、AランクもしくはBランクに相当するものを多く活用してきたんだろうという想像ができます。同種多量の土器片という分類であるCはもちろんです、資料の時代や文様等が確認できない土器などであるDランクに至っては、恐らくこれまではほとんど活用されることなく倉庫に眠っていたんだろうと思います。

ここからは将来の話をしたいんですが、私は、来年度以降、一元管理の施設ができたとしても、また新たなミュージアムの拠点施設ができたとしても、これまでと同じ考え方は、このC、Dのランクについては、保存のために毎年税金が投入される一方で、ただ保存されるだけ、中身については誰も目にしない状況になってしまうのではないかと危惧をしております。CとDの特徴について考えてみれば、既に状態が悪い埋蔵文化財と言えます。ということは、指定文化財などを含むA・Bランクと比較して相対的に破損に対するリスクが低いとも考えられます。破損が怖くないということは、市民が埋蔵文化財に触れる機会も提供できるということになります。新たなミュージアムの基本計画策定に当たっては、市民から多くの意見が集まっていると思いますが、展示物などに触れるということについて市民ニーズはないのか、市民文化局長に伺いたいと思います。

○中村 茂市民文化局長 市民ニーズについての御質問でございますが、昨年ウェブ上で実施した市民アンケートにおいて、展示物に触れるなど様々な体験、体感の機会を他の鑑賞者と共有できる機会や、展示物に触れたり、体感的な鑑賞ができる体験型のプログラムを求める回答を多くいただいたことから、展示物など実物に触れることに対する市民ニーズは高いものと考えております。また、昨年実施した市民ワークショップや、オープンハウス型説明会におけるシール投票においても、触って学べる機会や、見せるだけではない、飽きさせない展示手法、触ったり、体験、対話しながら鑑賞できる仕掛けづくりについて多くの要望をいただいていることから、幅広い層の市民にとって共通のニーズであるものと認識しております。以上でございます。

○重富達也委員 ありがとうございます。ニーズはあるということで、市民文化局長は以前、教育委員会が所管している文化財についても、市民文化局所管の文化財と同様に博物館、新たなミュージアムということになるかと思いますが、ここにおける重要な資料であると御答弁をされております。今日はもう確認をしませんので今後のお話をさせていただきますが、これまでただ倉庫に眠っていただけの教育委員会所管のC、Dの文化財については、ランクに応じた活用方法を今後検討する必要があると思いますし、CとDの特徴を生かして、収蔵施設に閉じ込めることなく、教育委員会と市民文化局が緊密に連携をして、例えば出張型のまちなかミュージアムなどで触れることができる考古資料として活用すべきと考えます。また、必要があれば今後策定する基本計画などに位置づけることも検討すべきと考えますが、市民文化局長の見解を伺います。

○中村 茂市民文化局長 埋蔵文化財の活用についての御質問でございますが、アンケート等で把握した市民ニーズも踏まえ、これまで以上に多様な体験、体感の機会を増やすためにも、埋蔵文化財をはじめとした収蔵品の活用は非常に重要なものと認識しております。今後、市民ミュージアムのI N A C T I O Nとして展開していくまちなかミュージアムや

教育普及事業の実施などについて様々な可能性を教育委員会と連携、検討し、基本計画においてその方向性をお示ししたいと考えております。以上でございます。

○重富達也委員 物に触るといのは非常に重要な体験になるかと思しますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育委員会としても、今焦点が当たったのが新たなミュージアムの基本計画なので市民文化局長に御答弁をいただきましたが、私はあくまでもこの埋蔵文化財の活用については教育委員会がしっかりと責任を持つべきだと思ひますので、今後、先ほど冒頭に御答弁をいただいたように、市民の皆様にも本市の歴史文化への興味関心をさらに深めていただくということがもし実現できなければ、その説明責任は教育委員会にあるとお考えをいただいで、ぜひ来年度以降事業を実施していただきたいと思ひます。

次に、臨海部です。補助金について伺ってまいりたいと思ひます。この臨海部投資促進事業については、臨海部で30年以上操業している事業者に対して補助金を交付するというをやっておりますので、事業概要とこれまでの交付決定実績について伺いたいと思ひます。

○玉井一彦臨海部国際戦略本部長 川崎臨海部投資促進事業についての御質問でございますが、川崎臨海部産業競争力強化促進補助金につきましては、川崎臨海部に長年立地する企業が高度化、高機能化を目的として行う設備投資に対し、5億円を上限に補助金を交付するもので、令和3年度から運用を行っております。本補助金の目的につきましては、立地企業の既存施設や設備の老朽化による生産効率の低下といった課題解決を図り、今後も川崎臨海部がものづくりの拠点として選ばれ続けるため、地域全体の一層の産業競争力強化を促進することでございます。これまでの実績につきましては2件、約132億5,000万円の設備投資の計画に対して約3億8,000万円の補助金の交付を決定したところでございます。以上でございます。

○重富達也委員 ディスプレー、お願ひします。この制度をスタートさせるときには、委員会の報告もございまして、委員会の資料を見ると、補助金の支出額と企業の投資による税収増の影響をてんびんにかけてシミュレーションが示されております。このように目標達成ラインと補助金回収ラインという2本の線が引かれておまして、このうち補助金の回収ラインというのはどういう意味かといへば、年間で60億円の新規投資が企業によってなされれば、補助金を十分に税金で回収できるというラインになっております。逆に言へば、これは最低限の水準ということ、年間60億円の新規投資が企業によって行われなければ回収ができないということを委員会ですっきりとお示しいただいたわけ、今の御答弁では、令和3・4・5年度の3年間で132億円ということですので、3年間で言へば180億円に達するべきところを達していないことになります。事前にヒアリングを行った結果、まず気になったのが、この補助制度の対象となる企業を個別具体的には把握しておらず、対象企業が何社あるのかということも正確に把握できていないという点です。これではなかなか目標達成ができないかと思ひますので、しっかりとリストアップをする必要があると思ひますが、見解を伺ひます。

○玉井一彦臨海部国際戦略本部長 川崎臨海部投資促進事業についての御質問でございますが、産業競争力強化促進補助金の周知につきましては、これまで立地する企業への訪問や各エリアの立地企業により構成されている会合、川崎臨海部活性化推進協議会等の機会

を通じて行っているところでございます。今後につきましては効率的に制度の周知を行うため、これまでの調査を基に本制度の対象となる企業をリスト化し、目標達成に向けて着実に取組を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○重富達也委員 私は、臨海部国際戦略本部にはかなり優秀な人材が集まっているなという気が常々していたんですが、これではなかなか目標達成できなかつたときにつらいですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、こども未来局の事務処理センターについてこども未来局長に伺つてまいります。複数の事務を一括して3年契約で業務委託している事務処理センターですが、来年度更新の時期を迎えますので、現契約との変更点やその理由、併せて設置場所についても伺ひます。

○阿部浩二こども未来局長 こども未来局事務処理センターについての御質問でございますが、当該事業につきましては、局内においてそれぞれの所管課が事務処理センターとして業務委託をしており、本年度末で契約更新となる保育関係の2事業及び出産・子育て応援事業に加え、令和6年度から母子保健業務、児童福祉施設保護措置費等支弁業務、児童手当支給業務、小児医療費助成業務の4業務を追加し、これらを一括して委託するものでございます。当該事業につきましては、専門性を要さない業務を外部委託することで、局内の事務の効率的な執行体制を構築し、職員がより専門性の高い業務に集中できる環境を整備するとともに、契約を一元化することにより委託業者における業務責任者を削減するなど、人員配置の効率化等を図るものでございます。設置場所につきましては、既存のミヤダイビルと第5平沼ビルに加え、新たに明治安田生命川崎ビルを予定しているところでございます。以上でございます。

○重富達也委員 ありがとうございます。この契約、年間約6億円で、3年間で約18億円の事務委託になります。これは相当大的な委託なわけですね。設置場所については明治安田生命川崎ビルという、まだ使うんだという印象なんですが、今回はここは置いておきまして、この事務委託によって当然時間が生まれる。よく言われるコア業務、ノンコア業務というところだと思いますが、この事務負担軽減によって、来年度以降、新たに事務委託を行う部署でどのような業務改善につながられるのかというのが、この事業費が効果的なかどうかという評価につながろうかと思ひますので、2点、新たに業務委託をする児童福祉施設の関連と母子保健に関連する事務について、それぞれの所管課がどのような業務改善を行うのか伺ひます。

○阿部浩二こども未来局長 事務処理センターについての御質問でございますが、児童福祉施設への措置費に関する事務を事務処理センターへ委託することにより、これまで施設運営経費の支弁事務にかけていた時間を、不適切な養育や被措置児童等虐待の予防及び発生時の対応強化、さらには再発防止につなげるため各施設への訪問による運営指導の拡充に充てることとしており、年間の訪問回数を計画的に増やしてまいりたいと存じます。また、母子保健事業につきましては、毎年度、新規事業や事業の拡充により新たな事務が発生しているところでございます。事務処理センターへ業務委託することにより、令和6年度におきましては、新規事業として開始する1か月健康診査事業や新生児マスキリーニングの実証事業等への対応に充てることを予定しており、今後につきましても、課題への対応などに必要な時間を振り向けてまいりたいと存じます。以上でございます。

○重富達也委員 特に児童福祉施設に関しては、残念ながら昨年の10月に特別指導監査の実施に至る案件がございました。今回の事務処理センター拡充でこういったことがないように、予防に努められるようお願いをしたいと思います。

最後に、100周年関連事業について伺います。本日は4点、この質問も含めてテーマを設定したんですが、予算審査という意味では、この100周年に関連する予算計上が妥当と言えるのかどうかというのが、私としては非常に悩ましいと感じております。背景というか、何でこの質問をするのかということですが、私が今回、来年度の予算案について、毎年財政局で作っていただいている資料ですが、見たときにまず目が行ったのが6ページで、減債基金からの新規借入157億円です。その次のページをめくると100周年記念事業で8億円の歳出があると。そして、また1ページめくると、今度はかわさきフェアで24億円の歳出があると。これは資料の作り方次第なのだと思いますが、この並びで見ると、どうしても市長が来年度の予算、100年、その先予算と名づけた予算なんですけど、次の世代への投資と称して、その次の世代からお金を借りてイベントをやる、そういった予算に見えてしまう資料だと感じたわけです。もちろんお金に色はついていませんので、100周年事業が直接的に影響するとは言いませんが、ただ、この100周年事業が他の事業と同様に減債基金からの新借りをを行う、市に影響を与えていることは間違いがないわけです。こうなると、市長が常々おっしゃっているように、このイベントをイベントで終わらせない、そういった道筋が立っていることが非常に重要ですし、立っていなければ予算としては執行を許すべきではないと私は感じております。

まず、緑化フェアと併せてですけれども、100周年事業に関して言えば、私は、一定程度これまで委員会等で示された資料を見て納得をしております。なぜかということ、実行委員会主催事業に関して特にですけれども、令和7年度以降はという文言が必ず入っていたんですね。なので、その資料を見れば、令和7年度以降に、将来的に市がどのようなアクションをするのか、どのような状態を目指しているのかが割と明確になっていたわけです。ただ、この緑化フェアに関してはなかなかそこが見えにくいということで、今日は質問をしたいと思います。

まず初めに、市長にお伺いをしたいと思います。これまでいろんなところでお話をいただいているので恐縮なんですけど、市長が考える緑化フェアのレガシーというのが何なのかというのか、どういった状態をこのフェア後に目指しているのか、これを市長に御教示いただきたいと思っております。

○福田紀彦市長 緑化フェアのレガシーということでありましてけれども、後ほど出てくるようなウオーカブルな話だとか、あるいはグリーンコミュニティだとか、様々レガシーという形でお示しさせていただいておりますけれども、今回の緑化フェアのテーマは、「みどりで、つなげる。みんなが、つながる」というテーマにしております。この機会に緑でみんなが関わってもらう、これまで公共の緑、街路樹というのは行政がやるんでしょと、あるいは公園というのは、自治会・町内会をはじめとした公園管理運営協議会の皆さんがやるんでしょと、やや他人事だったと思います。しかし、緑の関わり方というのを、緑化フェアを契機にして、維持管理も含めてみんなが関わってもらう、また活用してもらう、そういうきっかけにしたいなと思っております。今日の議論でもありましたけれども、パラムーブメントも、東京大会のときが一つのメルクマールで、そこから始めてその先につな

がる世界観というのが大事だと言ってきました。パラムーブメントというのは今も続いていますので、この緑化フェアでお示ししているレガシーというのは、来年度単年度で終わる話ではなくて、その先の世界観というのをお示していると思っていまして、そういうことを企業ですとか、団体ですとか、市民の皆さんと行政と一緒にあって、それぞれの主体が重なり合うことによってやっていきたいなと思っています。以上です。

○重富達也委員 ありがとうございます。思いとしては分かるんですね。私が今日確認をしたいのは、そのフェア後に市長が目指している姿が、今の準備の体制というか、現状までの建設緑政局がやってきたことで確信を持ってフェア後に形成されると言い切れるのかどうかというのが、ちょっとやっぱり気になってしまうわけです。先ほどおっしゃっていただいたウォーカブルなまちづくりですけれども、ディスプレイ、お願いします。ウォーカブルなまちづくりについては委員会の資料でもお示しをいただいております。ウォーカブルなまちづくりを沿道事業者等が主体で実施する、これがフェア後に達成できていればレガシーが残ったということになるわけですが、このレガシーを残すために何をすべきかです。これをレガシーと位置づけているということは、現状としてはこれが達成できていない、もしくは不足感があると市としてお考えだからレガシーとして位置づけているわけですので、今後このレガシーを達成するために市が検討すべきことについて建設緑政局長に伺いたいと思います。

○福田賢一建設緑政局長 全国都市緑化かわさきフェアについての御質問でございますが、ウォーカブルなまちづくりにつきましても、安全で快適な歩行者空間の確保などにより都市の魅力を向上させ、まちなかににぎわいを創出することを目的に取り組を進めておりますが、地域や関係機関などとの合意形成には多くの時間を要することから、公共空間を活用した実証実験などを通じて段階的に取り組んでいる状況でございます。かわさきフェアにおきましては富士見公園へのアクセス路である市役所通りについて、歩道上に花壇や休憩スペースを創出するなど、居心地がよく歩きたくなる空間づくりを実証実験として行ってまいります。この取組を通じて地域の機運を高め、多くの方の御意見を伺いながら、様々な公共空間の利活用についての課題整理を行うことが必要だと考えております。以上でございます。

○重富達也委員 今の答弁に対する市長の感想も聞きたいところなんですけど、ちょっと時間がないので次に行きますが、今の御答弁は、市がやるべきこととして実証実験をやって、課題整理をするということなんですか。これは確かに事実だと思うんです。ただ、これでは答弁が私は不十分だと思っていて、何が不十分かということ、沿道事業者等がウォーカブルなまちづくり、つまり歩道のある程度占有していくことを考えたときには、令和2年に創設をされたほこみち制度、これは道路占有に関する規制緩和なんですけど、これを本市にどのように落とし込んでいくのかという検討こそが市がすべきことなんですし、市にしかできないことだと思うんです。そういった答弁を避けて、何となく地域や関係機関との調整が主たる課題であるかのような状態だと、フェアが終わった後に、しっかりとこういったほこみち制度の導入が進んでいくのか。もちろんほこみち制度が導入されなくても、ウォーカブルが実施できればいいんですけども、ちょっと不安があるなと思うんです。このような答弁になる理由も私は考えてみたんですが、恐らく建設緑政局内でレガシーを残そうという機運が高まっていないんじゃないかと思っています。緑化フェアの部隊が実証実験を

やるんだという御答弁を今いただいたわけなんです、フェアが終わったときに誰がウォーカブルなまちづくりを実施するのかと考えると、道路占用なので路政課さんが出てくるんです。その路政課が緑化フェアを参考にしっかりと制度化していこうというような答弁が今出てこない時点で、ちょっと局内は大丈夫かなという印象が私としては残ってしまいました。

次に、グリーンコミュニティ、市長も記者会見で一番最初におっしゃっていましたので、人を育てるとというのが重要なんだろうと思います。そのうち里山について伺いますが、現状の里山の管理団体、活動団体というんですか、地元の方の団体は、いわゆる担い手不足の状況にどの程度あって、緑化フェアを通じてどのようにその担い手を確保するつもりなのか、建設緑政局長に伺います。

○福田賢一建設緑政局長 特別緑地保全地区等についての御質問でございますが、特別緑地保全地区等におきましては、良好な自然的環境を維持していくため、現在31の団体が活動しており、このうち24の団体につきましては地域の方々が中心となって活動してございます。令和2年度に活動団体に対して実施したアンケート調査によりますと、約6割の団体が活動の人手不足と回答したほか、約9割の団体において会員の高齢化が進んでいるとの回答がございました。かわさきフェアにおきましては、将来的な協働の担い手づくりや活動の継続性の確保につなげるため、開催前からホームページやSNSなどで様々な緑に関わる活動を広く発信し、また、今まで緑に関わりが少なかった学生や企業の方などにも、ワークショップ等に参加いただくなど、多くの方に興味や関心を持ってもらう取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○重富達也委員 今の御答弁を聞いても、活動団体としては31あるという御答弁でしたが、では、その31の団体が緑化フェアのどこに例えばブースを出すのかとか、全くそういうことが決まっていらないんですね。そんな状況でSNSなどで情報発信をして、ワークショップに参加をしていただいて興味を持っていただく。興味を持っただけで本当にその後、緑化フェア開催が終わった後に、先ほどの31団体の担い手に加わっていただけるのかというのは非常に疑問なんです。そういった道筋が立っていないことが非常に違和感があるというか、事業費の見返りがしっかりとあるのかというのが疑問に思えてくるわけです。

市長に再度伺いたいと思いますが、今の御答弁を聞いて、レガシー形成がしっかりと担保されている、準備が万全だとお考えなのか、もしくは来年度に入って、やっぱりその検討の熟度を上げていく必要がまだあるということなのか、ちょっとそこら辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○福田紀彦市長 先ほどの質問の例えばウォーカブルなまちづくりの話にしても、本市から九都県市首長会議の中で提案して、もっと公共空間をうまく使っていこうじゃないかという形で、ウォーカブルなまちをつくっていきましょうという形で進めているところです。ですから、緑化フェアは緑化フェアのこととしてやっていきますが、同時並行的にそういったことも動いております。ですから、この予算案と緑化フェアとだけの結びつきというふうなので捉えられると、若干矮小化された議論になってしまうかなと思っております、その点はしっかりとやっていきたいと思っております。

○重富達也委員 ないですね。以上です。

○月本琢也委員 私は、学校空調について、そして認知症対策について、それぞれ一問一

答方式で伺ってまいります。

まず、学校空調についてでございますが、これは議案にかかりそうな項目に聞こえるので、議案にかからないように注意をして質問させていただきます。昨年の猛暑は記憶に新しいところですが、年々気温上昇が進み、体育の授業や野外での活動に制限が出ています。また、暑い日の体育館の使用は熱中症リスクが高くなり、熱中症予防のため体育の授業を、保健の授業をはじめ様々な振替をしていると伺っております。また、施設開放において、体育館の利用団体が熱中症対策で中止した回数は100回を超え、直接的に熱中症対策ではなく、熱中症リスクで参加者が少なかったり、講師がそろわなかったりして中止したケースも、件数は確認できていませんが、多くあると仄聞をしております。そこで、体育の授業や部活動への影響について、授業時間のカバーや部活動の練習カバーなど、体育館の空調設備がない現状のある中、人と場所の問題をどのように対応しているのか、教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 学校における熱中症対策についての御質問でございますが、熱中症対策につきましては、各学校に対し、毎年4月に熱中症等の事故防止についての通知を発出するとともに、合同校長会議や学校体育代表者会議等において、高温が予想される日には活動内容の変更や活動時間の短縮、延期、中止を検討することなどを周知しているところでございます。各学校においては、川崎市立学校熱中症対策指針等に基づき、体育の授業や部活動の実施に当たり暑さ指数に応じた活動の工夫を行っておりますが、今後も小まめな水分補給の実施や帽子の着用など児童生徒の体調管理や安全面にも十分配慮しながら、各学校の実情に応じた活動の実施に努めてまいります。以上でございます。

○月本琢也委員 ありがとうございます。事前に伺ったところでは、体育館が使えない分、少し広いスペースとか空調の効いたところで体育の一部を振り替えているとかというような実情をお聞きしました。そういった意味では、学校の先生の負担がいろんな意味で多い中で、こういったやりくりもやっぱり負担になっているのかなと感じたところでもございます。

次に、体育館の空調について今日お聞きしているんですけども、近年、本市内で避難所が開設された暑い時期の事例は、令和元年9月の台風でした。この時期は、熱中症リスクを考え、体育館ではなく空調設備が整っている一般教室を利用したと伺っております。しかしながら、仮に暑い時期に大規模災害が発生した場合は、地域によっては多くの避難者が見込まれます。まず、大規模災害時の川崎市地震被害想定での避難者数予測を伺います。また、当然体育館にも収容していくこととなりますが、避難所の収容可能人数もお聞かせください。

○飯塚 豊危機管理監 避難所への避難が想定される人数についての御質問でございますが、平成24年度に実施した川崎市地震被害想定調査では、避難所生活者の数として、発災から3日目までの避難者を全市で36万1,077人と想定しており、指定避難所の屋内収容可能人数は33万7,716人となっております。以上でございます。

○月本琢也委員 ありがとうございます。ただいま御答弁いただいた地震被害想定では、避難者数が屋内収容者数をおよそ2万3,000人以上超えていることとなりますので、当然避難所に体育館の使用は不可欠であるということを確認したところでございます。

記憶に新しい昨年の夏の厳しい暑さは、様々な社会活動に影響を及ぼしたところです。

昨年に限らず、定性的ではなく定量的に確認させていただきたいと思います。そこで、本市における夏場の気温の状況を示す真夏日、猛暑日の日数の推移を環境局長に伺います。

○三田村有也環境局長 夏季における気温の推移等についての御質問でございますが、環境総合研究所におきましては、本市における気候変動の現状を把握するため、本市の地域特性を考慮し、南部、中部、北部の3か所で大気環境常時監視システムの一般環境大気測定局において観測している気温データを収集し、横浜地方気象台のデータとともに解析を行っているところでございます。そのデータ解析からは、日最高気温が30度以上の真夏日及び35度以上の猛暑日の年間日数の経年推移につきましては、1985年頃までは横ばい傾向であるものの、それ以降はいずれも増加傾向となっております。以上でございます。

○月本琢也委員 ありがとうございます。ディスプレイをお願いします。これが、今、環境局長から御答弁いただいた真夏日の年間の日数の経年の変化をグラフで表しているものなのですが、ずっと横浜地方気象台で観測をしていたものは、1985年以降に測定されて、麻生、中原、大師という3か所で計測されているところになります。真夏日が徐々に増えていく形になります。次が、猛暑日なんですね。猛暑日というのは1990年代ぐらい以降から徐々に出てきているわけですが、海に近い大師のほうは意外とそれほど高くなくて、中原が大体高い傾向に——麻生も高い日もあるんですけども——あるなというところがございます。今年に入ってからの日経平均ぐらい一気に上がっていった状況でございます。これが川崎市で取っているデータでございます。ちなみにこれは2022年までなので、昨年が含まれておりませんので、あくまで一昨年までという形です。昨年はさらに増えていますので、それが含まれていないところです。

この次は、環境省のほうで示している2017年を基準とした気温上昇の変化となっております。地球規模で平均気温の上昇が見込まれている、だから脱炭素という世界的な潮流があるわけですが、今、脱炭素戦略で地球規模での目標を達成していこうという流れはあるんですが、これは私の考えですけども、仮にこの目標を達成したところで、川崎市域におけるヒートアイランド対策を進めていかなければ、気温の上昇というのはなかなか止めていけないのかなと思います。ゆえに、緑化も含めて気温上昇を抑えつつ命を守るためには、体育館への空調というのは避けて通れないのかなと思います。体育館の設備等については、学校施設の長期保全計画に基づいて体育館の改築や改修に合わせ断熱が進められていると仄聞しています。体育館の断熱工事の実施率は4割未満ということです。近年の猛暑から考えると空調設置は喫緊の課題でありますので検討が必要になります。空調設備の設置に時間を要するとしたら、屋上・壁面緑化だけでなく、校庭や敷地内の様々な場所の緑化も有効であると考えます。そこで、体育館の空調設備の設置の検討を進める上で今後どのように取り組んでいくか伺います。また、室温上昇を抑制するためにも、新しい校舎だけでなく、改修等の様々な機会を捉えた学校施設内の緑化を推進していくべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

○小田嶋 満教育長 体育館の空調設備等についての御質問でございますが、現在普通教室や特別教室などの既存の空調設備が更新等の時期を迎えていることから、これらの空調設備の一斉更新等の事業を最優先に進めており、厳しい財政状況の中、事業の優先順位づけを行っていかなければならず、体育館への空調設備の設置につきましては、今後の検討課題の一つであると認識しております。また、学校敷地内の緑化といたしましては、川崎

市緑の基本計画等の趣旨に基づき、緑のカーテンとして、ゴーヤの栽培による壁面緑化や校庭の一部芝生化に取り組んでおります。ゴーヤの栽培につきましては、環境的な効果のみならず、児童生徒が効果を実感し、収穫の喜びを味わうことで、各学校の創意工夫ある教育活動に資する効果も期待され、校庭の一部芝生化につきましては、児童生徒の憩いの場として、心身の健康にも効果をもたらすことが期待されるものと考えております。以上でございます。

○月本琢也委員 ありがとうございます。まさに緑があるということは本当にいろんな意味でいいなと思うところですが、やっぱり緑を増やしていくのにもなかなか大変だという中で、それでも今、緑を増やすには時間もかかるということもありますので、ある程度、これから意見を申し上げますけれども、体育館の空調というのは必要なのかなと思います。

何点か意見要望申し上げますが、1つは、先ほど冒頭にも申し上げたんですが、体育館の空調がないことで、体育館が使えない中での学校のやりくりというのは、私は学校の負担になっていると言えるかなと指摘させていただきます。2つ目に、仮に真夏に能登半島地震クラスの地震が発生した場合には、体育館に空調がないということは、災害関連死を生むリスクが生じてしまうということになりますので、これは学校施設なんですけど、避難所という考え方で考えておかなければいけない点だと指摘させていただきます。そしてまた、来年7月には参議院の通常選挙があるんですが、参議院選挙というのは3年置きにありますけど、これも6月の末から7月ということで、この暑い時期に投票率を当然皆さんは上げるように頑張っているから、投票率が上がれば上がるほど暑い日に行かなければいけないという形になりますので、やはり体育館への配慮ということには、この点も重要なのかなと思います。ですので、この3点をもって考えると、財政状況の問題等々あるんですけども、やはり体育館への空調の設置というのは検討していかなければいけないのかなと私は思います。

これはインターネットの情報ですが、体育館の空調設置には1校で大体5,000万円ぐらいかかると言われていますから、175校で87億円ぐらい、国庫の補助率が大体7分の2という形になってくると、その残りが62億円ぐらいかかってしまう形になります。ただ、これを例えば5年で進めれば12~13億円かかりますし、8年で進めていくと8億円弱という形になってきますし、また、学校単位になると5,000万円ですと1校をどうするかという形になってくると思います。今、学校ふるさと応援寄附金は年々上昇していますが、目的を持ってお金を集めるという形になってくると、全体で一気に何億円というとなかなか難しいし、そういったことはもしかしたら可能性としてもあるのかなと思いますし、また、お金を集めていくだけでは到底たどり着かない予算だと思いますので、ここは多分政治判断が必要になってくるのかなと思います。今の段階で市長に答弁を求めてもなかなか難しいと思いますので、これは政治判断が必要な案件でもございますので、空調対策についてぜひ御検討いただきますことを要望申し上げます、次の質問に移らせていただきます。

次は、認知症対策について伺います。今度の令和6年度予算は、第9期のいきいき長寿プランの開始年度に当たりますので、期の初めに当たり伺ってまいります。まず、認知症サポーター養成講座について伺います。認知症サポーターの人数は全国で1,500万人を超えています。しかしながら、累積の受講者数の合計になっているため亡くなっている方もいらっしゃるでしょうから、この数字から総人口に占める割合と考えるのは厳しいものがあ

ります。しかしながら、受講することで認知症への理解が深まるわけです。認知症サポーター受講生のうち全国的に10代以下の割合が高く、学校教育の中で認知症サポーター養成講座を受講していることがその理由と言えます。小中学生が受講することで祖父母の認知症、家族や周囲の人が若年性認知症になるケースにも対応できるため、非常に意義のあることです。市が主催する認知症サポーター養成講座があり、私自身も数年前に麻生区役所で受講しました。しかし、もっと身近で受けられる機会を増やしたいという思いから、麻生区ではおれんじあさおの皆様が月に1回、区内の様々なコミュニティ拠点で養成講座を実施しています。行政が主催できることには限界もあり、麻生区の例のように認知症キャラバン・メイトの方々の力を活用し、養成講座の積極的な開催とフォローアップを進めていくべきと考えますが、健康福祉局長の見解を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 認知症サポーター養成講座等についての御質問でございますが、養成講座の講師役である認知症キャラバン・メイトにつきましては、本市では令和4年度末時点で1,347名養成しており、地域みまもり支援センター等で実施している講座への協力や、町会、企業等に向けた講座において講師を務めていただいているところでございます。キャラバン・メイトに対しては、川崎市認知症キャラバン・メイト連絡協議会において、研修等を通じたフォローアップを行うほか、メイトが活動を希望しているエリア内での情報共有やネットワーク化を図ることで、メイト自身が積極的に活動を行える環境整備を推進しているところでございます。以上でございます。

○月本琢也委員 ありがとうございます。次に、第9期の計画では認知症サポーターがステップアップ研修を経て、認知症の人やその家族のニーズと、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐチームオレンジの整備の推進が記されています。見守り、声かけ、買物支援など様々なサポートを進めていくことになるチームオレンジに、行政としての支援をどのように考えているのか伺います。

○石渡一城健康福祉局長 チームオレンジについての御質問でございますが、各区地域みまもり支援センターにおきまして、見守りや認知症予防に効果のある活動などを行っている団体に対して、チームオレンジの果たす目的や具体的な活動内容などを共有するとともに、認知症の人や家族の支援ニーズにチームで応える仕組みを学ぶステップアップ講座を実施しております。今後につきましても、既にチームオレンジとして活動を始めている団体もあることから、認知症地域支援推進員による定期的なモニタリング等を通じて活動の継続に向けた支援を行ってまいります。以上でございます。

○月本琢也委員 ありがとうございます。チームオレンジの活動は定量的に結果がどうこうというのはなかなか見えにくいところでもございますので、きめの細かい形で気づいたところはぜひまた御支援をいただければと思います。

では、次の質問です。今年の1月から認知症基本法が施行され、秋には認知症施策推進基本計画が政府で発表される予定で、その後、本市においても計画の検討が進められることとなります。一方で、令和6年度から第9期が始まるため、4月以降の取組が第10期の計画の頃に合わせるようなイメージになると考えられます。このような背景がありますので、第9期で開始することは今後の計画にも大きく影響します。そこで、家族支援に注目して質問します。認知症と診断され、どのように暮らしていくべきかが重要になり、当事者と家族とで考えることが多くなります。しかしながら専門的な知見が必要なこともあり、

診断から介護認定を受けるまでの、いわゆる診断後の空白期間をどのように過ごしていくのが課題になっています。第9期では、認知症の人と家族の一体的支援事業が始まります。これは地域みまもり支援センター等が中心となり、専門職スタッフが、認知症になった人の地域での活躍を支援したり、認知症の人と家族のコミュニケーションを支援したりと、家族の負担軽減などを進めていく事業です。診断直後から専門的に支えることができるため、在宅生活の継続が支援できます。しかしながら、これまでなかった事業ですので、まずは知っていただく必要があります。福祉関係団体や医療機関をはじめ、様々な専門機関を通じ本事業を啓発していくべきと考えますが、見解を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 認知症の人と家族の一体的支援事業についての御質問でございますが、認知症の診断直後から、本人と家族の関わり方について専門的な視点で助言をし、関係性を調整する取組は重要であると考えておりますので、鑑別診断を実施している医療機関や薬局、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら、効果的な周知の方法について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○月本琢也委員 ありがとうございます。認知症の人と家族の一体的支援事業は、地域みまもり支援センターが中心になり、認知症疾患医療センター等の専門スタッフが運営支援をしていくということですが、具体的なモデルについて伺います。

○石渡一城健康福祉局長 モデル事業についての御質問でございますが、事業の実施に当たっては、本人や家族に対して心理的支援等の専門性が求められることから、これまでの認知症高齢者介護教室の内容の見直し等を行い、一部の地域みまもり支援センターにおいて、来年度からモデル事業を実施してまいりたいと考えております。あわせて、今後本格実施に向けて専門スタッフとして従事が想定される区役所や認知症疾患医療センター等の職員に対して、説明会や研修などを通じて一体的支援事業の理解を深めてまいります。以上でございます。

○月本琢也委員 ありがとうございます。次に、認知症の人と家族、専門家、地域の人たち等で共に暮らしていくモデルになっていくわけですが、他の自治体の認知症に関する条例や計画などでよく見かける言葉が、安心、不安のない、共に生きる、優しいなどです。これは自分自身が認知症になった場合だけでなく、家族が認知症になった場合も同様の不安があり、誰もがなると考えていい認知症、誰もが共に生きていける認知症と考えていくべきです。一体的支援事業の効果検証は定量的に難しいところがありますが、認知症の人の地域社会への進出や家族の負担軽減等の効果を含め、専門家が寄り添っていることから一定の効果を示していくことも可能と考えます。第10期に向け、この事業の効果検証についてどのように検討していくか伺います。

○石渡一城健康福祉局長 一体的支援事業の効果検証についての御質問でございますが、本事業につきましては、認知症診断直後から専門スタッフ等が丁寧に関係性を調整し、家族間の関係性の構築や家族の介護負担軽減、本人の社会参加へのきっかけづくりなどを推進していくことを目的にしております。そのため、参加者数や開催回数等の定量的な評価に加え、参加者への聞き取りや医療機関等へのアンケートの実施などにより、本人及び家族の満足度や心理的な変化などの定性的な評価を行っていくことも検討してまいります。以上でございます。

○月本琢也委員 ありがとうございます。本当に定量的、定性的両面から御答弁いただい

てありがとうございます。これから事業が始まる前に評価をどうするんだと聞いてしまったんですけども、先ほど申し上げたように、やっぱりこの3年間で結構大きな勝負になってくるのかなと思いますのでこういう質問をさせていただきました。自分が認知症になったら家族に迷惑をかけるみんな思い込んでいると思いますし、一体的支援事業によって適切なサポートで、本人も家族も自分らしく生きられる、また、私自身も家族が認知症になったことで新たな気づきがあったり、逆にコミュニケーションが深まったりということによってポジティブなことも実は私の経験からもあったわけでございます。そういったことがよりリアルに伝わっていくのは、先ほどの家族の満足度とか、心理的な変化ということで御答弁いただいた定性的なものがよりリアルに伝わっていくことが重要なのかなと思っておりますので、定性的な結果の統計というのは非常に難しい作業になってくると思いますが、この中身が非常に重要になってまいりますので、第10期は法改正に伴う認知症施策推進基本計画を定める時期にも関わってくると思いますから、モデルから検証までしっかりと進めていただきますことを要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○浦田大輔副委員長 お諮りいたします。本日はこの程度をもちまして終了いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浦田大輔副委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。それでは、これをもって本日の委員会を閉会いたします。

午後6時6分閉会

海軍省